

# 水源開発問題全国連絡会

# 第12回総会資料



群馬県多摩川水系、  
み、河をぬけないと  
やがては死んでしまう  
「命の選擇」  
八ッ場ダム  
群馬県水源開発会議会

美しい渓谷を沈め、温泉街を消し  
それでもダムをつくる必要がある  
あるのだろうか？

2005年12月10日  
群馬県中之条町

## 総会資料 目次

ページ

### ★ 事務局からの報告

● 事務局からの「報告」と「今後の方向性」の提案	
I この一年間の全国の水源開発問題の概況	事務局からの報告-1
II 水源開発問題全国連絡会の今年度の方向性	事務局からの報告-9
● 「河川整備基本方針と河川整備計画」問題の資料	
資料1 河川整備基本方針と河川整備計画の策定に住民の参加を！	事務局からの報告-12
資料2 問題点の要約	事務局からの報告-19
資料3 国土交通省の回答(谷参議院議員の照会に対して)	事務局からの報告-23
● 補助ダム問題の資料	事務局からの報告-37
● 中止ダムと計画・工事中のダムの資料	事務局からの報告-40
● 2005年夏の吉野川渇水関連の資料	事務局からの報告-44
● 今年の異常豪雨に関する資料	事務局からの報告-48

### ★ 各地からの報告

● 思川開発(南摩ダム)訴訟について	各地からの報告-1
● 奥胎内ダムの問題点	各地からの報告-5
● 設楽ダムへの現状と流域住民の課題	各地からの報告-11
● 徳山ダム試験湛水強行を許さない	各地からの報告-15
● 小豆島内海ダム開発事業	各地からの報告-18
● 小泉改革は、政治ダム・山鳥坂ダム建設計画を中止せよ	各地からの報告-26
● 川辺川ダムの現状と展望	各地からの報告-28
● (参考資料)韓流 反ダム運動の盛り上げ方	各地からの報告-32
● 淀川水系流域委員会関連の資料	各地からの報告-33
● 渡良瀬遊水池における新たたたかい	各地からの報告-37
● 川辺川ダムと五木村	各地からの報告-40
● ハッ場ダム 住民訴訟1年の経過とこれから	各地からの報告-44
● ハッ場ダム 現地住民の状況	各地からの報告-49

# 水源開発問題全国連絡会第12回総会

## 事務局からの「報告」と「今後の方向性」の提案

第11回総会（2004年10月30日に香川県小豆島の内海町で開催）以降の水源連の主な活動の報告と、今回の総会の討議事項について記します。

### I. この一年間の全国の水源開発問題の概況

#### 1. 水源連としての主な活動

- 昨年の総会で決議した「提言」を、国交省をはじめとする行政機関等に送付（淀川水系流域委員会にも送付）
- 昨年の総会後（11/1）に四国地整を訪れた。
- 徳山ダム問題に関する日本弁護士連合会への要請 04/11/10
- 水源連・嶋津暉之が徳山ダム裁判への意見書を提出（1月、7月、8月）
- 世話人会 1/30
- 河川整備基本方針・河川整備計画について、国土交通省河川計画調整室長との話し合い 1/31
- 日弁連の勉強会 利水面から見たダム問題（3月4日）
- 国土交通省等の補助ダム担当者との話し合い 3/11、10/26
- 内海ダム 「寒霞渓の自然を守る連合会」設立 4/6,7
- 山鳥坂ダム 環境影響アセス問題 日本自然保護協会 有友氏 6/16
- 川辺川ダム 収用委員会、取り下げ勧告 8/29
- 嶋津暉之代表、田尻賞受賞 7/10、8/20 祝う会
- 河川整備基本方針検討小委員会、河川分科会への対応
  - 谷博之参議院議員を通して、国土交通省に対し、「河川整備基本方針と河川整備計画についての照会」（質問主意書と同様のもの）を行った。（8月提出 11月回答）
  - 河川整備基本方針の基本高水流量と計画高水流量の算出根拠データについて各地方整備局に対し、情報公開を求めた。（10月請求 現在、開示中）
  - 傍聴、要請書等の提出
- 海外関係 RWESA 第3回総会へ参加 05/11/17~20
- ハッ場ダム問題取り組みへの協力
- 渡良瀬遊水池開発問題取り組みへの協力
- 清津川の発電用水利権の更新問題取り組みへの協力
- 日弁連のシンポジウム「河川管理と住民参加」に出席（2005年12月3日）
- 機関紙「水源連だより」の発行（31号～34号）
- メーリングリストの運営

#### • ホームページの運営

### 2. 全国の状況 —「先ずは事業ありき」の姿勢が厳しく問われた一年—

この一年も各地で無駄なダム計画の中止を獲得するべく活動が進められました。川辺川ダムにおいて國を「収用裁決申請取り下げ」まで追い込んだのは大きな成果です。他のところでも私たちは國や県とのたたかいにおいてそれなりの成果をあげてきていますが、先行きはまだまだ遠いところがあります。

2005年8月29日午前11時過ぎ、熊本県土地収用委員会は川辺川ダム関係で国土交通省九州地方整備局から出されていた土地収用裁決申請について、その取り下げを申請者である国土交通省に勧告しました。あわせて、「取り下げない場合は却下を通知する」とも明らかにしました。収用委員会の議場は割れんばかりの歓声が沸き起こりました。土地収用の権利関係者（収用の対象とされた権利を持つものとその代理人）の完全勝利です。この勧告は「先ずは事業ありき」の国側の姿勢を公的に指弾したものとしても画期的な意義を持ちます。

土地収用法に「勧告」という用語は見当たりませんが、直後の記者会見で同収用委員会の塚本会長が明らかにしたようにこの「勧告」は、「却下採決を下される前に、裁決申請をしたもののが最後にとりうる自主的行動は取り下げ。自発的行動を促した」ものであり、法的な実質効果は「却下」と同じであることを明らかにしました。勧告を受けた国土交通省は、9月15日に同収用裁決申請を取り下げました。現地の皆さんの運動と、全国からの監視の目が獲得した成果です。

強引なやり方で山鳥坂ダムを肱川水系河川整備計画に押し込んだ四国地方整備局は、同ダム建設事業着手に当たって環境影響評価法に基づく調査を行うことになりますが、なんとスコーピング（評価の枠組みを決める方法書を確定させるための手続き）の段階でクマタカやヤイロチョウを除外するという強行姿勢を示しています。これに対抗するため、日本自然保護協会などに協力を要請しています。

香川県は内海ダム再開発に関してその根拠となる適切な裏づけデータの持ち合わせがないままに、同計画を強行に進めようとしています。平均年齢が80歳近い皆さんが「寒霞渓を守り抜く」ことを合言葉として、この無意味なダム計画の中止を県と国に求めています。

内海ダム再開発のような県が起業者であり、国が補助しているダムを補助ダムといいます。補助ダムとして、静岡県が起業者である太田川ダム、新潟県が起業者である奥胎内ダム、石川県が起業者である辰巳ダムなど、多くの問題があり、各地で反対運動が行われています。水源連として3/11、10/26の2回、補助ダム問題について国土交通省等との話し合いを持ちました。辰巳ダムでは不当にも土地収用法の適用が準備されています。

水資源機構と中部地方整備局は、河川整備計画を策定することなく、徳山ダムの治水上

の位置づけを変更し、さらに、ダム予定地周辺の整備をすることなく、徳山ダムの試験湛水を行おうとしています。市民側は徳山ダムの既成事実化を阻止するべく、直接交渉、公金支出差し止め訴訟（控訴審）、事業認定取り消し訴訟（控訴審）などの手法で抗戦を続けています。

渡良瀬遊水池開発第2期事業は中止が決まったにもかかわらず、洪水調節機能の増強と称して事業の復活を目指しています。この目論見を阻止すべく運動が展開されています。

構想段階から 53 年を経ているハッ場ダムに対してはその受益予定者とされている首都圏 1 都 5 県の住民がそれぞれの都県の知事等を被告として、ダム使用権の取り下げ、公金支出差し止め、過去一年間の支出分を各都県へ返済することを求めた訴訟を起こしています。現段階はどの法廷においても被告側が「公金支出手続きには違法性がないので、この訴訟は住民訴訟になじまない」との主張を繰り返し、却下を求めている状況です。原告側は本論、すなわち、「ハッ場ダムは治水上も利水上も不要であるばかりか、地盤が悪くきわめて危険であり、環境にも多大な影響を与えること」についての本論に入るよう、論陣を張っています。どこの裁判においても常時傍聴席は満員で、ハッ場ダム中止の声が広く拡大しています。あわせて、ハッ場ダムの不当性が多くの人により深く理解されてきています。

清津川ダム中止後の清津川では、東京電力による湯沢取水所での事実上の全量取水により下流域の流量不足が続いている。せめて魚類の生息が可能になる水量を清津川に放流するよう東電との交渉を続けています。

河川整備基本方針、河川整備計画について、国土交通省河川局河川計画調整室長との 1 回目の話し合いを 1 月 31 日に持ちましたが、実質的な話し合いにはなりませんでした。2 回目の話し合いを調整していたところ、小泉パフォーマンスの衆議院選挙で実現していました。今年になって現在（11/28）までに 7 水系の基本方針が分科会を通過しています。

### 3. 水源連として取り組んだ活動など

#### 1) 世話人会

緊急を要する課題について検討を行うため、1 月 30 日に全水道会館中会議室で世話人会を開催しました。

世話人会で予定していた討議・検討事項は下記の通りです。

- ① 最近の状況の共有と作戦
- ② 河川整備計画、河川整備基本方針の中身と策定手続きの問題を浮き彫りにする。
- ③ 補助ダムの問題を明らかにする。
- ④ 総会で積み残した課題の検討。
- ⑤ 水源連としての活動方針の確認。

上記の①～③については論議・検討を深めることができましたが、時間の制約があったの

で、④、⑤は積み残しとなりました。

ついで、翌 31 日開催予定の国土交通省河川計画調整室長稻田修一氏との話し合いを中心テーマである河川整備計画の問題について検討を加えました。

#### 2) 河川整備基本方針・河川整備計画問題

##### ◆ 2005年1月31日 國土交通省河川計画調整室長稻田修一氏との話し合い

総会において河川整備基本方針および河川整備計画について各現場から多くの問題点が指摘されました。それら問題点を国土交通省に提示し、改善を求める目的に、河川整備基本方針と河川整備計画を管轄している国土交通省河川計画調整室長稻田修一氏との話し合いを 1 月 31 日に行いました。

最初に河川整備計画策定手続きについて稻田氏が説明しました。

その骨子を記します。

- 河川法第 16 条の 2 の第四項に関係住民の意見を聞くように加えられた。
- しかし、計画を策定するのはあくまで河川管理者である。
- 住民の意見を反映させられるかどうかを判断するのも河川管理者である。
- すべての意見を反映させることは実際無理である。
- 「行政として、すべての意見は反映できない」ということを理解してもらいたい。

これを受け、当方からは実例を提示しながら、以下の意見を出しました。

- 河川法の趣旨に反する策定手続きが随所に見られること。
- 市民側からの提起された問題について、きちんと検証する姿勢がないこと。
- 市民側と河川管理者との意見交換がほとんど保障されていないこと。
- 熊本で行われている住民討論集会の方式を基本に据えること。

次に二級河川と一級河川指定区間にわたる河川整備計画の問題について話し合いました。

国から明らかにされたことを以下に記します。

- 都道府県知事が策定した計画に同意、あるいは認可して、包括的に進めている。
- 公聴会をやったか、などの確認はしている。しかし、詳しくはない。
- 100 点求めているわけではなく、誰が河川管理者か、ということも尊重している。
- 异議は第一義的には河川管理者に持つべきである。
- 同意の権限は、今は地方整備局にわたっている。河川法第 16 条の 2 の三項、四項が誠実に履行されているべき（はず）である。

##### 会談を終えての反省事項（国土交通省 ロビーで）

会談終了後に反省会を持ち、意見を出し合いました。

◆ 今回はいろんな事例がある、ということを知らせるのも大きな目的であった。

◆ いくつもの団体が来て、その場で言質をとる、というのは実質的に無理。

◆ 次回からは個々の問題について具体的に行う。

◆ 改善案を作つて、持つて行く必要がある。

◆ 水源連と少人数で、定期的に稻田氏と交渉するように努める。

◆ 共通のデータ、共通の資料で話し合うのがいい。

◆ 今年に 1 回は水源連全体として国土交通省との話し合いは必要。

##### ◆ その後の経過など

1997 年に河川法が改正され、河川整備基本方針、河川整備計画の策定が義務付けられ

ましたが、昨年9月までは一級河川109水系のうち、29水系しか河川整備基本方針が策定されていませんでした。それも、基本高水流量は従来の工事実施基本計画の値をそのまま踏襲するものでした。05年9月から、参考に示すように「常軌を逸したスピード」で河川整備基本方針の策定が進んでいます。各水系の河川整備基本方針は社会資本整備審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会にかけられ、長くて2時間、短いものは1時間の審議（その大半の時間は事務局からの説明）で事務局案がそのまま検討小委員会案になり、数水系の案がまとめて河川分科会にかけられて1時間程度（その大半は検討小委員会の報告）でそのまま承認されるという、実質審議皆無のやりかたです。河川整備基本方針検討小委員会は従前の工事実施基本計画の数字を踏襲した基本高水流量の妥当性について何も審議しません。傍聴可能とはいえ、小委員会や河川分科会の開催予定日程を河川局ホームページで1～3日前に告知するというひどさ。傍聴に行っても、3人程度の傍聴席しかなく、10人もいればそれでもう満員。市民団体はこのように内容的にも、手続き的にもまったくお粗末な審議に対

#### 参考：「常軌を逸したスピード」で進む河川整備基本方針の策定作業

05年4月までは2回、04年は6回、03年は4回、02年は2回、01年は2回。

- 第26回 11月25日（金） 鳴瀬川、九頭竜川、高津川
- 第27回 11月30日（水） 淀川
- 第28回 12月6日（火） 利根川
- 第29回 12月12日（月） 鳴瀬川、九頭竜川、高津川（最終？）
- 第30回 12月19日（月） 淀川・利根川（最終？）

●第二十五回河川整備基本方針検討小委員会（平成17年11月14日）

<後志利別川水系、菊川水系、大分川水系>

●第二十四回河川整備基本方針検討小委員会（平成17年11月9日）

<利根川水系>

●第二十三回河川整備基本方針検討小委員会（平成17年10月31日）

<後志利別川水系、菊川水系、大分川水系>

●第二十二回河川整備基本方針検討小委員会（平成17年10月12日）

<利根川水系、淀川水系>

●第二十一回河川整備基本方針検討小委員会（平成17年10月3日）

<利根川水系、淀川水系>

●第二十回河川整備基本方針検討小委員会（平成17年9月26日）

<常願寺川水系、吉野川水系>

●第十九回河川整備基本方針検討小委員会（平成17年9月22日）

<沙流川水系、紀の川水系>

●第十八回河川整備基本方針検討小委員会（平成17年9月16日）

<常願寺川水系、吉野川水系>

●第十七回河川整備基本方針検討小委員会（平成17年9月7日）

<庄内川水系、沙流川水系、紀の川水系>

して、民主的且つ内容のある実質審議を行うよう河川分科会と検討小委員会に文書で申し入れを行ってきました。

12月5日には八ッ場ダム訴訟を担う皆さんと共に、利根川水系河川整備基本方針検討小委員会に対する要請として、保坂展人衆議院議員の協力を得て、国土交通省への申し入れを行いました。11月30日に行われた八ッ場ダム訴訟1周年集会で採択したアピールと要請書を国土交通省に提出しました。参考資料として昨年の水源連総会で採択した「提言」も提出しました。話し合いは国土交通省のかたくな対応で時間が不足し、終了後の住民側の話し合いで、近いうちに再度の話し合いをもてるよう野党三党の国会議員に働きかけることになりました。

河川局河川計画調整室長との話し合いを継続すべく努力をしてきましたが、ガードが固いことと突如の衆議院選で実現していません。その代替として以下、二つのことを行いました。

谷博之参議院議員を通して、国土交通省に対し、「河川整備基本方針と河川整備計画についての照会」（質問主意書と同様のもの）を行いました（8月提出 11月回答。）

河川整備基本方針の基本高水流量と計画高水流量の算出根拠データについては、各地方整備局に対し、情報公開を求めました（10月請求 現在、開示中）。最初はこれらのデータ提供を本省に要請したのですが、「データは各地方整備局の担当であるから各地方整備局に対して情報公開法に基づく手続きを」との返事。この対応からも、本省は小委員会や河川部会の開催しか行っていないことが分かります。

#### ◆ 最近の小委員会を傍聴してのひとつの見方（遠藤）。

小委員会のメンバーである県知事本人が出席した数少ない例があった。徳島県知事である。吉野川水系基本方針が小委員会にかけられたとき、小委員会は第十堰の可動堰化を進める勢いにあったが、徳島県はあらかじめ基本方針と第十堰を切り離すことを国土交通省と合意していた経緯から、徳島県知事本人が次の小委員会に出席して、第十堰問題については今後どのような対策が必要なのかあらゆる面から検討を加える予定であるとして、河川整備基本方針と切り離すことを求めた。県知事は地元の公式な代表であるので、ほかの委員はよほどしっかりと根拠を持たないと反論を出せない。あの場に県知事を出席させ、あのような発言をさせる環境を作っている吉野川の皆さんのはものすごいものであると私は実感せられた。このように知事を動かすことの重要性は、運動を始めた当初から言っていた、「県民全体の運動にしたい」が実現していることの証左である。

河川分科会・小委員会（昔でいう河川審議会）が民意を外れているとき、「待った」をかけることが出来るのは地元の県知事、ということを吉野川の皆さんは実証してくれた。水源連としてもこの事実を大切にしたいと思う。

#### 3) 補助ダム問題

2005年3月11日、佐藤謙一郎議員と松野信夫議員が国土交通省の補助ダム担当者からレクチャーを受ける形での話し合いを持ちました。補助ダム関係の法的手続きなど、基本的なことについての説明を受けました。当方からは、奥胎内ダム（新潟県）などの事例を挙げて、各県がまったく不要な事業を補助ダムとしての申請を行っていること、地元から

の科学的根拠に基づく疑問に対して真摯な対応をしていないこと、などを説明しました。

10月26日には、参議院議員会館面談室で、新潟県選出の近藤正道参議院議員により、補助ダム問題に関して国土交通省と厚生労働省の担当者からのヒアリングが行われました。同じく新潟県選出の黒岩宇洋参議院議員が同席しました。補助ダム問題は多くの側面からその問題性を有しています。本来は起業者である県がそのダム計画の必要性を十分に説明ができ、かつ、民主的な手続きで計画が策定されていなければなりません。一方、補助ダムとして採択し、補助金を交付する国は、補助ダムの是非をさまざまな側面から十分に審査し、その結果として交付の是非が判断されなければなりません。実際は、県サイドも国サイドもこれらのことときちんとやっていません。おまけに国には県から都合の悪い情報は入っていないのが実情です。そこで10月26日は、現地の皆さんが国の担当者に、各ダムの問題点を認識させることを目的としました。あらかじめ内海ダム再開発(香川県)、太田川ダム(静岡県)、奥胎内ダム(新潟県)の問題点について議員を介して担当者に提出しておいたことから、事実関係を確認する方式で話を進めましたが、担当者に問題性を十分に理解させるにはいたりませんでした。

今後は、水源連で問題点を整理して国土交通省に提示し、その後に再度、国会議員による国土交通省のヒアリングを行われるようになっていきます。国の担当者は「補助ダムは基本的には県が主体的に判断する問題」としています。県が都合の悪い情報を本省にあげていないので、本省と県が同席する方式でのヒアリングの開催、それも地元での開催がこの問題解決に有効と思われます。

#### 4) 海外との連携

基本的にはRWESA-Japanの一員としての活動を行ってきました。

11月17日～20日にカンボジアで開催されたRWESA第3回総会に水源連から4名(内2名はRWESA-Japanからの派遣)が参加しました。南アジア、東南アジア、東アジア、アメリカ、オーストラリアなどの約20カ国から140名ほどのアンチダムファイターが参加し、熱のこもった討議が行われました。この総会ではRWESAのこれまでの足跡の検証、ダム影響住民の実態、公的金融機関の問題性などが話し合われました。

ダム影響住民の実態にはきわめて厳しいものがあります。ビルマ、インドネシア、フィリピンなどでは軍隊と対峙しながらの戦いです。特にビルマやインドネシアからはダム影響住民が軍隊に追わられて難民化している状況が報告されました。これらの事業に財政面で支えているのが国際金融機関(アジア開発銀行ADB、国際協力銀行JBIC、世界銀行[日本はこれら機関の有数の出資国])です。日本からの金がダム影響住民を生み出している事実をたくさん突きつけられた総会でした。これらの国際金融機関は各々がダム等を建設するときの制約を定めていますが、ダムを建設する被支援国の申告について事実に即して審査することは出来ていません。また、多くの国では公共事業の手続きや補償についての法制度が未熟でそれこそ民主化は遠い先の話になってしまふようです。

このような状況に対して金融的にも企業的にも日本からのダム輸出をやめさせるはどうしたらよいのか、この問題に直面せざるを得ません。日本はそれなりの法制度がありますが、多くの問題を内包しています。見かけ上の民主化もそれなりに進んでいますが、その実態たるや暗澹たるものがあります。このような日本国内の状況が海外にさらに強固

な形で持ち出されていると推測されます。

もう一方で、韓国から市民運動が国のダム計画を白紙撤回させた報告がありました。韓国ではKFEM(韓国環境運動連合)に参加する環境保護運動が活発で、ダム一つ作るにも彼らの同意を得なければ作ることが出来ないとのことです。このグループが力をつけてからは、国のダム関係予算も計画も著しく減少したとの報告を受けました。

会議の最終日にKFEMの皆さんと会談し、双方の国が「もはやダムは不要であるにもかかわらず経済効果や利権の対象としてダム建設が進められている」という同じ状況にあることを確認すると共に、相互の情報交換・交流を図ることで意思一致を見ました。この合意を国に持ち帰り、運動体としての了解を得た上で、来年の4月ごろに第一回目の顔合わせができるといいね、ということになりました。

海外との連携で水源連としてとりあえず出来ることは内外への的確な情報の提供です。水源連総会資料や公共事業3法案、データ解析結果、各地からの生きた情報など、水源連は内外に発信する素材をたくさん持っています。水源連ホームページの本格的な運用を図ることが日本を含めたダム影響住民への大きな貢献の一つです。水源連HPの本格運用に向けた財政的、組織的取り組みを早急に開始しなければなりません。

#### 5) コミュニケーション

機関紙「水源連だより」の年4回発行、水源連MLの運営、世話人・事務局MLの運営などを通じて、水源連内のコミュニケーションを図ってきました。水源連ホームページについては、一般公開ではない「データの倉庫」に重要な情報を入れるようにしたために、水源連が外に対して発信する際のツールとしての機能がまったく不十分でした。改善の必要があります。

水源連MLが情報と意見を交換する場として使われていますが、今ひとつ会員皆さんの利用が少ないと思われます。その原因がどこにあるのかを究明し、改善する必要があります。

6) 2005年度会計報告

**水源連 2005 年度会計報告**

(2004年11月1日～2005年10月31日) 単位:円

収入の部			内訳
	前年度繰越金	421,835	このうち切手 60,240
	年会費個人	373,000	
	年会費団体	285,000	
	カンパ	606,364	木頭村 38 万円
	収入	7,000	資料売り上げ
	2005 年度収入小計	1,271,364	
	合計	1,693,199	
支出の部			内訳
	水源連だより印刷代	254,100	31号～34号
	水源連だより送料	197,290	ヤマト運輸
	その他印刷代	88,600	三法案印刷代ほか
	通信費1	62,000	だより追加発送、ハガキほか
	通信費2	9,170	宅配便(封筒発送ほか)
	事務費	15,589	宛名シール、コピーほか
	購入費	85,570	情報公開資料ほか
	会議費	2,746	お茶菓子ほか
	雑費	2,000	集会賛同金
	行動費	85,920	国交省交渉・現地・選挙応援の交通費など
	振り込み手数料分担	10,210	
	合計	813,195	
収入－支出	次年度繰越金	880,004	このうち切手 31,740

**II. 水源開発問題全国連絡会の今年度の方向性 事務局案**

**1. 今年の課題**

- ◆ 河川整備基本方針、河川整備計画策定など河川行政の民主化問題に取り組む  
今年になって異常な速度で進行している河川整備基本方針策定の動きへの対応、社会資本整備審議会への対応について話し合い、それに続くであろう河川整備計画策定に私たちが求める住民参加をどのようにして勝ち取るのか。  
小委員会で審議された（されている）基本方針（主に基本高水流量）に関する全水系のデータ、手法などの資料開示請求、解析、見解公表など
- ◆ 補助ダム問題に取り組む  
補助ダム問題は、地方自治体から国土交通省への申請書がその様式どおりに書かれていれば、ほぼ自動的に補助ダムとして採用されることが問題。本省の担当者が申請書に書かれていることを具体的には検証していないのが実態。税金を使う以上は本省がチェック機能を発揮していない実態を正さなければならぬ。
- ◆ 一つ一つのダム反対運動の勝利を目指す
  - 水源連の目的は一つ一つのダム反対運動に勝利することにある。現在計画・工事中のダムに対する反対運動はもちろんのこと、黒部川ダム群のように完成後のダム弊害への闘いも含め、個別の運動に互いが協力し合って勝利できるように情報交換を密にする。その一助として事務局と現地の連携を改善する。
  - 共通課題に関しては、本省等との交渉を密に持つ。これがなかなかできない。打開策を見出さなければならない。
  - 水源連ホームページを水源連から内外への発信ツールとして改善する。
- ◆ 海外の反ダム運動との連携を図る
  - 運動の作り方、法的制度など、水源連運動の参考となるであろうK F E M (韓国環境運動連合)との交流を進める。
  - RWESA-JAPAN間の連携を密にする。

**2. 取り組むべき課題各論（水源連の運営関係以外）**

**別紙参照**

**3. 水源連の運営に関して（これまでを基本とし、改善すべき点は改善）**

**1) 各地の運動一つ一つに勝利するための戦略・作戦をたてる。**

- ◆ これからも、発足時の三つの目的を原則とする。
  - ア) 互いの情報連絡を密におこなって、水源開発事業者と闘うための戦術、戦法を練る。
  - イ) 水源開発事業の欺瞞性を大きくアピールして、世論を喚起する。

- ウ) 力を結集して、国土交通省等と交渉し、水源開発計画の見直し、中止を求める。
- ◆ 各地の運動と水源連全体の運動との連携を確立するよう、相互の連携を改善する。
  - 事務局と各地の運動体との交流を図る。
  - 各地の運動体から水源連全体への協力要請（署名、資料配布など）に応える。
- ◆ これまでの活動の継続・発展
  - 科学的検証に基づくダム反対運動（ダム弊害への闘いを含む）の支援
  - 各地の運動の共通の問題点を掘り下げ、国などと交渉する。
  - 法案の作成と法制化の取り組み
  - 政府および国会議員などに対する取り組み： 国土交通省等との交渉、国会議員・各政党への働きかけ、各地域の運動団体と国会議員・省庁との話し合いの準備 等

## 2) 事務局体制の充実など

- ◆ 水源連運営に関する方向性
  - これまで事務局が担ってきた業務を引き続き行う。
  - 世話人を中心に、会員からの提案と会員の協力を求める。  
その場合は、  
 ①世話人等が、新たに取り組むべき課題とそれへの取り組み方法を提案する。  
 ②事務局が世話人と相談しつつ、①の提案を検討し、実施可能と判断されたものは世話人等の協力を求めて実施していく。
- ◆ 世話人会の開催
- ◆ 水源連HPの本格運用
  - 宝の倉庫を多くの人に共有してもらう。
  - HP担当班（素材提出、編集・掲載）を設置する。
- ◆ 機関紙の発行とMLの運営

## 4. 今年度予算について

水源連の活動を広げていくために、事務局が現地との交流を図ることを方針に入れました。そのための活動費を 20 万円計上します。また、情報公開資料やデータ処理ソフト等の購入費が増加することが見込まれるので、購入費を前年度比増で手当てします。

## III. 役員の選任案

- 事務局案：顧問を2名体制とし、藤田 恵氏にもお願ひしたいと考えます。
  - ◆ 顧問 矢山有作 藤田 恵
  - ◆ 共同代表 嶋津暉之 遠藤保男  
(事務局長兼務)
  - ◆ 会計 和波一夫

# 河川整備基本方針と河川整備計画」問題の資料 1

## 河川整備基本方針と河川整備計画の策定に住民の参加を！

水源開発問題全国連絡会

### 1 法改正8年後になって急に猛スピードで進む河川整備基本方針の審議

——拙速な審議を改めるべきである——

全国の一級水系109水系のうち、今までに策定された河川整備基本方針は11月15日現在で31水系であるが、国土交通省は2007年度までに基本的にすべての水系について河川整備基本方針を策定する方針を打ち出し、吉野川水系や利根川水系、淀川水系などの河川整備基本方針を急ピッチで策定する動きをはじめた。

といつても、河川整備基本方針の内容は旧河川法時代につくられた工事実施基本計画をほとんどそのまま踏襲するものであるから、大変なエネルギーをかけないと出来上がらないという代物ではない。社会資本整備審議会にかけるという手続きを経なければならないだけのことである。本来は新河川法の理念に基づき、環境のことにも配慮して治水計画などを根本から再構築することに河川整備基本方針策定の意義があったはずであるが、そのような意義などはどこかに行ってしまった。

各水系の河川整備基本方針を審議するのは、長ったらしい名の「社会資本整備審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会」である。その上に河川分科会があって、小委員会の報告を受けて承認する形になっている。実際には河川分科会は報告をそのまま承認し、審議らしい審議を行わないものであるが、一方、小委員会の方も審議がきわめて拙速である。

たとえば利根川水系河川整備基本方針案に関する審議は次の第4回で終わりというスピードで進んでいる。今まで、10月3日の第1回で1時間、10月12日の第2回で1時間、11月9日の第3回で2時間の審議を行っただけである。吉野川などの他の河川の場合は小委員会の審議はほとんどたった2回だけである。それも、会議の大半の時間は事務局からの説明に使われており、審議といつても、各委員が1回程度発言するだけである。

なぜ、このように短い時間で、議論らしい議論もしないまま、審議を終わらせようとするのであろうか。2、3で述べるように、事務局が示した基本方針案には基本的な問題があるにもかかわらず、それがほとんどそのまま、小委員会で承認されてしまうのは、議論すべきことを議論していないからである。河川法が改正されてから早くも8年が経過した。本来はもっと前から各水系の河川整備のあり方について着実な議論を積み上げてくるべきであったにもかかわらず、8年間は何もせず、この場になって急に猛スピードで審議を終わらせ、事務局案をほとんどそのまま承認しようとするのは理解しがたいことである。小委員会においては、利根川水系等の水系ごとに専門部会を設置し、事務局案だけに依拠するのではなく、委員自らが専門的な検討を行い、さらにパブリックコメントを求めて、時間をかけて議論し、しっかりした審議を行うべきである。

### 2 従前の数字と変わらない、河川整備基本方針の基本高水流量

——過大な基本高水流量を見直すべきである——

河川整備基本方針において最も重要な点は、基本高水流量(〇〇〇年に1回の最大洪水流量)の設定にある。工事実施基本計画は、基本高水流量を現実性のない過大な値に設定し、それによってダム建設の必要性をつくりあげてきた。工事実施基本計画の多くは25~40年前に策定されたもので、観測データ数が少なく、計算手法として相応しくないものも含まれていた。その後、観測データがかなり蓄積してきたのであるから、河川整備基本方針の策定にあたっては科学的に基本高水流量を計算し直すことが期待されていた。そうすれば、多くの河川では基本高水流量はぐっと小さな値になるはずである。

ところが、国土交通省は、25~40年前に決めた工事実施基本計画の基本高水流量をそのまま踏襲するという方針をきめ、従前の基本高水流量は妥当であるという一応の根拠を出して、基本高水問題を終わらせるようになった。国土交通省が示した根拠とは、流量確率法と既往最大流量による検証である。

流量確率法とは、毎年の最大実績流量から統計手法で直接、〇〇〇年に1回の最大洪水流量を求める方法である。それに対して、従来の手法は、まず〇〇〇年に1回の最大雨量を求めてその雨量から流出モデルを使って〇〇〇年に1回洪水流量を求めるやり方で、雨量確率法といわれているものであるが、この計算手法は計算者の判断要素がいくつもあるため、恣意的に数字を大きくすることが可能であった。それに対して、流量確率法はもっぱら統計計算であるから、本来は客觀性のあるものである。

しかし、国土交通省は、実績流量として観測流量ではなく、別の数字を使って流量確率計算を行うというテクニックを用いるようになった。すなわち、観測流量には氾濫流量やダム調節量が入っていないということで、計算流量を実測流量の代わりに使うなどの方法を採用するようになったのである。計算流量は流出モデルの係数のとりかたによって、大きくなるので、実績流量を適当に膨らませることができる。その他に統計手法として大きな値が算出されることが最初から分かっている、相応しくない手法もわざわざ入れるようにしている。流量確率法は本来は従来の基本高水流量より小さい値を算出するものであるが、国土交通省はこのようなテクニックを使うことにより、従来の基本高水流量と同レベルの値が求められるようにしている。

また、既往最大流量の方は随分昔のことであって、観測が行われていない時代のものであるから、流出モデルによる計算流量が使われる。その場合は上記と同様に、モデルの係数の取り方によって適当に数字を膨らませることができる。

このようなテクニックを使って、国土交通省は、従来の基本高水流量に科学的な根拠があるかのようにし、基本高水流量の引き下げは絶対にしない方針を貫いているのである。

表1は、河川整備基本方針が定められた一級水系および審議会にかけられている一級水系の基本高水流量を従前の工事実施基本計画のそれと比較したものである。37水系のうち、33水系は従前の工事実施基本計画の基本高水流量をそのまま踏襲し、残りの4水系は計画規模を大きくしたことによってむしろ基本高水流量を引き上げている。基本方針の策定にあたって、基本高水流量を従来の値より小さくしたところは皆無である。

この国土交通省の方針は一級水系の直轄区間だけに限られず、一級水系の指定区間(都道府県の管理区間)にも、二級水系にも適用されている。都道府県が一級水系の指定区間や二級水系の河川整備方針・河川整備計画を策定する場合は、一級水系の指定区間は国土交通省の認可、二級水系は同意を必要とするが、その場合に基本高水流量を従来の値より小さくするようなことがあれば、国土交通省の認可や同意が得られない。なお、一級水系の指定区間について都道府県が策定するのは河川整備計画だけであるが、この場合もその裏づけとして基本高水流量の提示が求められ、国土交通省のチェックが行われる。

### 3 単なる看板となった河川整備基本方針

#### ——現実性のない基本方針は定めるべきではない——

策定されたか又は策定されつつある一級水系の河川整備基本方針をみると、工事実施基本計画の数字を踏襲して、過大な基本高水流量を設定したため、現実に実施することが困難な計画になっている。

例えば利根川の河川整備基本方針案をみると、毎秒 22,000m<sup>3</sup>(八斗島地点)という過大な基本高水流量を踏襲したため、従前の工事実施基本計画と同様に、実現不可能なものが含まれたものになっている。その端的な例は、利根川上流ダム群の建設である。今回の方針案では計画高水流量(河道整備で対応する流量)が毎秒 16,000 m<sup>3</sup>から 16,500m<sup>3</sup>に変更された。これにより、八斗島上流の洪水調節必要量が毎秒 500m<sup>3</sup>減ったとはいえ、まだ 5,500m<sup>3</sup>もある。国土交通省の計算では既設6ダムとハッ場ダムの効果は毎秒 1,600m<sup>3</sup>であるから、残りの 3,900m<sup>3</sup>への対応が必要となる。今回の案では下久保ダム等の再編成や烏川での遊水池建設も行うことになっているが、それらの治水効果はさほど大きなものではないので、利根川上流にこれから大規模ダムを十数基以上つくらなければならない。この点は従前の工事実施基本計画と基本的に変わらない。

利根川上流では治水目的を含む多目的ダム計画が次々と中止されてきている。中止になったダム計画は4基で、その合計貯水容量は約2億m<sup>3</sup>にもなる。治水ダムがどうしても必要ならば、中止した4ダムを治水専用にしてダム計画を再構築し、利根川上流のダム治水容量の大幅増強を図るはずであるが、国土交通省はそのような検討もすることなく、4基のダム計画をあつさりと中止した。この事実は、ダム治水容量の増強には緊急の必要性がなく、これから治水ダムを新たに計画して建設することがきわめて困難であること、事実上不可能になっていることを物語っている。このように利根川の基本方針案は実現不可能なことを含む、現実性のない内容にな

っている。

他の河川も同様であって、多摩川は基本高水流量(石原地点)が毎秒 8,700m<sup>3</sup>、計画高水流量が 6,500m<sup>3</sup>であって、洪水調節必要量が 2,200m<sup>3</sup>であるが、多摩川の上流にはダムの適地はないから、新規のダム建設は不可能と言ってよい。2,200m<sup>3</sup> の洪水調節を行うことは永久にできず、多摩川の河川整備基本方針は現実性のない、宙に浮いたものになっている。

このように現実性のない、いわば看板だけの河川整備基本方針を策定して何の意味があるのであろうか。責任感が欠如した河川行政が進められているといわざるをえない。

### 4 河川整備計画の目標流量と基本方針の基本高水流量との著しい乖離 ——現実的な意味を持たない基本高水流量——

河川整備計画が策定された一級水系はまだ16水系だけである。それらの河川整備計画の目標流量と、河川整備基本方針の基本高水流量を対比した結果を表2(1)、(2)に示す。河川整備計画は今後20~30年間に行う河川事業の内容を示すものであるので、実現性がなければならない。そのため、ほとんどの河川では河川整備計画の目標流量を戦後最大洪水などに切り替えて、基本高水流量よりかなり小さい数字を採用している。

端的な例は、多摩川と由良川である。多摩川の場合、基本高水流量が毎秒 8,700m<sup>3</sup>(石原地点)、整備計画の目標流量は 4,500m<sup>3</sup> であり、後者は前者の52%にとどまっている。由良川の場合は、基本高水流量が毎秒 6,500m<sup>3</sup>(福知山地点)、整備計画の目標流量が 3,600m<sup>3</sup> であり、後者は前者の55%である。多摩川の場合も由良川の場合もダムの適地ではなく、基本高水流量に対応する河川整備を行うことは不可能となっている。さらに、河道整備の方も計画高水流量どおりに実施することは到底無理ということで、河川整備計画の目標流量を基本高水流量の半分に近い数字に引き下げている。他の河川もほとんどは河川整備計画では基本高水流量を大幅に切り下げた目標流量を設定している。

これらの例をみると、基本高水流量にどれほどの意味があるのかを考えざるをえない。多摩川の流域人口は数百万人以上もあるから、国土交通省が言うようにもし洪水が氾濫すれば、甚大な被害がもたらされるであろう。それでも、河川整備計画では基本高水流量を半分近くまでに切り下げて、戦後最大洪水に対応できれば当面は問題なしとしている。基本高水流量への対応ははるか遠い将来のことであって、実質的な意味を持たないものになっている。このように基本高水流量は「この河川の超長期的な将来目標流量は毎秒〇〇〇m<sup>3</sup>です。」という文字通りの看板になっていて、河川のネームプレートに付ける飾りにすぎなくなっている。

以上のように基本高水流量が実質的な意味を持たなくなっている理由の一つは、200年に1回とか150年に1回とかいった洪水流量を想定することの現実性の希薄さにあるが、もう一つは基本高水流量の値が過大に設定され、実際の洪水とかけ離れてしまっていることにある。

## 「河川整備基本方針と河川整備計画」問題の資料 2

表2(1) 一級水系の河川整備計画(2005年11月現在)

(整備計画が策定された順番で示す。)

	基準点	計画目標流量 (m <sup>3</sup> /秒)	想定洪水	ダム等洪水調節量(m <sup>3</sup> /秒)	ダム等(かつこは既設)
留萌川(北海道)	大和田	1050	既往第二位	250	留萌ダム、大和田遊水地
多摩川(東京都等)	石原	4500	戦後最大	0	
大野川(大分県等)	白滝橋	9500	既往最大	0	
豊川(愛知県)	石田	4650	戦後最大	550	設楽ダム
沙流川(北海道)	平取	4300	戦後最大雨量による想定最大洪水	1000	(二風谷ダム)、平取ダム
最上川(山形県)	両羽橋	7600	戦後最大	600	(寒河江ダム、白川ダム)、長井ダム
中筋川(高知県)	磯ノ川	1000	戦後最大	360	(中筋川ダム)、横瀬川ダム
狩野川(静岡県)	大仁	3100	1/50洪水	0	
白川(熊本県)	代継橋	2300	1/20~1/30洪水	300	立野ダム、黒川遊水池群
荒川(新潟県等)	花立	7500	1/85	1000	(大石ダム)、横川ダム
肱川(愛媛県)	大洲	5000	戦後最大	1100	(野村ダム、鹿野川ダム)、山島坂ダム
由良川(京都府等)	福知山	3600	戦後第四位	0	
米代川(秋田県等)	二ツ井	7800	戦後最大	600	森吉山ダム、砂子沢ダム
櫛田川(三重県)	両都橋	4100	戦後最大	600	(蓮ダム)
本明川(長崎県)	裏山	1070	戦後最大	290	本明川ダム
石狩川水系夕張川(北海道)	清幌橋	2200	戦後最大	600	夕張シーパロダム

表2(2) 基本高水流と整備計画目標流量の比較

	基準点	①基本高水流 (m <sup>3</sup> /秒)	②整備計画目標流量(m <sup>3</sup> /秒)	②/①	③基本方針の計画規模
留萌川(北海道)	大和田	1,300	1,050	0.81	1/100
多摩川(東京都等)	石原	8,700	4,500	0.52	1/200
大野川(大分県等)	白滝橋	11,000	9,500	0.86	1/100
豊川(愛知県)	石田	7,100	4,650	0.65	1/150
沙流川(北海道)	平取	6,600	4,300	0.65	1/100
最上川(山形県)	両羽橋	9,000	7,600	0.84	1/150
中筋川(高知県)	磯ノ川	1,200	1,000	0.83	1/100
狩野川(静岡県)	大仁	4,000	3,100	0.78	1/100
白川(熊本県)	代継橋	3,400	2,300	0.68	1/150
荒川(新潟県)	花立	8,000	7,500	0.94	1/100
肱川(愛媛県)	大洲	6,300	5,000	0.79	1/100
由良川(京都府)	福知山	6,500	3,600	0.55	1/100
米代川(秋田県等)	二ツ井	9200	7800	0.85	1/100
櫛田川(三重県)	両都橋	4800	4100	0.85	1/100
本明川(長崎県)	裏山	1070	1070	1.00	1/100
石狩川水系夕張川(北海道)	清幌橋	3400	2200	0.65	1/100

## 問題点の要約

### 1997年の河川法の改正

#### 改正の2大ポイント

- ① 河川法の目的に  
河川環境の整備と保全を追加
- ② 河川整備計画の策定に  
流域の意見を反映する

### 1997年の河川法の改正

#### 河川整備基本方針

河川整備の長期的な目標を定める。  
ダム名は記載しない。

#### 河川整備計画

今後20~30年間に行う河川整備の  
事業計画を定める。  
ダム名を記載する。

### 旧河川法の時代

#### 工事実施基本計画(略称工実)

河川整備の長期的な目標と  
河川整備の事業計画  
の両方を含む。

### 新河川法の経過措置

河川整備基本方針と河川整備計画が  
策定されるまでの間

工事実施基本計画を代わりのものとし  
てみなす。

しかし、河川整備計画と工実は意味す  
るところが全く違う。

### 工事実施基本計画

- ① 環境の視点がない。
- ② 地域の意見を反映したものでは  
ない。
- ③ 長期目標と事業計画が混在して  
いる。

8年間もみなし規定を使い続けることは  
河川法の趣旨に違反

### 河川整備基本方針、河川整備計画の 策定状況

一級水系 109水系のうち

河川整備基本方針

策定済み 35水系

河川整備計画

策定済み 16水系

今年度から猛スピードで基本方針の  
策定が進められるようになつた。

## 5 住民が河川管理者と徹底して議論ができる場の確保を！

——真に必要な河川整備を進めるために——

河川整備の内容について現実的な意味をもつのは、河川整備計画であるが、その策定の進め方は地方整備局や水系によって大きな差がある。住民に対して最も開かれた形で整備計画の策定作業を進めているのは、淀川水系である。淀川水系では2001年2月に流域委員会が発足し、さらに2005年2月に新たな流域委員会が発足した。委員数は約50名で、その人選は一般から的一部公募も行った上で、有識者からなる準備会議で審議して決定した。また、委員会の運営は委員が自主的に決定し、事務局を民間シンクタンクが担って、会議、会議資料、議事録等を原則としてすべて公開している。さらに、委員会においては傍聴席からも意見を述べる時間もとられている。

これに対して、形だけの流域委員会をつくって数回の会議で審議を終了し、型どおりの公聴会で住民の意見を聞いたことによる水系も少なくない。その端的な例が山鳥坂ダム問題のある肱川（愛媛県）である。肱川水系流域委員会は、委員は公募せず、行政側の判断だけで選任された。委員会の開催はわずか4回だけで、しかも、委員会としての意見をまとめることもなく、各委員がそれぞれの意見を述べただけで終わってしまった。委員会としての責任を回避してしまうという驚くべき運営であった。公聴会もたった1回だけであった。これでは、住民とともに、川のあり方を考えていこうという姿勢が河川管理者に欠如していると言われても仕方がない。

淀川水系のように住民とともに河川のあり方を考えていこうという姿勢を示しているところもあるのだから、他の地方整備局、各都道府県の水系においても河川整備計画の策定については少なくとも淀川方式を採用すべきである。しかし、このことを国土交通省本省に求めて、河川整備計画の策定の進め方は各地方整備局、各都道府県が自主的に判断することであるという答えしか返ってこない。自主性を逆手にとって淀川方式の普及にブレーキをかけている。

住民が求めていることは河川のあり方やダム等の事業の是非について河川管理者や事業者と徹底した議論を行える場が確保されることである。徹底した討論が行われれば、必要性が希薄となったダム計画の矛盾が露呈して不要不急なものは淘汰され、河川整備で必要不可欠なもののみが浮かび上がってくるに違いない。そして、基本高水流量が現実の洪水流量とかけ離れていることのおかしさも浮き彫りになるに違いない。このように徹底した議論を行える場をどのように確保していくかが、今後の河川行政を考える上で最も重要な課題である。

河川整備基本方針に関しては一級水系では社会資本整備審議会、二級水系や一級水系指定区間では都道府県の河川審議会の意見を河川管理者が聴くのみであり、住民が意見を述べる場が全くなかった。このよう状況を改善するため、河川整備基本方針検討小委員会は、水系ごとに専門部会を設置し、委員自らが専門的な検討を行って、パブリックコメントを求め、さらにその意見提出者と河川管理者が徹底して議論できる場を用意すべきである。また、河川整備計画に関しては淀川方式をベースにして、流域委員会が住民と河川管理者が徹底して議論できる場を提供すべきである。これから河川行政において最も重要なことは、住民と河川管理者が徹底して科学的な議論を行える場が確保されることである。

（社会資本整備審議会で審議中の水系を含む。）（基本方針が策定された順番で示す。）

表1 一級水系の河川整備基本方針(2005年11月現在)

計画規模	基準点	基本高水流量 (m <sup>3</sup> /秒)		河川整備基本方針 (m <sup>3</sup> /秒)	計画高水流量 (m <sup>3</sup> /秒)	ダム等の洪水調節量 (m <sup>3</sup> /秒)	工事実施基本計画策定期
		工事実施基本計画	河川整備基本方針				
留萌川(北海道)	1／100	大和田	1,300	800	500	—	1988年
量上川(山形県)	1／150	画羽橋	9,000	8,000	1,000	—	1974年
多摩川(東京都等)	1／200	石原	8,700	6,500	2,200	—	1975年
狩野川(静岡県)	1／100	大仁	4,000	4,000	0	—	1968年
豊川(愛知県)	1／150	石田	7,100	4,100	3,000	—	1971年
由良川(京都府等)	1／100	福知山	6,500	5,600	900	—	1966年
大野川(大分県等)	1／100	白浜橋	11,000	11,000	9,500	1,500	1974年
本明川(長崎県)	1／100	泰山	1,070	1,070	810	280	1991年
白川(熊本県)	1／150	代郷橋	3,400	3,400	3,000	400	1980年
米代川(秋田県等)	1／100	二ツ井	9,200	9,200	8,200	1,000	1973年
荒川(新潟県等)	1／100	花立	8,000	8,000	6,500	1,500	1968年
聖伊川(島根県等)	1／150	上島	5,100	5,100	4,500	600	1976年
天塩川(北海道)	1／100	誉平	6,400	6,400	5,700	700	1987年
葛士川(静岡県等)	1／150	北松野	16,600	16,600	16,600	0	1974年
大淀川(宮崎県等)	1／150	柏田	7,500(1／70)	—	9,700	1,000	1965年
手取川(石川県)	1／100	鶴来	6,000	6,000	5,000	1,000	1967年
猪田川(三重県)	1／100	面乳橋	4,800	4,800	4,300	500	1968年
肱川(愛媛県)	1／100	大洲	6,300	6,300	4,700	1,600	1973年
筑後川(佐賀県等)	1／150	荒瀬	10,000	10,000	6,000	4,000	1995年
阿武隈川(福島県等)	1／150	岩沼	10,700	10,700	1,500	9,200	1974年
五ヶ瀬川(宮崎県)	1／100	三輪	6,000(既往最大流量)	7,200	7,200	0	1966年
番匠川(大分県)	1／100	番匠橋	3,000(既往最大流量)	3,600	3,600	0	1967年
石狩川(北海道)	1／150	石狩大橋	18,000	18,000	14,000	4,000	1982年
安佐川(静岡)	1／150	手越	6,000(1／80)	6,000	6,000	0	1966年
芦田川(広島県)	1／100	山手	3,500	3,500	2,800	700	1970年
邊賀川(福岡県)	1／150	日の出橋	4,800	4,800	4,800	0	1974年
高瀬川(青森県)	1／100	小川原湖の水位	2.79m	ピーク水位 2.79m	—	—	1978年
子吉川(秋田県)	1／150	二十六木橋	3,100	3,100	2,300	800	1987年
岩木川(青森県)	1／100	五所川原	5,500	5,500	3,800	1,700	1973年
鶴見川(神奈川県等)	1／150	末吉橋	2,600	2,600	1,800	800	1994年
庄内川(愛知県等)	1／200	社北島	4,700	4,700	4,400	300	1975年
沙流川(北海道)	1／100	平取	5,400	5,400	5,000	1,600	1978年
紀の川(和歌山县)	1／150	船戸	16,000	16,000	12,000	4,000	1974年
常願寺川(富山県)	1／150	瓶巣	4,600	4,600	0	—	1975年
吉野川(徳島県等)	1／200	岩津	24,000	24,000	18,000	6,000	1982年
利根川(群馬県等)	1／200	八斗島	22,000	22,000	16,500	5,500	1980年
定川(滋賀県等)	1／200	枚方	17,000	17,000	—	5,500	1971年

## たとえば、利根川水系の場合

今年10月から  
社会資本整備審議会河川分科会  
河川整備基本方針検討小委員会  
が開かれて  
利根川水系の基本方針案を  
スピードで審議

### 利根川水系の河川整備基本方針検討小委員会

10月3日 第1回 1時間  
10月12日 第2回 1時間  
11月9日 第3回 2時間  
12月6日 第4回 2時間  
12月19日 第5回（検討了了）

吉野川水系の委員会は2回で終了

7

8

### 河川整備計画の策定の良い例 (流域の意見の反映に努力している例)

#### 淀川水系

- 流域委員会を早めに設置して4年近く議論を展開してきている。
- 流域委員会の委員は一部公募で、準備会議で審議して決定
- すべて公開
- 傍聴席からの発言も可能

14

### 河川整備基本方針検討小委員会の根本的な問題

基本方針案が、25～40年前の策定された工事実施基本計画の基本高水流量をそのまま踏襲しているにもかかわらず、委員会では、この基本高水流量についての議論が全くない。

### 河川整備基本方針の基本高水流量

河川整備基本方針が策定されたか、策定されつつある37水系のうち

- 基本高水流量が工事実施基本計画と同じ水系 33水系
- 計画規模の引き上げで基本高水流量が工事実施基本計画より大きくなった水系 4水系

基本高水流量が引き下げられた水系は皆無

9

10

河川整備基本方針  
現実性がなく、実際の意味を持たない  
ものをなっている。

現実的な意味を持つのは河川整備計画。

13

### 淀川水系流域委員会の提言 2003年1月

大戸川ダム、丹生ダム、川上ダム、  
余野川ダム、天ヶ瀬ダム再開発  
の5ダムを原則中止

### 近畿地方整備局の方針 2005年7月

大戸川ダムと余野川ダムのみを中止

来年1月に淀川水系流域委員会の最終答申  
が出る予定であるが、その内容が注目される。

15

### 河川整備計画の策定の悪い例 (流域の意見を無視した例)

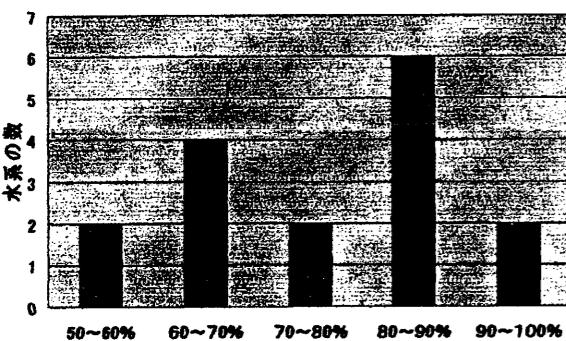
#### 肱川水系

- 委員の公募もなく、行政主導の流域委員会をつくり、4回だけ開催。
- 流域委員会としての意見をまとめることがなく、各委員が意見を述べて終わり。
- 公募会はたった1回だけ。

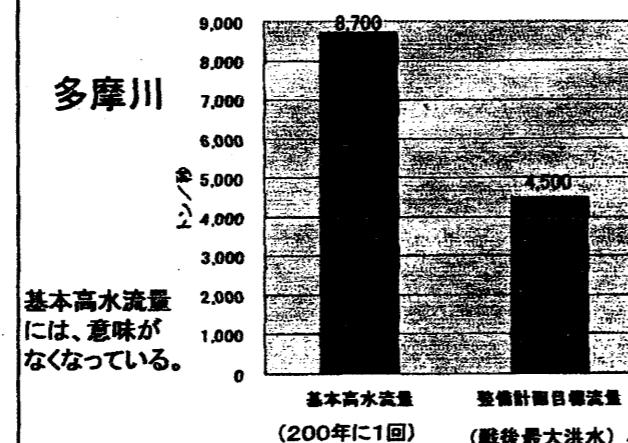
↓  
山鳥坂ダム計画の推進

16

### 河川整備計画が策定された水系の「整備計画の目標流量／基本高水流量」



### 多摩川



11

12

### 河川整備計画の策定において

河川のあり方やダム等の事業の是非について流域住民が河川管理者と徹底した議論ができる場が確保されることが必要。

17

河川整備基本方針の策定においても  
検討小委員会がパブリックコメントを求め、  
その意見提出者と河川管理者が徹底した  
議論できる場を用意すべきである。

↓  
非現実的な基本方針の策定が是正される。

18

# 「河川整備基本方針と河川整備計画」問題の資料 3

## 国土交通省の回答（谷参議院議員の照会に対して）

### 流量確率法による検証のまやまし

国土交通省は流量確率法によって基本高水流量の検証を行っているが、その計算に使用した流量データそのものに問題がある。

### 流量確率法による利根川・八斗島地点の1/200洪水流量の計算結果 (単位 m<sup>3</sup>/秒)

統計手法	略字	観測流量からの計算結果	国土交通省の計算結果(計算流量と氾濫戻し流量も使用)
グンベル分布	Gumbel	12,051	16,736
一般化極値分布	Gev	15,668	27,151
対数ピアソンⅢ型分布(原標本積率解)	LP3Rs	9,286	19,817
対数正規分布岩井法	Iwai	20,151	30,240
対数正規分布クォンタイル法	LN3Q	16,816	28,299
平方根指指数型最大値分布	SqrtEto	14,770	19,157
指分布	Exp	14,417	20,109

### 八斗島地点の年最大流量(m<sup>3</sup>/秒)

	観測流量	国土交通省が用いた流量
1943		4,214 計算流量
1944		3,490 計算流量
1945		4,352 計算流量
1946		1,519 計算流量
1947		21,131 計算流量
1948		11,545 計算流量
1949		15,199 計算流量
1950		8,470 計算流量
1951	420	423
1952	560	555
1953	3,800	3,017 計算流量
1954	2,930	2,930
1955	2,340	2,344
1956	2,110	2,105
1957	840	841
1958	8,730	9,251 ダム戻し
1959	8,280	8,330 ダム戻し
1960	790	788 ダム戻し
1961	3,470	3,475
1962	1,480	1,481
1963	750	745
1964	1,040	1,043
1965	4,510	4,534 ダム戻し
1966	6,040	6,039
1967	1,330	1,327
1968	1,160	1,161
1969	1,780	1,778
1970	1,040	1,043
1971	2,560	2,562
1972	5,370	5,370
1973	810	808
1974	5,550	5,964 ダム戻し

### 1. 河川整備基本方針の策定状況について

谷 博之 参議院議員資料要求

河川整備基本方針及び河川整備計画についての国土交通省への照会事項について

1-1. すべての一級水系の内、河川整備基本方針が策定済みの水系はいくつか。また、すべての二級水系の内、河川整備基本方針が策定済みの水系はいくつか。それぞれ策定済みの水系名も併せて明らかにされたい。

1級水系では、31水系について河川整備基本方針を策定済みです。**109中**  
2級水系では、296水系について河川整備基本方針を策定済みです。  
水系名は別紙-1の通り  
(平成17年10月31日現在)

1-2. 河川整備基本方針が策定されていないすべての一級水系について、水系ごとに策定予定年度及び進捗状況を明らかにされたい。

河川整備基本方針を策定していない水系については、河川法施行令第10条の2に定める河川整備基本方針に定める事項に関する事項について河川法改正により一層充実させることが必要となった環境に係わる調査を含めて各種必要な調査、その結果の分析等を行っているところです。

今後早期の策定に向けて調査検討を鋭意進め、検討の熟度が上がった水系から順次策定を進めていくこととしており、平成19年度までに基本方針の策定がおおむね終了する見込みです。

その後、2005年11月18日付で庄内川、沙流川、紀の川、常願寺川、吉野川の5水系の河川整備基本方針が策定された。

	観測流量	国土交通省が用いた流量
1975	1,170	1,169
1976	1,880	1,876
1977	2,240	2,240
1978	630	685 ダム戻し
1979	1,740	1,738
1980	790	793
1981	7,690	8,277 ダム戻し
1982	8,190	9,102 ダム戻し
1983	4,270	4,267
1984	1,250	1,251
1985	4,080	4,318 ダム戻し
1986	4,450	4,454
1987	780	781
1988	3,050	3,047
1989	2,990	2,880
1990	2,840	2,841
1991	4,590	4,720 ダム戻し
1992	950	947
1993		1,623 H-Qから推定
1994	2,760	2,758
1995	1,210	1,209
1996	1,080	1,079
1997	1,203	1,203
1998	9,220	9,958 ダム戻し
1999	5,202	6,174 ダム戻し
2000	3,971	3,971
2001	6,870	6,785
2002	5,982	5,982 ダム戻し
2003	700	
2004	2,123	
2005	1,947	

?

1-3. 一九九七年の河川法改正から八年が経過しているにもかかわらず、多くの河川で河川整備基本方針が策定されていないと聞く。なぜ、策定作業に時間がかかるのか。

1-4. 河川管理者である行政機関が主体的に策定する河川整備基本方針について、策定に時間がかかっているのは、河川管理者である行政機関の内部に何か問題があるからではないか。

1-5. 国土交通省は、策定を積極的に進めるために、どのような方策を考えているのか、具体的に示されたい。

河川整備基本方針の策定にあたっては、流域及び河川の特性等を踏まえ、災害発生の防止又は軽減に関する事項、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項並びに河川環境の整備と保全に関する事項など多岐にわたる事項について考慮することとしており、その上で河川法施行令第10条の2に定める河川整備基本方針に定める事項に関して河川法改正により一層充実させることが必要となった環境に係わる調査を含めて各種必要な調査、その結果の分析等を全国同時並行で行っているものです。

なお、今後、相当数の河川整備基本方針の策定を見込んでおり、社会资本整備審議会河川分科会に設置されている河川整備基本方針検討小委員会での審議も頻繁に行っていただく必要があることから、今年の6月に同委員会の委員を増員し、また審議回数も増やしており、河川整備基本方針の円滑な策定を図ることとしています。

いずれにしましても、河川整備基本方針が未策定の水系については、早期の策定に向けて必要な作業をできるだけ早く進めてまいりたいと考えています。

## 2. 河川整備基本方針と基本高水流量の関係について

2-1. 1 河川整備基本方針が策定済みの一級水系及び二級水系について、新しく定められた基本高水流量と従前の実施計画の基本高水流量を、水系ごとにそれぞれ示されたい。

別紙-1の通り

2-2. 新しく定められた基本高水流量と実施計画の基本高水流量は、ほとんど同じ値であると聞く。基本高水流量の値を変えないことは、国土交通省の方針なのか。

従前から、全国的な安全度のバランス等を考慮して治水計画を策定していましたが、既定計画の基本高水のピーク流量を上回る洪水やこれに匹敵するような洪水が発生した場合に被害の状況等からみて既定計画の見直しが必要かどうか検討し、計画の変更が必要と考えられる場合には、全国的な安全度のバランス等も考慮して計画規模の見直しも含めて基本高水のピーク流量の改訂を行っています。

2-3. 実施計画の基本高水流量の多くは、約三十～四十年前に策定された。当時は、雨量流量のデータの蓄積が少なく、流量解析方法も発達していなかった。よって、当時の基本高水流量の値は、現代から見れば科学的な根拠が不十分なものも多いと聞く。なぜ、国土交通省は科学的な根拠に疑いのある当時の基本高水流量の値を、踏襲しているのか。

2-4. 最新的雨量流量データと流出解析手法を用いて、新たな基本高水流量を計算すべきだと考えるが、どうか。

工事実施基本計画（以下「工実」という）においても、計画策定当時の技術的知見に基づき、基本高水のピーク流量を適切に定めているものと考えていますがその際に用いている流量解析等の手法は現在と大きく変わるものではありません。

治水計画の目標となる基本高水のピーク流量の算定にあたっては、近年までの水文データを含めて検討する必要がありますが、河川の整備や管理は長期的な視野に立って進めるものであること等から毎年のデータにより頻繁に変更するものではありません。

河川整備基本方針の策定検討にあたっては、既定計画策定以降の基本高水のピーク流量を超える洪水の発生等、計画を見直すような事象の発生状況からの検証、及び近年までの流量データを用いた流量確率による方法と実績洪水や過去の著名な洪水を各種条件のもとで再現する方法からの検証から、既定計画で定めている基本高水のピーク流量が妥当であるかどうかについて検証し、妥当と判断した場合既定計画のピーク流量を河川整備基本方針においても踏襲しています。

2-5. 実施計画の策定当時、森林の大面積皆伐が行われた直後のことでの全国の森林が荒廃していたと聞く。一方、現在は森林が生長し、当時よりも保水力が向上している傾向にあると聞く。よって、新たな基本高水流量を定める際には、こうした地勢の変化を考慮するべきだと考えるが、どうか。

2-3、2-4の回答の通り、工実策定までの水文データだけでなく各時期の森林状況を反映した最近までの水文データも用いて工実の基本高水のピーク流量の妥当性の検証を行っています。

なお、我が国は世界の中でも北欧諸国等に次ぎ森林面積率の高い国であり、我が国の森林は近年、歴史上森林が良好に保存されている時期に属するとともに森林面積は過去10年間で大きな変化はしていません。森林面積そのものを増やせばその分の流出は変わるとと思われますが、既に農地や宅地などに広く利用されている土地を森林に転換することは極めて難しく、これ以上森林面積を増加させる余地は少ない状況です。また治水計画はこうしたこれまでの森林の存在を前提に計画しています。

さらに、日本学術会議の答申（平成13年11月）においては森林の洪水緩和機能等の限界について、「治水上問題となる大雨のときには、洪水のピークを迎える以前に流域は流出に関して飽和状態となり、降った雨のほとんどが河川に流出するような状況となることから、降雨量が大きくなると、低減する効果は大きくは期待できない。このように、森林は中小洪水時においては洪水緩和機能を発揮するが、大洪水時においては顕著な効果は期待できない。」とされています。

※日本学術会議：人文・社会科学、自然科学全分野の科学者の意見をまとめ、国内外に対して発信する日本の代表機関。昭和24年に内閣総理大臣の所轄下に「特別の機関」として設置され、中央省庁再編に伴い、総務省に設置。

2-6. 社会資本整備審議会（以下「審議会」という。）の資料によると、実施計画の基本高水流量については、既往洪水流量との関係及び過去の流量データの統計値との関係からその妥当性の検討が行われたことになっている。しかし、審議会において、実施計画の基本高水流量は、現時点においても妥当という結論が、常に出されないと聞く。実施計画策定当時の雨量流量データ、流出解析手法及び地勢が、現在と大きく異なることを考えると、審議会の結論には疑問を抱かざるを得ないが、どうか。

2-3、2-4の回答と同じ

2-7. 河川整備基本方針の策定された多摩川について、河川整備基本方針における石原地点の基本高水流量は実施計画のそれを踏襲し、八七〇〇立方メートル/秒となっている一方、河川整備計画における目標流量は四五〇〇立方メートル/秒となっている。多摩川の河川整備基本方針における基本高水流量を達成する目標年度を明らかにされたい。

河川整備基本方針は河川整備を行うにあたっての長期的な方針等を定め、整備により達成する機能等の目的や方向性を示すものです。河川整備の進捗は、整備の内容、そのための手法、予算、地域の状況により変わるものであることから、目標年度は明らかにすることは難しいと考えています。

なお、多摩川では河川整備基本方針で定める最終的な目標等に向けて段階的に整備を行うため、当面の整備の目標や具体な内容についておおむね20から30年間を対象期間とする整備計画を平成13年に定め、この計画に基づき着実に整備を進めてまいります。

2-8. 河川整備基本方針の策定されていない利根川について、実施計画の基本高水流量は、八斗島地点で二二〇〇立方メートル/秒となっている。このうち、上流ダム群によって、六〇〇〇立方メートル/秒を調節するとしている。しかし、既設ダム六基及び建設中のハッ場ダムの調節量を合わせても一六〇〇立方メートル/秒しかない。よって、残りの四四〇〇立方メートル/秒を新設ダムで調節できるようになる目標年度を明らかにされたい。

毎秒6,000m<sup>3</sup>の洪水調節量のうち、既設ダム群及びハッ場ダムにより平均して毎秒約1,600m<sup>3</sup>の洪水調節を見込んでいます。残りの調節量についても、既設ダムの利水容量の治水容量への振り替えも含めたダム群の連携・再編、河道内の遊水機能向上、ダムの嵩上げ、気象予測や情報技術の進展等を踏まえた洪水調節施設の運用高度化など、既存施設の有効活用も含め、より効率的、効果的な整備を進めていきたいと考えています。

2-9. 多摩川及び利根川の例からも明らかのように、実施計画の基本高水流量は非現実的である例が見受けられる。国土交通省は、河川整備基本方針の基本高水流量の現実性について、どのように考えているのか。

基本高水のピーク流量は、治水計画の目標となる洪水流量であり、一般的には過去に生じた洪水や災害の履歴、想定される被害の量や質等を考慮して計画規模を決定し、過去の降雨特性等から適正かつ合理的に算定しています。

多摩川では明治40年洪水の実績から、8,700m<sup>3</sup>/sと推定し、利根川においては昭和22年のカスリーン台風の実績から、22,000m<sup>3</sup>/sと推定し、実際に生じた洪水を踏まえて基本高水のピーク流量を決定しています。

河川整備基本方針の策定検討にあたっては、既定計画策定以降の基本高水のピーク流量を超える洪水の発生等、計画を見直すような事象の発生状況からの検証、及び近年までの流量データを用いた流量確率による方法と実績洪水や過去の著名な洪水を各種条件のもとで再現する方法からの検証から、既定計画で定めている基本高水のピーク流量が妥当であるかどうかについて検証し、妥当と判断した場合既定計画のピーク流量を河川整備基本方針において踏襲しています。

河川の整備には長期間を要するため、段階的に整備を行うことが必要であり、河川整備を行うにあたっての長期的な方針等を定める河川整備基本方針に即して当面の整備の目標や具体的な内容を定めた河川整備計画を策定し、同計画に基づいて着実に整備を進めることとしています。

### 3. 各都道府県が定める基本高水流量について

3-1. 都道府県が二級水系の河川整備基本方針を定める際、国土交通大臣の同意を必要とするか。

都道府県知事が2級河川の河川整備基本方針を定め又は変更する場合には、河川法第79条第2項第1号の規定により、あらかじめ国土交通大臣に協議してその同意を得なければならないとされています。

3-2. 都道府県が二級水系の河川整備基本方針について、国土交通大臣の同意を得る際、その基本高水流量を実施計画の基本高水流量より小さくしようとすると、同意が得られないと聞くが、事実か。事実ならば、その理由を示されたい。

国土交通省では、都道府県知事が2級河川の河川整備基本方針を定め又は変更することについての同意を行うにあたっては、河川法施行令第10条各号に規定するもののほか、基本高水に関しては以下に該当するかどうかを審査しています。

- ・当該水系に係わる河川の総合的な保全と利用に関する基本方針については、次の基準に適合していなければならないこと
  - a) 河川の総合的な管理が確保できるよう、災害の発生の防止又は軽減に関する事項、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項並びに河川環境の整備と保全に関する事項に関して記載するとともに、調和がとれた内容であること。
  - b) aに掲げるそれぞれの事項に関して、当該河川及びその流域の特性を把握し、その対応についての方針が示されていること。
- ・河川の整備の基本となるべき事項については、次の基準について適合していなければならないこと。
  - a) 基本高水を算定する際の計画の規模は、当該河川の重要性、所管地域内の他の河川とのバランス、既往最大洪水の規模等が総合的に考慮されているものであること。
  - b) 基本高水を設定する基準地点が、氾濫形態、浸水実績、資産の集積状況、当該流域の降雨の特性等を踏まえ、洪水防御計画を立案する観点から適切に設定されていること。
  - c) 基本高水の算定が、適切な手法により行われていること。
  - d) 基本高水について、河道と洪水調節施設への配分が合理的であること。
  - e) 計画高水流量について、上下流、本支川間の流量が不整合になっていないこと。
  - f) 計画高水位及び計画横断形に係わる川幅が、沿川の地形、土地利用状況等を総合的に考慮して決定されていること。
  - g) 計画高水位が、適切な計算に基づき算定されていること。
  - h) 流水の正常な機能を維持するため必要な流量として設定する数値は、現況の流況及び河川水の利用状況を踏まえ、流量確保方策についても考慮されているものであること

上記に係わる項目に関しまして審査を行っており、基本高水のピーク流量の大小のみをもって同意しないということはありません。

3-3. 都道府県が一級水系の都道府県管理区間の河川整備計画を定める際、国土交通大臣の認可が必要と聞くが、事実か。

都道府県知事が1級河川の指定区間（都道府県知事管理区間）における河川整備計画を定め又は変更する場合には、河川法第79条第1項、河川法施行令第45条第1号の規定により、国土交通大臣の認可を受けなければならないとされています。

3-4. 都道府県が一級水系の都道府県管理区間の河川整備計画について、国土交通大臣の認可を得る際、基本高水流量に相当する長期的な目標流量を提示することが求められ、長期的な目標流量を実施計画の基本高水流量より小さくしようとすると、認可が得られないと聞くが、事実か。事実ならば、その理由を示されたい。

国土交通省では、都道府県知事が1級河川の指定区間の河川整備計画を定め又は変更することについての認可を行うにあたっては、河川法施行令第10条に規定される、河川整備計画の目標や実施に関する事項については以下に該当するかどうかを審査しています。

- ① 河川整備計画の策定単位は、一連の河川の整備の効果が発現できる範囲として、計画的に河川の整備を実施すべき区間を包含し、適切に配慮されていなければならないこと。
- ② 河川整備計画の目標に関する事項については、次に掲げる基準に適合していかなければならぬこと。

- イ 計画対象区間における河川並びに流域の特性及び現状の課題を踏まえ、災害の発生の防止又は軽減に関する事項、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項並びに河川環境の整備と保全に関する事項について考慮したうえで、適切かつ分かりやすく目標が設定されていること。
- ロ 現在の投資規模等の状況に配慮し、一連区間において河川整備の効果を発現させるために必要な期間が設定され、かつ、明示されていること。
- ハ 目標とされる水準が、当該河川の重要性、所管地域内の他の河川とのバランス、近年の災害発生状況等を考慮して設定されていること。

- ③ 河川の整備の実施に関する事項については、次に掲げる基準に適合していかなければならぬこと。

- イ 災害の発生の防止又は軽減に関する事項、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項並びに河川環境の整備と保全に関する事項について総合的に考慮した上で、調和がとれた内容であること。
- ロ 河川の整備の内容が、経済的に合理的であること。
- ハ 上下流、左右岸で河川管理者が異なる場合は、それぞれが策定する河川整備計画の内容に不整合がないように調整されていること。
- ニ 河川工事の内容が、目標を達成する上で効果的であること。
- ホ 河川工事の内容が、上下流、本支川間で不整合になっていないこと。
- ヘ 河川整備の実施予定箇所の場所が分かるよう具体的に記述されていること。特に、ダム、遊水池、放水路、大幅な河川の付け替え等については、その区域（ダムについて湛水域を含む。）が適切な縮尺の図面に明示されていること。
- ト 河川の維持の内容が、目標を達成する上で、効果的であること。

いずれにしましても、河川整備計画の目標は合理的に定められるものであり、ご質問にあるような単に基本高水のピーク流量との大小関係をもって認可しないということはありません。

#### 4. 河川整備計画の策定状況について

4-1. すべての一級水系の内、河川整備計画が策定済みの水系はいくつか。また、すべての二級水系の内、河川整備計画が策定済みの水系はいくつか。それぞれ策定済みの水系名も併せて明らかにされたい。

1級水系の大臣管理区間のうち16河川について河川整備計画を策定済みです。  
1級水系の都道府県知事管理区間のうち47水系103圏域において河川整備計画を策定済みです。  
2級水系のうち190水系について河川整備計画が策定されています。  
(平成17年10月31日現在)

4-2. 河川整備計画が策定されていないすべての一級水系について、水系ごとに策定予定年度及び進捗状況を明らかにされたい。

河川整備計画は河川整備基本方針と同様、河川整備の基本となる計画であり、できるだけ早期に策定する必要があると考えています。

河川整備計画を策定していない河川のうち直轄管理区間については、河川法施行令第10条の3に定める河川整備計画に定める事項に関して河川法改正により一層充実させることが必要となった環境に係わる調査を含めて各種必要な調査、その結果の分析等を行っているところです。

今後とも、早期の策定に向けて調査検討を鋭意進め、必要な調査、分析等が整い、河川整備基本方針を策定後、河川整備計画策定の手続きを行う予定です。

また指定区間につきましては、各都道府県が適切に対応しているものと考えています。

4-3. 一九九七年の河川法改正から八年が経過しているにもかかわらず、多くの河川で河川整備計画が策定されていないと聞く。なぜ、策定作業に時間がかかるのか。

河川整備計画を策定していない水系については、河川法施行令第10条の3に定める河川整備計画に定める事項に関して河川法改正により一層充実させることが必要となった環境に係わる調査を含めて各種必要な調査、その結果の分析等を行っているところです。

いずれにしましても、河川整備計画が未策定の河川については、早期の策定に向けて必要な作業をできるだけ早く進めてまいりたいと考えています。

#### 5. 河川整備計画の目標流量について

5-1. 河川整備計画が策定済みの一級水系及び二級水系について、新しく定められた目標流量及び計画規模を、水系ごとにそれぞれ示されたい。

別紙-2の通り

5-2. 河川整備基本方針の基本高水流量と河川整備計画の目標流量を比較すると、多摩川水系のように、それぞれの値が大きくかい離している例がしばしば見受けられる。こうした水系では、基本高水流量に現実性がなく、達成も困難と思われる。よって、基本高水流量の策定を取りやめ、目標流量の策定に力を注ぐべきではないか。

河川整備基本方針で定める基本高水のピーク流量は河川整備の長期的な目標を示す必要な流量です。

## 6. 流域委員会について

6-1. 一級水系の河川整備計画を策定する際、委員のすべて若しくは一部を公募した流域委員会と、委員のすべてを公募しなかった流域委員会をそれぞれ水系ごとに示されたい。また、公募した委員がいる流域委員会については、全委員数と公募委員数を示されたい。

別紙-3の通り

6-2. 河川整備計画の策定の際、淀川水系の流域委員会は、委員を一部公募し、徹底した議論を繰り返している。他方、肱川水系の流域委員会は、委員を公募せず、数回の会議だけで終らせてしまった。現行の河川法の本旨を考えれば、淀川水系の流域委員会のあり方が望ましいと思われる。国土交通省は、住民参加と環境保全を重視する観点から、各地方整備局に対し、河川整備計画の策定に際して、淀川水系の流域委員会をモデルとした流域委員会を設置・運営するよう指示するべきではないか。

お尋ねの流域委員会は河川法で規定されているものではありませんが、河川法第16条の2第3項に基づき河川に関し学識経験を有する者の意見を聞くのに際し、効果的・効率的に意見を聞くため、○○川流域委員会などの名称を用いた委員会方式をとっている場合があります。

各河川の河川整備計画の策定にあたって、学識経験を有する者からの意見聴取の方法として委員会方式を採用するかどうかは未定ですが、いずれにしましても、河川整備計画の策定にあたり各河川の特性に応じた効果的・効率的な方法を用いて意見聴取を行ってまいりたいと考えています。

なお、河川整備計画の策定にあたって、河川法第16条の2第4項に基づき関係住民の意見を反映させるため、公聴会の開催や意見交換会、インターネット等による意見募集など、各水系でさまざまな取り組みを行っています。

6-3. 肱川水系の流域委員会は、委員会としての意見をまとめることなく、各委員がそれぞれの意見を述べただけで終わってしまった。肱川水系の流域委員会のように、委員会としての意見をまとめなかつた流域委員会があれば、示されたい。

河川法第16条の2第3項に基づき河川に関し学識経験を有する者の意見を聞くのに際し、委員会方式をとっている場合があります。どの委員会においても委員間の意見交換は行われますが、さまざまな意見を一つの意見にまとめなければならないというものではないため、意見集約や運営方法はさまざまであり、各委員会に差をつけられる性格のものではないと考えています。

## 7. 河川整備計画が策定されていない水系のダム計画について

7-1. 河川整備計画の策定されていない一級水系及び二級水系において、存在するダム計画を水系ごとに示されたい。

別紙-4の通り

7-2. 一九九七年の改正から八年が経過しているにもかかわらず、多くの水系において、依然として河川整備計画が策定されないまま、経過措置に基づきダム建設が進められていると聞くが、問題ではないか。

河川法附則において、河川整備計画が定められるまでの間においては、工事実施基本計画の一部を河川整備計画とみなすこととされており、これに基づきダム事業を行っています。

なお、個々のダム事業の実施に当たっては、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」や各道府県の評価実施要領等に基づき、新規事業採択時、採択5年経過後あるいは事業の節目等において事業評価の手続きなどを経て、それぞれのダム事業の必要性、妥当性等を十分検証した上で進めているところです。

7-3. 一九九七年の改正によって、河川行政が住民参加と環境保全の重視に転換することが、国会における政府答弁から明らかになった。それから八年が経過したにもかかわらず、依然として改正以前の実施計画を河川整備の根拠とするのは、附則の乱用ではないか。

7-4. 国土交通省は、いつまで附則を根拠に河川整備計画を策定しないでよいと考えているのか。

河川整備基本方針と河川整備計画を定めるまでの間においては、河川法附則第2条の規定により、既に定められている工事実施基本計画の一部を当該河川について定められた河川整備基本方針及び当該河川の区間について定められた河川整備計画とみなしています。

なお、近年、多自然型川づくりや、自然再生事業など環境保全のための川づくりや、住民・NPOの参加・連携した川づくりなどが全国各地で相当数実施されてきており、今後も住民参加や環境保全を推進していくこととしています。

## 8. 利根川水系の河川整備計画について

8-1. 利根川について、河川整備計画が策定されていないにもかかわらず、八ッ場ダム計画が進められている。河川整備計画の策定前に、同ダム計画を推進するのは不合理ではないか。

利根川水系では河川法附則第2条に規定する経過措置に基づき利根川水系工事実施基本計画を河川整備基本方針並びに河川整備計画とみなしています。この規定及び特定多目的ダム法に基づき八ッ場ダム建設事業を実施しています。

8-2. 八ッ場ダム計画について、国土交通省の計算によると、利根川の治水計画の基本となっているカスリーン台風洪水を想定した場合、洪水の基準点である八斗島での同ダムの治水効果はないという。それにもかかわらず、国土交通省は利根川の治水計画において八ッ場ダムを必要だと主張している。その具体的な根拠を示されたい。

利根川のような大きな流域ではカスリーン台風時の降雨だけでなく、吾妻川に多くの降雨があるパターンも含めてさまざまな雨の降り方に対処する必要があることから、大規模な治水対策を目的とするダムが現在ない吾妻川流域に八ッ場ダムを建設することは、広域的な治水対策上極めて重要と考えています。

なお、1/200確率規模の降雨で、カスリーン台風を含む31洪水を対象とした試算結果では、八ッ場ダムは、群馬県八斗島地点において、最大で約1,500m<sup>3</sup>/s、平均で約600m<sup>3</sup>/sの洪水調節効果があります。

8-3. 渡良瀬遊水池について、国土交通省利根川上流河川事務所長が治水容量の増強を目的とした大規模掘削を明言していると聞く。利根川水系の河川整備計画が依然として策定されていないにもかかわらず、同所長が渡良瀬遊水池の大規模掘削を明言することは、河川法を無視した言動であり、行政官として問題ではないか。

利根川水系では河川法附則第2条に規定する経過措置に基づき利根川水系工事実施基本計画を河川整備基本方針並びに河川整備計画とみなしています。これに基づき渡良瀬遊水地は治水対策上必要な施設とされており今後更に掘削等を行う必要があると考えております。

8-4. 渡良瀬遊水池の大規模掘削は、自然環境に大きな打撃を与える一方、治水効果に科学的な根拠が乏しいと聞く。渡良瀬遊水池の大規模掘削が、利根川水系の治水計画において必要だとする根拠を、具体的に示されたい。

渡良瀬遊水地は、利根川水系工事実施基本計画において、治水対策上必要な施設とされています。現在の渡良瀬遊水地の治水容量は同計画に定めた目標に達していない状況にあるため今後掘削等を環境にも配慮しつつ効果的に行う必要があると考えております。

平成17年11月15日  
国土交通省 河川局 河川計画課  
治水課

名称	河川名	委員数	委員のうち公募の委員数
1 天竜川流域委員会	天竜川	16	4
2 土岐川庄内川流域委員会	庄内川	15	2
3 櫛田川流域委員会	櫛田川	17	2
4 矢作川流域委員会	矢作川	21	3
5 安倍川流域委員会	安倍川	21	3
6 淀川水系流域委員会	淀川	28	7
7 紀の川流域委員会	紀ノ川	22	5
8 九頭竜川流域委員会	九頭竜川	22	3
9 円山川流域委員会	円山川	22	15
10 摂保川流域委員会	摂保川	20	1
11 大和川水系流域委員会	大和川	17	3
12 熊野川懇談会	熊野川	16	3
13 大淀川水系流域委員会	大淀川	37	11
14 本明川水系流域委員会	本明川	20	7
15 五ヶ瀬川水系流域委員会	五ヶ瀬川	23	7

## 補助ダム問題の資料

(補助ダム:都道府県が事業主体であるダム)

### 1 補助ダムの制度

#### (1) 補助ダムに関する国土交通省の審査

##### 1) ダムの全体計画(直轄ダムの基本計画に相当するもの)の審査。

都道府県は補助ダムの全体計画を提出して国土交通省各地方整備局の審査を受ける。

一級河川の指定区間(都道府県管理区間)の場合 認可(河川法第79条第1項)

二級河川の場合 協議(河川法第79条第2項)

実際には認可も協議も同じ

#### 全体計画に定める事項

- ① 建設の目的
- ② 位置及び名称
- ③ 規模及び型式
- ④ 貯留量、取水及び放流量並びに貯留量の用途別配分に関する事項
- ⑤ 建設に要する費用及びその負担に関する事項
- ⑥ 工期

#### 2) 毎年の補助金交付についての国土交通省の審査

都道府県は補助金交付の申請書を提出して国土交通省本省の審査を受ける。

申請書は、河川局所管「補助事業事務提要」(市販されている)で様式(フォーマット)がきまっている。

#### 「国土交通省所管補助金等交付規則」

- 1). 補助事業等の名称
- 2). 補助事業等の目的及び内容
- 3). 補助事業等の完了の予定期日及び実施の計画
- 4). 交付申請額
- 5). 交付申請額の算出方法
- 6). 補助事業等の経費の配分及び経費の使用方法

### 補助ダムに対する国庫補助の根拠

一級河川の場合 河川法第60条第2項

二級河川の場合 河川法第62条

・国庫補助金の交付・申請は次の法律に基づいて行う。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第5条  
" 第6条

### (2) 補助ダムに対する国庫補助金

#### 【一級河川】

1) 北海道・沖縄・離島・奄美以外…河川法第60条第2項

大規模改良工事 10分の5.5

その他の改良工事 2分の1

2) 北海道…河川法第96条・河川法施行令第42条第4項

大規模改良工事 10分の7

その他の改良工事 3分の2

#### 【二級河川】

1) 北海道・沖縄・離島・奄美以外…河川法第62条

改良工事 2分の1

2) 北海道…河川法第96条・河川法施行令第42条第6項

改良工事 10分の5.5

3) 沖縄…沖縄振興特別措置法第105条第1項・沖縄振興特別措置法施行令

第38条第1項 10分の9

4) 離島…河川法第62条 2分の1

5) 奄美…奄美群島振興開発特別措置法第6条第1項 10分の6

### (3) 補助ダムの見直し制度

#### 新規事業採択・事業見直し

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づいて事業主体である都道府県  
が行う。

### 2 国土交通省担当者からのヒアリングの要点 2005年3月11日

(衆議院佐藤謙一郎議員 松野信夫議員)

#### 補助ダムに対する補助金交付の審査について

- たとえば、ダム自体の必要性などのチェック項目はあるのか。  
ダムの目的などに包含されるのではないか。=国
- その内容をどうやってチェックするのか。  
各自治体からのヒアリングの時に判断している。=国
- 拒否することはあるのか。  
予算などであることもある。=国  
当然地元の反対の意見の有無、説明会の開催などもチェックする。=国
- 今の段階で、補助ダムの不整合を指摘して、再評価はしないのか。  
国交省としては法的な枠組みとしては、中止というものはない。=国  
事業主体が、妥当とするものについては最大限尊重する。=国  
過去にも、中止という計画が数件ある。=国
- 再評価の委員会は、事業者側が設定した人物しか、メンバーにいないし、委員は県の資料だけしか見ないので適正な判断ができない。  
本省から、県などに再評価はおかしい、ということはいえない。=国  
本省からは、河川管理者として、説明責任を果たしてくれ、というお願いはしている。  
=国  
(再評価委員会は)事業主体の対応方針を伺うものなので、ジャッジをするところで  
はない。評価を決めるのが、委員会ではない。=国
- 再評価について通達のようなものは出されていないのか。  
基本的に、国がやっている河川法の精神に則った、事業再評価を自治体でも実施してくれとお願いしている。=国
- 各自治体によって、再評価のやり方にデコボコがある。何とかならないか。  
なかなか本省から、指導ということはできないのが実情である。=国  
不具合があれば、意見は言うが、再評価のやり方とか、中身的には、詳しく指導  
と言うことはできない。=国
- ダムの場合は、(ダムと比べて)他の代替案の費用を異様に高くしたりする例がある。  
(代替案が圧倒的不利に見える)結論ありきの書類を見抜けるのか。  
意識の位置関係もあり、かなり難しい問題である。=国

# 中止ダムと計画・工事中のダムの資料

日本ダム協会「ダム便覧」より

集計表(総括表)

区分		合計	ダム	堰
既設	江戸以前竣工	480	480	
	明治以降竣工	2,303	2,276	27
	小計	2,783	2,756	27
新設	新設	272	268	4
総計	江戸以前竣工	480	480	
	明治以降竣工	2,575	2,544	31
	小計	3,055	3,024	31

既設とは2004年3月31日までに完成したもの、新設とは2004年4月以降完成予定のもの。

堰は型式がFGのもの、ダムはそれ以外(不明を含む)。

江戸以前竣工とは竣工年が1867以前のもの。

## 中止になったダム事業(国土交通省関連)

中止年度	ダム	生活貯水池	ダム+生活貯水池
1997	4	0	4
1998	3	3	6
1999	4	3	7
2000	0	0	0
2001	33	14	47
2002	3	5	8
2003	12	2	14
2004	6	3	9
2005	1	2	3
計	66	32	98

[注]生活貯水池:貯水容量100万m<sup>3</sup>未満

## 中止になったダム事業(国土交通省関連)

1997年度から	1998年度から	1999年度から
<p>【直轄事業】 日橋川上流総合開発(福島) 稻戸井調節池総合開発(茨城)</p> <p>【補助事業】 日野沢ダム(岩手) 乱川ダム(山形) 満名ダム(沖縄) 明戸生活貯水池(岩手) 芋川生活貯水池(新潟) 仁井田生活貯水池(高知)</p>	<p>【補助事業】 白老ダム(北海道) 丸森ダム(宮城) 河内ダム(石川) 所司原ダム(石川) トマム生活貯水池(北海道) 梅津生活貯水池(長崎) 七ツ割生活貯水池(熊本)</p>	<p>【補助事業】 白老ダム(北海道) 丸森ダム(宮城) 河内ダム(石川) 所司原ダム(石川) トマム生活貯水池(北海道) 梅津生活貯水池(長崎) 七ツ割生活貯水池(熊本)</p>
	<p>2000年度から</p> <p>【直轄事業】 千歳川放水路事業(北海道) ただし、河川事業</p>	<p>2001年度から(続)</p> <p>【補助事業】 松倉ダム(北海道) 長木ダム(秋田) 北本内ダム(岩手) 新月ダム(宮城) 久慈川ダム(福島) 緒川ダム(茨城) 小森川ダム(埼玉) 片貝川ダム(富山) 大野ダム(埼玉) 追原ダム(千葉) 芦川ダム(山梨) 羽茂川ダム(新潟) 大仏ダム(長野) 飛鳥ダム(奈良) 閑川ダム(広島) 中部ダム(鳥取)</p>
		<p>2002年度から</p> <p>【補助事業】 外面ダム(福島) 百瀬ダム(富山) 宮川内谷川総合開発(徳島) 雄川生活貯水池(群馬) 笛子生活貯水池(山梨) 片川生活貯水池(三重) 美里生活貯水池(和歌山) 黒谷生活貯水池(徳島)</p>
	<p>2001年度から</p> <p>【直轄事業】 川古ダム(群馬) 印旛沼総合開発(千葉) 江戸川総合開発(東京) 荒川第二調節池総合開発(埼玉) 木曾川導水(愛知) 矢作川河口堰(愛知) 細川内ダム(徳島) 矢田ダム(大分) 猪牟田ダム(大分) 高遊原地下浸透ダム(熊本)</p> <p>【公団事業】 平川ダム(群馬) 思川開発(栃木) 【大谷川分水・行川ダム】</p>	<p>2003年度から</p> <p>【直轄事業】 渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業(栃木等) 清津川ダム(新潟) 紀伊丹生川ダム(和歌山) 高梁川総合開発事業(岡山)</p> <p>【公団事業】 栗原川ダム(群馬)</p> <p>【補助事業】 浅川ダム(長野) 下諏訪ダム(長野) 湯道丸ダム(富山) 黒川ダム(富山) 伊勢路川ダム(三重) 南丹ダム(京都) 中山川ダム(愛媛) 大谷原川生活貯水池(茨城) 大原川生活貯水池(岡山)</p>
		<p>2004年度から</p> <p>【直轄事業】 土器川総合開発(香川) 座津武ダム(沖縄)</p> <p>【公団事業】 戸倉ダム(群馬)</p> <p>【補助事業】 東大芦川ダム(栃木) 佐梨川ダム(新潟) 釈迦院ダム(熊本) 新田川ダム(福島) 磯崎ダム(青森) 高浜ダム(熊本) 倉渕ダム(群馬)[凍結]</p>
		<p>2005年度から</p> <p>【直轄事業】 木曾川流水総合改善事業(香川)</p> <p>【補助事業】 西万倉生活貯水池(山口) 福田川生活貯水池(京都)</p>

計画中・工事中のダム(竣工年が未定のものを除く) 1

(日本ダム協会「ダム便覧」より)

ダム名(かな)	都道府県	型式
草幌(あつぼろ)	北海道	重力式コンクリート
雄武(おうぶ)	北海道	ロックフィル
杵臼(きのうす)	北海道	アース
京極(きょうごく)	北海道	ロックフィル
サンル(さんる)	北海道	アース
高富(たかとみ)	北海道	重力式コンクリート・フィル複合
忠別(ちゅうべつ)	北海道	ロックフィル
東郷(とうごう)	北海道	重力式コンクリート
当別(とうべつ)	北海道	重力式コンクリート
地富(じつぶ)	北海道	重力式コンクリート
南部坂(なんぶざか)	北海道	ロックフィル
湯川(にごりがわ)	北海道	ロックフィル
胆沢(たんざわ)	北海道	ロックフィル
西岡(にしおか)	北海道	ロックフィル
留萌(るもい)	北海道	ロックフィル
柏久保(さくしま)	北海道	ロックフィル
漁経(ぎやうけい)	青森県	重力式コンクリート
胆沢(たんざわ)	岩手県	ロックフィル
大志田(おおしだ)	岩手県	重力式コンクリート
鷹生(たかう)	岩手県	重力式コンクリート
津付(つづき)	岩手県	重力式コンクリート
通野第2(とおのだいに)	岩手県	重力式コンクリート
美川(やながわ)	岩手県	重力式コンクリート
岩堂沢(がんどうざわ)	宮城県	重力式コンクリート
小田(こだ)	宮城県	ロックフィル
長沼(ながぬま)	宮城県	アース
弘川(はらいかわ)	宮城県	重力式コンクリート
二ツ石(ふたついし)	宮城県	重力式コンクリート
大内(おおうち)	秋田県	重力式コンクリート
砂子沢(すなござわ)	秋田県	重力式コンクリート
成瀬(なるせ)	秋田県	ロックフィル
森吉山(もりよしざん)	秋田県	ロックフィル
院内(いんない)	山形県	アース
綱木川(つなきがわ)	山形県	ロックフィル
成瀬(なるせ)	福島県	重力式コンクリート
長井(ながい)	福島県	重力式コンクリート
木戸(きど)	福島県	重力式コンクリート
こまち(こまち)	福島県	重力式コンクリート
櫛上川(すりかみがわ)	福島県	ロックフィル
千五沢(せんござわ)	福島県	ロックフィル
滝川(たきかわ)	福島県	重力式コンクリート
鬼怒川(きぬがわ)上流ダム幹運搬(きぬがわにようりゅうが)	栃木県	堰

事務局から-42

計画中・工事中のダム(竣工年が未定のものを除く) 2

ダム名(かな)	都道府県	型式	ダム名(かな)	都道府県	型式
中野方(なかのほう)	岐阜県	重力式コンクリート	横瀬川(よこせがわ)	高知県	重力式コンクリート
丹生川(にゆうかわ)	岐阜県	重力式コンクリート	和食*(れいき)	高知県	重力式コンクリート
水無瀬*(みなせ)	岐阜県	重力式コンクリート	伊良原*(いらはら)	福岡県	重力式コンクリート
蒲原調整池(さいべうちょうせいち)	三重県	アース	五ヶ山(ごかやま)	福岡県	重力式コンクリート
鳥羽河内*(とばこうち)	三重県	重力式コンクリート	藤波(ふじなみ)	福岡県	重力式コンクリート
安威川(あいがわ)	大阪府	ロックフィル	井手口川*(いでぐちがわ)	福岡県	重力式コンクリート
楓尾川(ときおがわ)	大阪府	重力式コンクリート	幕瀬川(まくせがわ)	佐賀県	重力式コンクリート
石井(いしい)	兵庫県	重力式コンクリート	中木庭(なかこには)	佐賀県	重力式コンクリート
岩井川(いわいがわ)	奈良県	重力式コンクリート	伊木力(いきりき)	佐賀県	重力式コンクリート
大門(だいもん)	奈良県	重力式コンクリート	石木(いしき)	佐賀県	重力式コンクリート
紀の大堤(きのかわおおぜき)	和歌山県	堰	西山(xisやま)	長崎県	重力式コンクリート
切目川*(きりめがわ)	和歌山県	重力式コンクリート	笛吹(ふえふき)	長崎県	重力式コンクリート
小田段(こだまた)	熊取県	ロックフィル	本河内高船(毎)(ほんごうちこうぶ)	長崎県	重力式コンクリート
殿(との)	熊取県	ロックフィル	本河内低船(毎)(ほんごうちていぶ)	長崎県	重力式コンクリート
鷺原(おばら)	鳥根県	重力式コンクリート	本明川*(ほんみょうがわ)	長崎県	重力式コンクリート
笠倉(かさくら)	鳥根県	重力式コンクリート	菅浦第2(やきのうらだいに)	長崎県	重力式コンクリート
志津見(しづみ)	鳥根県	重力式コンクリート	五木(いつき)	熊本県	重力式コンクリート
津原(ひそばら)	鳥根県	重力式コンクリート	川辺川(かわべがわ)	熊本県	アーチ
益田川(ますだがわ)	岡山県	重力式コンクリート	立野(たての)	熊本県	重力式コンクリート
大谷川(おおたにがわ)	岡山県	重力式コンクリート	氷川(いひかわ)	熊本県	重力式コンクリート
河平(かわひら)	岡山県	重力式コンクリート	姫戸*(ひめど)	熊本県	重力式コンクリート
三室川(みむろがわ)	岡山県	重力式コンクリート	路木(ろぎ)	熊本県	重力式コンクリート
奥山(おくやま)	広島県	重力式コンクリート	稻葉(いなば)	大分県	重力式コンクリート
楊毛(かじけ)	広島県	重力式コンクリート	大分川(おおいたがわ)	大分県	重力式コンクリート
四川(しかわ)	広島県	重力式コンクリート	大山(おおやま)	大分県	重力式コンクリート
庄原*(しょうばら)	広島県	重力式コンクリート	石河内(いしかわうち)	大分県	重力式コンクリート
帝駿川(ていしゅんがわ)	広島県	重力式コンクリート	木之川(このかわうち)	大分県	重力式コンクリート
仁賀(にか)	広島県	重力式コンクリート	大瀬内(おおせうち)	宮崎県	重力式コンクリート
野間川*(のまがわ)	広島県	重力式コンクリート	浜ノ瀬(はまのせ)	宮崎県	重力式コンクリート
贝塙(はいづか)	広島県	重力式コンクリート	荒瀬(あらせ)	鹿児島県	重力式コンクリート
相富(ふくとみ)	広島県	重力式コンクリート	輝北(きほく)	鹿児島県	重力式コンクリート
三高(みたか)	広島県	重力式コンクリート	谷川内(たにかわうち)	鹿児島県	重力式コンクリート
平瀬(ひらせ)	広島県	重力式コンクリート	徳之島(とくのしま)	鹿児島県	重力式コンクリート
真綿川(まじめがわ)	山口県	アース	長島(ながしま)	鹿児島県	重力式コンクリート
済免(ゆめん)	山口県	重力式コンクリート	中岳(なかだけ)	鹿児島県	重力式コンクリート
柴川(しばかわ)	山口県	重力式コンクリート	大和(やまと)	鹿児島県	重力式コンクリート
内海(なみ)* (うちのみ)	山口県	重力式コンクリート	カジンジン(かんじん)	沖縄県	重力式コンクリート
花川*(かれがわ)	山口県	重力式コンクリート	眞喜屋(まさいや)	沖縄県	重力式コンクリート
長柄(ながな)	山口県	重力式コンクリート	吾勝地下(よかつちか)	沖縄県	重力式コンクリート
以布利(いぶり)	山口県	重力式コンクリート			
善達*(はるとう)	山口県	重力式コンクリート			

# 時間に100ミリを超える猛烈な雨を記録

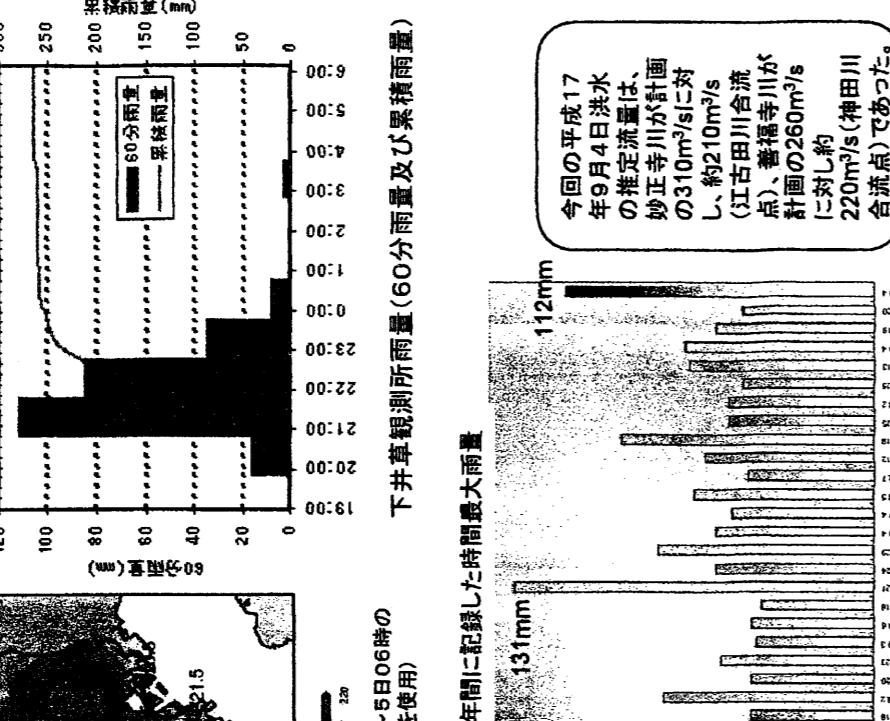
## (2) 東京杉並区での記録的な時間雨量

妙正寺川、善福寺川上流部を中心に、9月4日夕方から5日未明にかけて時間最大100ミリ以上の激しい雨が降り、杉並区、中野区、新宿区で浸水家屋3,588戸(床上1,582戸、床下2,006戸)の甚大な被害が発生。

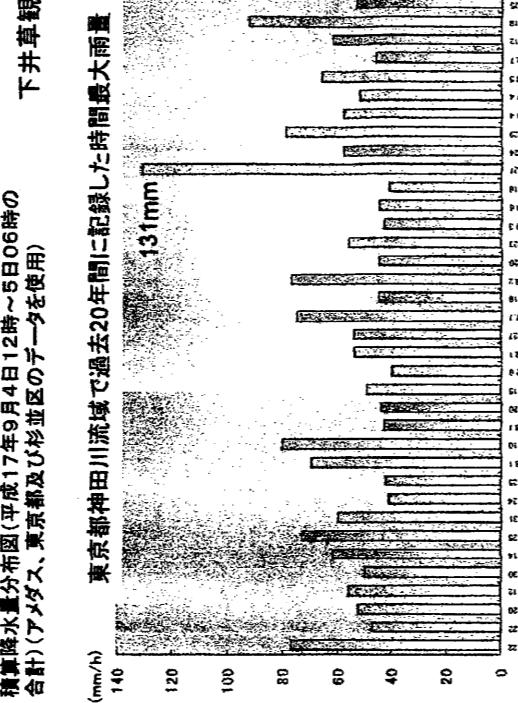
- ・総雨量 : 263mm (下井草観測所・杉並区)
- ・時間最大雨量 : 112mm/h(下井草観測所・杉並区)



下井草

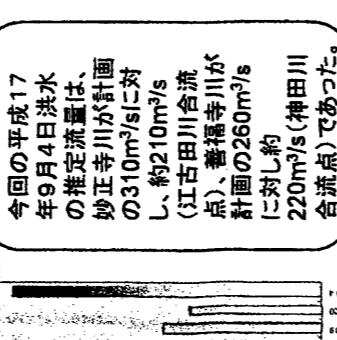


積算降水量分布図(平成17年9月4日12時～5日06時の合計)(メダス、東京都及び杉並区のデータを使用)



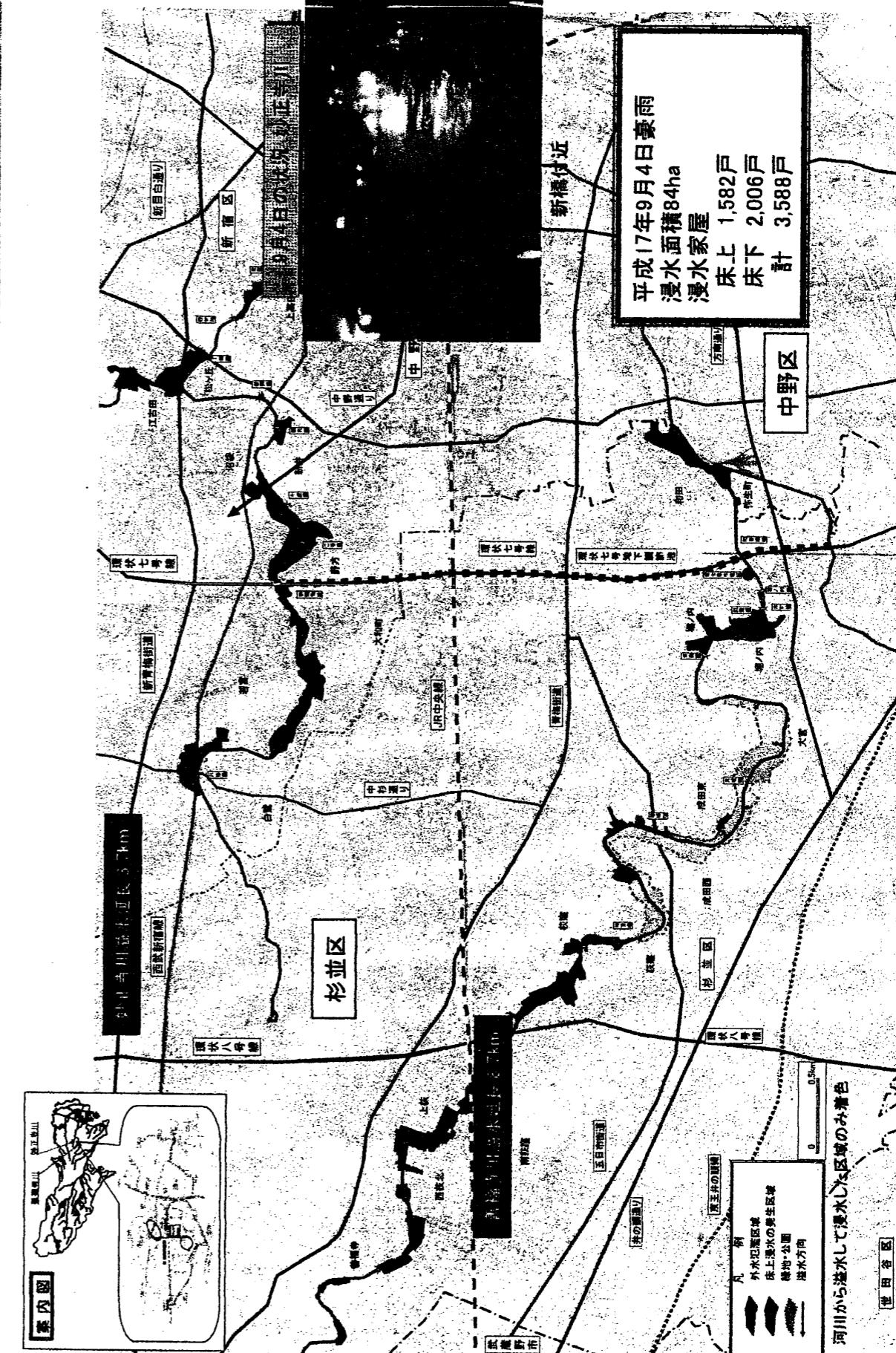
妙正寺川北原橋付近 中野区提供

過去20年間で2  
番目となる時間  
雨量を記録する  
最も猛烈な雨です



下井草観測所雨量(60分雨量及び累積雨量)

## 妙正寺川で甚大な浸水被害が発生



# 気象・降雨状況

## 今年の異常豪雨に関する資料

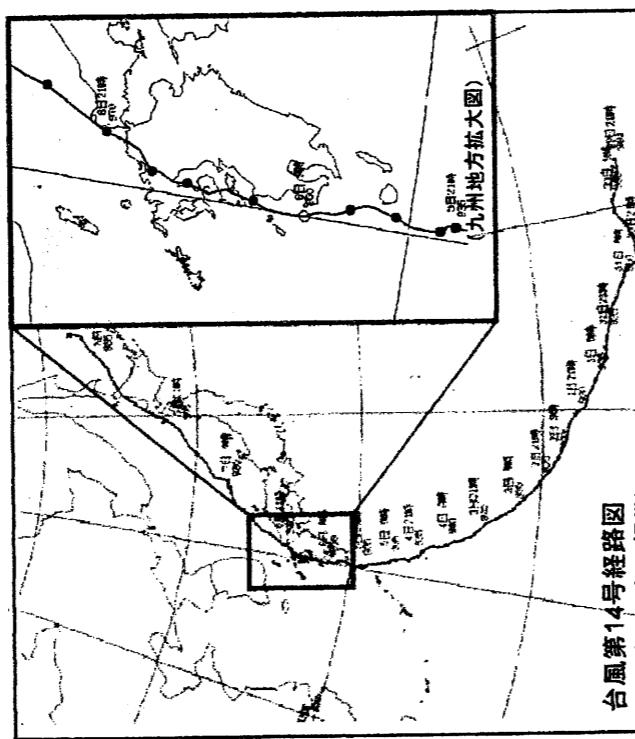
### (1) 台風14号による九州での異常豪雨

異常気象による記録的な豪雨が頻発するようになったので、それへの対応策を考えなければならない。ダムでは、このような異常豪雨に対応することができない。

たとえば、ハッ場ダムの場合、流域面積 708km<sup>2</sup>、洪水調節容量 6,500 万m<sup>3</sup>であるから、流出率 70%としても、131mmの降雨にしか対応することができない。

台風14号の特徴		
①大型の勢力（強風の直徑が約1400kmで広い範囲に影響）		
②1時間に10~20kmの自転車並みの速度で、北上・接近		
③九州の東部に大雨をもたらしやすいコース		

暖かく湿った空気が九州山地にぶつかって九州東部に激しい降雨をもたらした。



期間降水量が1000mmを超えた観測所		
宮崎県神門	1322mm	
宮崎県えびの	1307mm	
宮崎県見立	1201mm	
宮崎県鰐塚	1029mm	
宮崎県諸塚	1000mm	

### 2 河川の被害状況(1)

- 九州の東側の一級水系全てに浸水被害が発生
- 6水系11河川で既往最高水位を更新

#### ■ 浸水被害（直轄20水系）

##### 最大浸水戸数

- 床上浸水：5,000戸
- 床下浸水：2,600戸

の被害が11水系で確認された

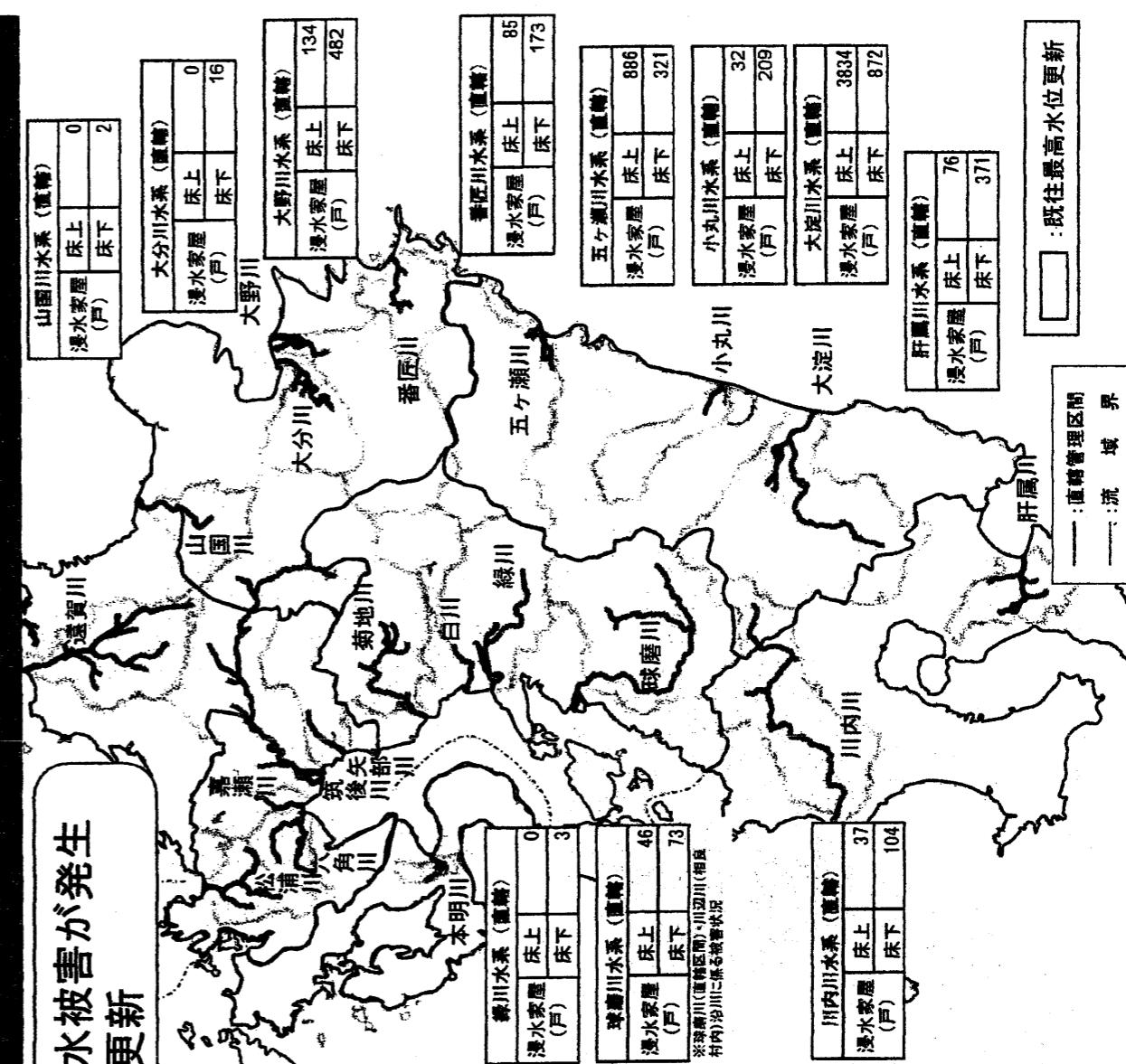
（平成17年9月21日現在）

##### ■ 水位概要

5水系9河川で計画高水位を超え、5水系7河川で危険水位を既往うち6水系11河川で確認された水位を記録

#### ■ 直轄河川での浸水被害概要

- 「外水被害」としては、特に五ヶ瀬川水系五ヶ瀬川で延岡市街部に堤防から越水し、甚大な被害が発生
- 「内水被害」としては、特に大淀川の中小河川において、甚大な被害が発生



六月二十九日に吉野川水系水利用連絡協議会の横田耕治会長(四国地方整備局長)と、徳島県の飯泉嘉門知事が会談。主なやりとりは次の通り。

**横田会長** 今回は前回(一九九四年)を上回る大渇水。このままでは、七月十日ごろには早明浦ダム(の貯水率)がゼロになる。四 匹の命である早明浦の水を有効に使おうと三次取水制限の際、(不特定用水の三割カット)を提案した。不特定用水を含めた制限は、毎秒四十三トンができるだけ優先しようと二次制限までは実施しなかったが、節水をお願いするだけでは早明浦ダム全体を生かすことができない。三次制限として徳島の不特定用水を一二・九トン削減する案だ。今のままだと、新規用水を五割削減しても(貯水率ゼロが)一日延びるだけ。不特定用水削減と節水で、何とか一週間遅らせることができる。一週間延びれば、雨の機会も若干増える。ぜひ理解いただき、残っている部分を最大限に活用していただきたい。

**飯泉徳島知事** (提案は)開会中の県議会で、過去の経緯を踏まえたものなのかとの議論がかなり出た。主要会派代表からも「過去の経緯をしっかり踏まえた上で対応してほしい」と申し入れがあったばかり。六六年、早明浦ダム基本計画の意見書の中で、ダムができる前から使っている水については優先ではなく、最優先で取り扱うと決められているはず。開発された新規部分(の権利)は徳島と香川にあるわけで、それとは当然、扱い方が違う。ルールを変えようというのであれば、知事の判断ではなく、県民の理解が必要で、県議会に諮って決める事になる。九四年も新規が75%まで制限されたが、不特定の議論はなかったという経緯がある。県民もよく承知のこと、仮に今の早明浦がなかったとすれば、徳島は不特定だけ。香川にはため池や小規模ダムがある。現在、香川のため池の状況は貯水率が七割弱あり、小規模ダムも54%ある。これらを工夫して活用してもらいたい。なおかつ困るのであれば、そのときに新たな展開をわれわれとしても考えたい。県議会でも人道的な部分は考えないといけないという議論があった。お互いに持てるものは工夫して使い切った上で、新たに考えていくうというのがわれわれの立場だ。

**会長** 早明浦では現在も四十三トンを確保しており、仮にダムがないと自流は十四トン程度。早明浦で三十トン近くを補給していることになる。ダム建設以前にも渇水はあり、その際は必ずしも四十三トンは確保できていない。四十三トンはダム建設前から確保しているとの話だが、渇水時はそれだけ流れでこない。それがダムで確保できるようになった。われわれは、水が枯れても、そのところだけは最優先で確保してきた。今のままだと七月十一日には確保できなくなり、四十三トンが十四トン、あるいは、それ以下になる。これは何も香川だけでなく、四国全体、徳島の問題。香川に水をあげる・あげないの問題ではなく、今の早明浦の水をできるだけ有効に使うための提案だ。

**知事** 新たな展開も当然考えていく必要があるかもしれないが、今の段階でそれがベストなのかどうか。新規分については、われわれも協力している。歴史の重みがどうしてもある。

**会長** 十分、わきまえた上での提案だ。徳島も七月一日から水がなくなってしまう。それでいいのかどうか。ぜひ、客観的に判断してもらいたい。香川でもできるだけ節水してもらう。夜間断水も始まっており、既存のため池を有効活用してもらうのは当然だ。

**知事** 徳島の不特定分には水道水、農業用水、それに工業用水も含まれている。早明浦ができる前から使っており、われわれには吉野川以外、代替水源がない。那賀川の窮状を踏まえ、香川でも持てるものは十分に使っていただけるよう要請をお願いしたい。その上での話なら、議論するのはやぶさかでない。お隣同士、共助の精神で、人道的な部分は過去の経緯も踏まえながら、考えいかなければならない。

**会長** このままいけば香川のためというより、徳島の四十三トンが三分の一以下になる非常事態になってしまふ。三割カットして延命し、香川に水を送るだけでなく、今ある水を徳島、香川を含めて、できるだけ有効に長く使うという提案だと理解いただきたい。

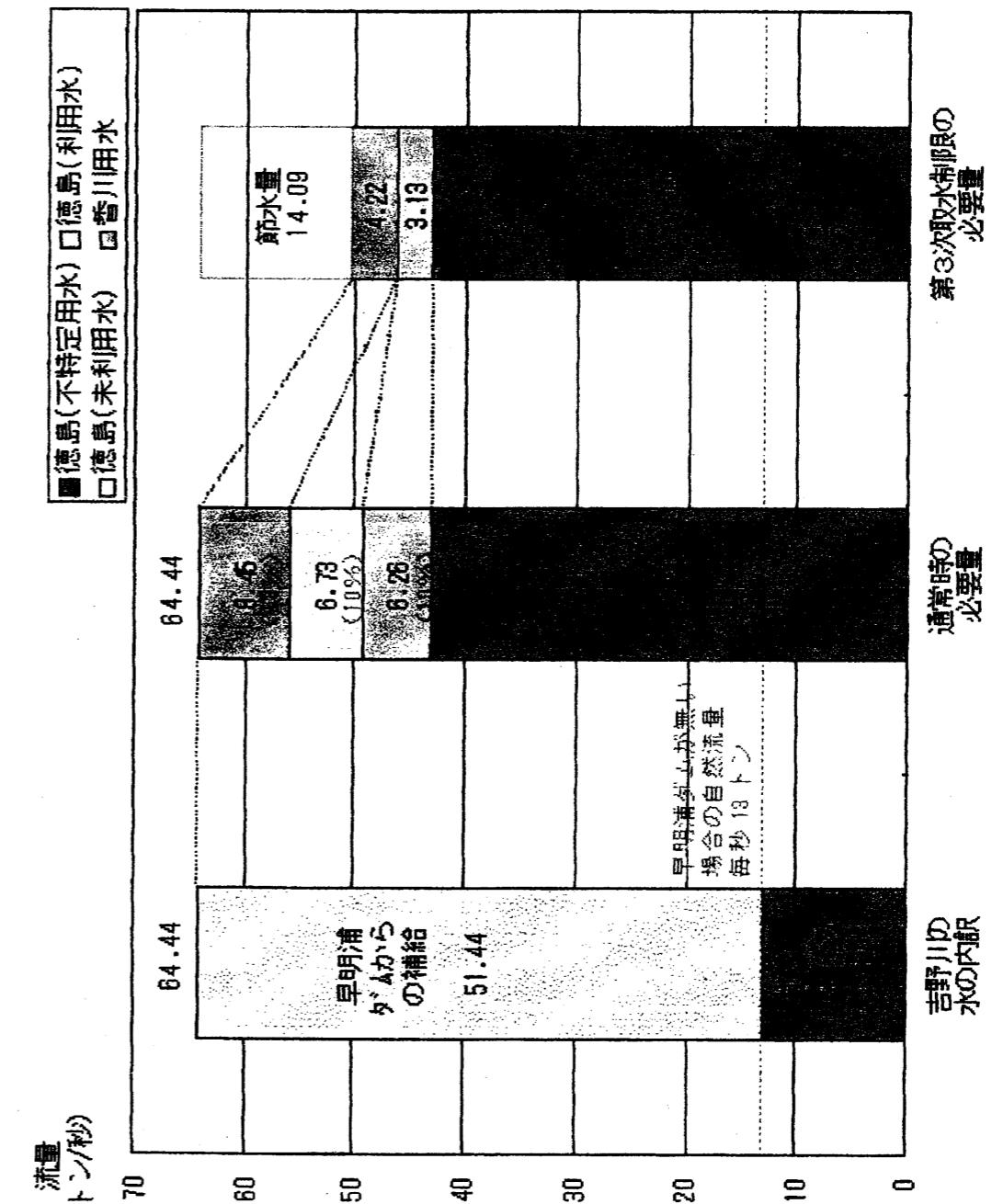
**知事** 香川に水を回す・回さないという感覚でのものを言っているのではない。あくまで新規に開発した部分は、われわれも協力している。新規の部分と早明浦ができる前の部分では、考え方が異なってくる。

**会長** そこは十分に理解している。

**知事** われわれにしても徳島の分として、今後どうなっていくか、長引かせる工夫を考えいかなければならぬし、早明浦は国で管理しているダムであり、国の協力をいただかなければ、やっていけない。

**会長** いずれにしても(不特定用水の削減について)ぜひ、検討いただきたい。

**知事** 徳島の現状と過去の歴史を逆に理解いただきたい。ダムがパンクしてしまうと四十三トンは制限を受けるが、今後、シミュレーションして、国の協力を得ないといけない。ただ、今の段階ですぐカットは、これまでの経緯や議会からの要請もあって厳しい。



↑ 吉野川の水の必要量(徳島県池田地点: 平成17年6月26日時点)

※ 早明浦ダムからの補給量  
本年5月1日から9月6日まで(取水制限の実施期間を含む)の、池田ダム地点の自然流量(早明浦ダムがな

新規ダムの計画がなくなった吉野川では、国土交通省自身が渇水時の不特定用水の見直しを主張している。

## 05渇水 どうなる「不特定用水」

[HOMEへ](#) [メニューへ](#)

吉野川ではどうなったのか

早明浦ダムの貯水量が激減し、夜間断水を余儀なくされる町や田植えをあきらめる農家が出るなど深刻の度合いを増していく今年の渇水。空梅雨でひび割れた地面のように、渇水時の取水制限をめぐって吉野川水系水利用連絡協議会(会長・横田耕治四国地方整備局長)が紛糾している。会の事務局の四国地整局が、これまでダム建設以前から持っていたことを理由に手を付けられることのなかった徳島県の「不特定用水」を取水制限の対象とする案を持ち出したからだ。非常時のダムの延命策としたいが、既得権益を死守したい徳島県、ダムの延命はありがたいが、徳島との関係も大切にしたい香川県。三者三様の思惑が透けて見える。一日から二日にかけては待望の降雨もあつたが、貯水量回復には程遠い。不特定用水の行方を追った。

### 提案の背景 「合理的で徳島にも利益」四国地整局

「そんな案では席を立たざるを得ない」。徳島県の出席者はこう言い放つと、そのまま会場を後にした。高松市内で一日開かれた吉野川水系水利用連絡協議会の幹事会。残された出席者はあっけにとられ、長い沈黙に包まれた。

「不特定用水」削減の再提案をめぐる仕切り直しの協議にも徳島県、四国地方整備局が互いに譲らず、平行線をたどった末の決裂。出席者は両者の溝の深さを痛感するとともに、四次取水制限のめどが立たないことに不安を隠せなかった。

#### 異例には異例

「早明浦ダムの水資源を有効に使い、できる限りの延命を図りたい」。横田耕治四国地方整備局長は初めて公開とした協議会や飯泉嘉門徳島県知事との面会の席上などで、「聖域」に切り込む真意を積極的に説明している。

実際、ウエートの低い「新規用水」だけを対象に実施した三次取水制限は、わずか一日の延命。同じ手法で四次取水制限を行っても効果は見込めず、焼け石に水だ。そこで目がいくのが、大口の不特定用水。三次取水制限後は池田ダム地点の流量の八割強を占め、実通り30%削減されれば約一週間延命される。

早明浦ダムの貯水率が一九九四年の異常渇水よりも速いペースで低下している中、「異例の状況には異例の手法でなければ対応できない」との姿勢に立たざるを得なかったという。

#### 忘れられた恩恵

「現段階では最も合理的な案で、理解を得られると思っていたのですが…」。案を示しながら困惑するのは、同局河川管理課の大城秀彰建設専門官。案には、徳島県を納得させるはずの根拠の一つも示していた。

この時期の池田ダム地点の不特定用水や新規用水の流量とともに、「早明浦ダムがない場合の自然流況」を明記したのがそれ。数字は毎秒一三・五トンで、「今も不特定用水(毎秒四三・〇トン)を確保できているのはダムの恩恵。30%削減してもダムがない場合の二倍超に上る」という主張だ。

もちろん、六七年に閣議決定された吉野川水系の水資源開発基本計画には「既存水利の保護に十分配慮する」との文言があり、ダム建設で既得権益に不利益を与えないとの考えは基本にある。が、△現状ではダムのおかげで既存水利が守られている△貯水率がゼロになれば水を補給できない—ことから、「延命は徳島県の利益にもつながるんです」(大城専門官)。

#### おぜん立てなし

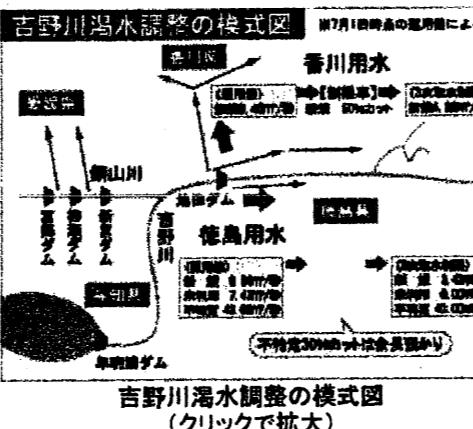
ただ、「合理的な案」も調整できなければ効果はない。通常の行政手法では、異例であればあるほど事前の「根回し」を十分に行うところだが、同局によると「幹事会でいきなり提案した」という。さらに、横田局長と飯泉知事のトップ会談にも事務方のすり合わせなどおぜん立てではなく、前進にはつながらなかった。

「公明正大に議論すれば、自ずと一つの方向に傾く」。案の合理性を自負する同局の思惑は、現段階では外れた格好だ。流域に切り込んだのは大きな一步だが、頼みの「切り札」が不発に終われば、もう手中に有効なカードは見当たらない。

ただ、関係者の一人は「既存水利の保護」をうたった水資源開発基本計画に盛り込まれた別の文言を指し示し、希望を託す。「地域の実情に応じ関係者の相互の理解と合意を踏まえ(中略)既存水利の有効適切な利用を図るものとする」。

## シリーズ追跡

HOME > 特集 > シリーズ追跡 > 記事詳細



### 不特定用水

不特定用水は、一九七五年の早明浦ダム建設以前から徳島県内で主に農業用水として利用されてきた水で、水利権によって担保されている。

水利権には、明治時代にそれ以前からの水利権をそのまま認定した慣行水利権と、河川法に定められ河川の管理者(一级河川なら国土交通相)が水の使用を許可する許可水利権が併存している。

許可水利権は季節、水量、関係面積が定められ、十年ごとに審査を経て更新されるが、慣行水利権に関しては厳密な定めはない。

水利権は法律上は一種の財産権と見なされ「独占的、排他的」が原則。新たに水を使おうとする人は、先に使っている人の同意を得なければならない。慣行水利権も、許可水利権も、先に使っていたことによって、「新参者」に対し特権的な立場をとることになる。

吉野川総合開発で早明浦ダムをつくる際、もともと吉野川の水を使っていた人たちの取り分は担保されなければならないかった。それが徳島県側のいう「既得権」。専門用語では「不特定用水」といい、どこのダムでも算定されている。

徳島県によると、この既得権を最優先に取り扱うことを条件にダム建設に同意した経緯があるという。

不特定用水の中身は、農業用水、工業用水、水道用水、そして川が流れを保つための「河川維持用水」を加えた、早明浦ダムができる以前の水利権の合計ということになる。徳島県の今の時期(六月一日—九月十日)の不特定用水は毎秒四三トン。内訳は農業二ハトン、工業・水道ニトン、河川維持一三トン。

今回の三次制限で香川が50%カットとなつても、徳島は不特定用水があるため全体で17・6%削減にとどまった。

### 徳島の言い分 代替水源、他になし 削減すれば、農家直撃

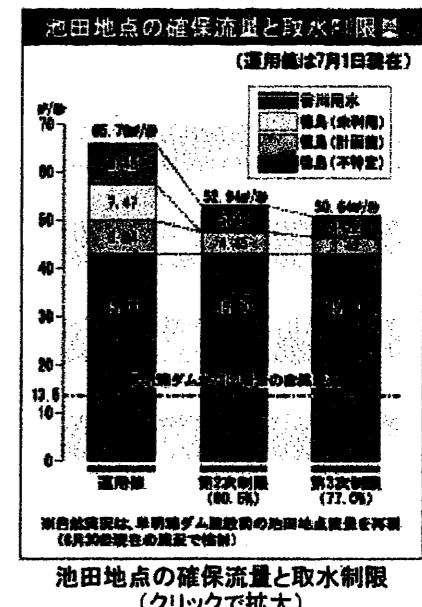
「この辺りは『阿波の北方』という、昔から水争いが絶えんかった。だから、香川に分水するなんて、昔は絶対、考えられない。不特定用水? 知事さんの発言が地元の感覚、流域の声を代表していると思う。ここでうんと言えば、『県は何やつんぞ』と農家が黙ってはおらん」

徳島県阿波市(旧阿波町)の男性はこう語り、飯泉徳島県知事の発言を支持する。

#### 阿波の北方

阿波山脈と吉野川に挟まれた一帯は、目の前を滔々(とうとう)と流れる川を尻目に、ずっと水に悩まされた地域。吉野川の水を使うにはポンプアップが必要で、水田化は第二次大戦後まで持ち越され、かつては藍や桑園が広がっていた。

そこに吉野川総合開発計画の一環として、山手に農業用水を引いて一帯をかんがいする計画が持ち上がった。その吉野川北岸用水は、池田町から板野町までを貫く総延長約七十キロの農業用水。一九七一年から十八年かけて完成した。受益面積は六千八百六十ヘクタール。農家戸数は約一万三千戸。それまで各地区で吉野川から取水していた不特定分と新規分を合わせて、池田ダムから取水する。



#### 24日の衝撃

##### 「不特定用水がカットされるらしい」

六月二十四日。吉野川北岸用水を管理する同土地改良区に吉野川水系水利用連絡協議会幹事会の一報が入り、急きよ、配水委員会を開催。県に対し、△不特定分を割り込む規制は受け入れない△そういう状況になった場合は委員会で検討して回答する—の二点を即座に申し入れたという。

「高松の四国地方整備局までバスを仕立てて抗議に行こうという意見も出たほど。われわれには代替水源がない。死活問題ですから」と、同土地改良区の邊坂恒幸常務理事は振り返る。

この時期、平年なら新規と不特定合わせて十四トン。「常にぎりぎりの水管理を行っているが、新規の五割削減で一トンあまり減った上に不特定が三割削減されると、全体で四、五トンも減る。河道外貯留も認められておらず、調整池も少ない。これではやっていけない」というのが、同土地改良区の言い分だ。

#### 川と生きる

冒頭の男性はこうも言う。「今回の提案は、香川のためのようにしか見えない」と。営農方法も変わり、今は早期米に重点が移っている。なのに四、五月の取水は制限を受けている。取水に関して、日ごろから弾力的な運用をしていれば、こじれることはなかったとでも言いたげだ。

「吉野川の水の延命を図るのであれば、即座に香川への分水を中止すべき。そうであれば、三割カットでも五割カットでも、私たちは納得して受け入れるだろう。現在でも無堤防地区はあるし、累れ川の異名を持つ吉野川の洪水の被害は結局、私たちが受ける。世間が狭いと思われるかもしれないが、吉野川と共に暮らしているのは私たちなんですよ」

# 思川開発事業（南摩ダム）訴訟について

思川開発事業を考える流域の会  
代表 藤原 信

千葉地方裁判所で、栃木県鹿沼市に計画されている思川開発事業（南摩ダム）の事業費のうち、治水部分についての千葉県の支出について、堂本暁子千葉県知事を被告とし、藤原が原告となり、損害賠償請求の訴訟を行っている。

思川開発事業というのは、水資源機構（旧水資源開発公団）が鹿沼市の南摩川に建設を予定しているダム事業であるが、まだ本体工事には着手していない。

南摩川は小川ともいいくらいの小河川であり、集水域も12.4平方キロと小さく、水を貯留出来る可能性も少ないため、導水管を敷設して、他河川より大量の水を導水しなくては水が貯まらないというダム計画である。

構想が発表されたのは41年前の1964年で、南摩川に総事業費209億円で南摩ダムを建設し、隣接する今市市の大谷川から1億2000万トンを取り水し、直径3~5メートルの導水管により、20キロ離れた南摩ダムまで運ぶという計画である。

今市市では、市長を会長とする「大谷川取水絶対反対期成同盟」が結成され、全市を挙げての強力な反対運動が展開され、膠着状態が続いた。

11年前の1994年に計画が見直され、南摩ダムの総貯水量は1億トンに変更となり、今市市の懐柔策として大谷川からの取水は6000万トンに半減され、途中の黒川から900万トン、大芦川から2100万トン、南摩川から1000万トンを取水することになった。一方、総事業費は2520億円と10倍増となり、各自治体に重い負担となった。

2000年11月になって、地元（今市市）の調整が難航しているとの理由により、大谷川からの分水が中止され、計画が再度、大幅に変更された。

現計画では、南摩ダムの有効貯水容量は5000万トンに半減され、鹿沼市を流れる黒川に取水・放流口が、大芦川に取水口が設置され、両河川より取水し、導水管により南摩ダムまで導水することになった。導水管は当初20キロのところ10キロに短縮され、総事業費は1850億円に減額された。

大谷川からの導水は中止されたが、黒川900万トン、大芦川2100万トン、南摩川1000万トン、計4000万トンは変わらないので、有効貯水容量5000万トンの残りの1000万トンは不足するという欠陥ダムである。

南摩ダムより取水する千葉県関係の新規利水については、前計画では、千葉市の水道用水として毎秒0.176トン、北千葉広域水道企業団の水道用水として毎秒1.060トンで、合計1.236トンだったが、変更計画では、千葉市はゼロに、北千葉広域水道企業団は毎秒0.313トンに減量された。

変更計画によれば、千葉県の負担額は、治水分は408億円（22.05%）、利水分は51億円（2.77%）、合計459億円に変更となった。

治水分408億円の7割の286億円は国庫補助金で補填されるので、千葉県の治水分の直接の負担額は122億円となる。

治水分については平成15年度までに14億円が支出済みであり、平成14年度は2億4838万円、平成15年度は2億3607万円、平成16年度（2004年）には4億

円を支出する見込みである。

利水分については、債務を確定しただけで、支出は事業完了後に分割払いとなっている。利水分については51億円といわれているが、利子も含めると、100億円程度になるものと思われる。

思川開発事業が計画された当初は、首都圏への急激な人口集中が始まった時期だったが、東京の人口増加も一段落し、東京都は水余りの状況になつたので、1994年の第1次変更計画では、東京都は新規利水から撤退している。

2000年の第2次変更計画では、大谷川分水の中止に伴い、各自治体の新規利水は大幅に減少している。

千葉県でも、先に述べたように、千葉市は撤退し、北千葉広域水道企業団も毎秒0.313トンと、前計画の4分の1に減量された。

鹿沼市には、南摩ダムと東大芦川ダムという二つのダム計画があり、東大芦川ダムは南摩ダムを補完するダムとして位置付けられ、二つのダムは一括管理されることになっていたが、一昨年（2003年）7月に、栃木県知事は、東大芦川ダムの建設中止を決断したので、南摩ダムはその機能を喪失している。

全国各地でダム事業の見直しが行われていて、利根川上流でも、平成8年より14年までに、直轄ダムが6基、水資源機構のダム3基が中止もしくは計画変更となり、水資源機構の戸倉ダムも、下流県の水余りを理由に、中止されている。

思川開発事業（南摩ダム）も、その時点で中止すべきであった。

違法および不当の事由は以下の通りである。

## 1 地方自治法および地方財政法違反

地方自治法第2条16項において「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」と規定し、17項で「前項の規定に違反して行なつた地方公共団体の行為はこれを無効とする。」と定めている。

地方財政法第1条で、「地方財政の健全性を確保し、地方自治の発達に資することを目的とする。」とあり、第3条では「合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。」とあり、第4条では「必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」とされている。

思川開発事業への負担金等への支出は、これらの法条に違反している。

## 2 河川法第63条違反

治水面では、「思川開発事業の基本高水流量の設定・根拠について」（国土交通省）という資料によれば、南摩ダムの洪水調節流量は、毎秒125トン程度であり、渡良瀬遊水池で調節されてゼロとなり、利根川の基本高水流量にはカウントされていない。

河川法第63条（他の都府県の費用の負担）第1項は「国土交通大臣が行なう河川の管理により、第60条第1項の規定により当該管理に要する費用の一部を負担する都府県以外の都府県が著しく利益を受ける場合においては、国土交通大臣は、その受益の限度において、同項の規定により当該都府県が負担すべき費用の一部を当該利益を受ける都府県に負担させることができる。」と規定している。

思川の流量は渡良瀬遊水池で調節されゼロとなるので、南摩ダムの治水効果は利根川下流部の治水対策上必要ないものであり、千葉県は「著しく」利益を受けることはないので、思川開発事業の費用を負担する法的根拠はなく、治水分の費用122億円を負担することは、河川法、地方自治法、地方財政法に違反するものである。

第63条に規定する「著しく利益を受ける場合」ということについて、建設省河川局水政課監修・河川法令研究会編著の『よくわかる河川法』（1996年）には以下のように記載されている。

「他の都府県に負担させることができる場合は『著しく』利益を受ける場合です。このように『著しく』利益を受ける場合に限定したのは、ある都府県の区域内における河川の管理により、他の都府県が多少の利益を受けることは当然に予想されることから、利益があれば常に負担することとするのは適当ではないからです。また、受益を受けた都府県に負担させることのできる費用は、この負担の分担が費用負担に関して衡平を図る ことにありますから『その受益の限度において、本来の負担者である都府 県が負担』すべき費用の一部に限られています。」

『河川法解説』（河川法研究会編著・1994年）にも以下のように記されている。

「本条は、建設大臣又は都府県知事が行う河川の管理により、本来は費用負担者でない都府県が著しく利益を受ける場合は、当該利益を受ける都府県に河川の管理に要する費用の一部を負担させることができることとした規定である。」「第1項又は第3項の規定に基づき他の都府県に負担させができる場合は、他の都府県が『著しい』利益を受ける場合に限られる。著しい利益とは、他の都府県が一般的に受ける利益をこえる特別の利益である。河川は、上流から河口に至るまで連続した一の水系を成し、その管理も水系を一貫して行われるべきものであるので、ある都府県の区域内における河川管理により、他の都府県が多かれ少なかれ利益を受けるのは当然予想されるところであり、多少なりとも利益があれば常に本条の負担金を課することとすることは、本法において河川の管理のための費用負担の体系を定めた趣旨に反するものと考える。」

1966年発行の「逐条河川法」（建設省新河川法研究会編著）でも、

「本条は、建設大臣又は都府県知事が行なう河川管理により、本来は費用負担者でない都府県が著しい利益を受ける場合は、当該利益を受ける都府県に河川の管理に要する費用の一部を負担させることができることとした規定である。」「第1項又は第3項の規定にもとづき他の都府県に負担させができる場合は、他の都府県が『著しい』利益を受ける場合に限られる。著しい利益とは、他の都府県が一般的に受ける利益をこえる特別の利益である。河川は、上流から河口に至るまで連続した一の水系を成し、その管理も水系を一貫して行われるべきものであるので、ある都府県の区域内における河川の管理により、他の都府県が多かれ少なかれ利益を受けるのは当然予想されるところであり、従って、多少なりとも利益があれば本条の負担金を課することとすることは、本法において定められた河川の管理及びその費用負担の体系を破壊することとなるからである。」

建設省（現国土交通省）の河川法第63条に関する見解は、新河川法（1964年）制定後の1966年当時と現在も、まったく変わっていない。

「著しい利益」を受けることのない千葉県が、思川開発事業の河川管理の費用負担を行なうのは、河川法第63条の規定に違反し、著しく合理性を欠く負担である。

### 3 利水について

千葉県の保有水源は、上水道が248万トン／日（給水量ベース、以下同じ）、工業用水は125万トン／日、上水道と工業用水をあわせた都市用水は、373万トン／日である。これに対して、最近10年間の都市用水の実績は約300万トン／日の横這いで推移している。

現状でも日量約70万トンの水が余っている。

工業用水については、現況の供給量で推移すると見込まれているので、未利用の工業用水の上水道への転用は可能である。

千葉県民の一人一日最大給水量を400リットルとして概算すると、少なめに見積もっても、日量約150万人分の水が余っていることになる。

千葉県の人口が100万人増えても大丈夫という数字である。

2004（平成16）年3月時点では千葉県内の未利用水（遊休水利権）の合計は毎秒2.681トンである。これを日量に直すと約23万トンになり、日量約50万人分の水が未利用のまま放置されることになる。

千葉県の上水道についての県予測と実績、保有水源、遊休水利権を見ても、水不足の懸念はない。

『河川法解説』（前掲書）にも、「水利権を実行しない者は、権利の上に眠る者であるばかりでなく、その遊休水利権が他の緊急かつ有用な水利権の成立の障害となり、河川の有効な利用を妨げる可能性が大であるから、許可期間を過ぎてなお水利権の存続を主張すべき正当な権利を有しないといわなければならない。」との記述がある。

権利の上に眠り、河川行政を誤ることがあってはならない。

昨年（2004年）1月に住民監査請求を行い、千葉県監査委員の却下（一部棄却）の監査結果を受け、4月15日に千葉地裁に訴状を提出した。

本年（2005年）11月29日で弁論終結となり、近く判決がだされる。

原告としては、8回にわたる弁論（うち6回は弁論準備）において利水問題、環境問題も展開したが、主張の中心は、千葉県が支出する治水部分の負担が、河川法第63条の『著しく利益を受ける場合』に当たるかどうかである。

首都圏の都県が、人口の減少や節水努力により水余りとなるなか、水資源開発促進法に基づく利水ダム事業が、とつつけたように「治水」を入れた多目的ダムに性格を変えて推進されている。思川開発事業（南摩ダム）は水資源機構（旧水資源開発公団）の生き残りのためのムダなダム事業である。

### 奥胎内ダムの問題点

- ① 胎内川の河川整備基本方針と河川整備計画は両方とも 100 年に 1 回の洪水が想定され、その結果として奥胎内ダムの建設が河川整備計画でも必要とされている。しかし、河川整備基本方針では 100 年に 1 回の洪水流量を想定しても、河川整備計画では費用対効果を考慮して流量のレベルを落とし、既往最大程度の洪水流量を目標流量にするのが普通である。新潟県には早急な改修が必要な河川が数多く残されているにもかかわらず、緊急性のない奥胎内ダムに補助金を支出することの問題はないのか。
- ② 胎内川の 100 年に 1 回の洪水流量(黒川橋地点)は 2,180m<sup>3</sup>/秒とされ、そのうち、1,500m<sup>3</sup>/秒を河川改修、560m<sup>3</sup>/秒を既設の胎内川ダムで、残りの 120m<sup>3</sup>/秒だけを奥胎内川ダムで対応することになっている。このように県の計算でも奥胎内ダムの役割は小さく、奥胎内ダムなしでほとんどの洪水に対応することができる。このように県の計算でも治水効果が小さい奥胎内ダムに補助金を支出することの問題はないのか。
- ③ 100 年に 1 回の洪水流量 2,180m<sup>3</sup>/秒は根拠がきわめて希薄である。洪水基準点の流量観測を全く行わず、発電用ダムの流量を拡大解釈して 100 年に 1 回の洪水流量を無理矢理算出している。流量観測という必須の基礎作業を行うことなしに計画を策定した奥胎内川ダムに補助金を支出することの問題はないのか。
- ④ 2,180m<sup>3</sup>/秒は1967年の羽越水害の流量をベースとして求められたものである。しかし、その計算に使用した発電用ダム(胎内第一、第二ダム)の羽越水害の流量について県は捏造を行い、実績流量より大幅に大きくして、それによって 2,180m<sup>3</sup>/秒の値が得られるようにしている。このように捏造した流量で計画を策定した奥胎内川ダムに補助金を支出することの問題はないのか。
- ⑤ 発電用ダム(胎内第一、第二ダム)の羽越水害の実績流量を正しく計算して、それをベースにして胎内川の 100 年に 1 回の洪水流量(黒川橋地点)を求めるに、1,500m<sup>3</sup>/秒程度となり、胎内川においては奥胎内ダムだけでなく、既設の胎内川ダムがなくても、河川改修だけで 100 年に 1 回の洪水に対応することができる。このように治水対策として全く不要な奥胎内川ダムに補助金を支出することの問題はないのか。

### 破綻した基本高水と治水計画

#### 五十嵐川の諸データ

	笠堀ダム建設時	大谷ダム建設時	7.13水害時調査委員会結論
計画雨量 (1/100)	272ミリ/2日	340ミリ/2日	400.5ミリ/2日 (流域全体300年確率)
基本高水流量	2000トン/秒	3600トン/秒	2500~2600トン/秒 (破堤地点)
計画高水流量	1600トン/秒	2400トン/秒	1900~2000トン/秒 (破堤地点)
流下能力	1400トン/秒		(破堤地点より基準地点迄支川の流入はない)
ダム地点計画洪水流量	520トン/秒		
ダム地点計画洪水流量			
大谷ダム建設後	1120トン/秒	790トン/秒	笠堀ピーク流入量850トン/秒 大谷ピーク流入量585トン/秒
計画洪水調節流量	大谷前400トン/秒	両ダム合計1200トン/秒	実際は600トン/秒
計画洪水調節容量	870万トン	1375万トン	(合計2245万トン)
7.13水害時			
洪水調節容量	754万トン	959万トン	(合計1713万トン)
使われなかった			
洪水調節容量	116万トン	416万トン	(合計 532万トン)

### 問題点

- ・ 五十嵐川の現在(7.13水害前)の計画では、基本高水3600トン/秒を両ダムで1200トン/秒カットする計画であった。実際は7.13水害時半分の600トン/秒しかカット出来なかった。
- ・ 100年に一度の大雨でダムが無くて破堤も無かったとして基準地点で3600トン/秒流れる筈(基本高水)が、300年に一度の大雨で2500~2600トン/秒しか流れなかった。100年に一度ならば以前の計画の2000トン/秒の方が実態に近いのではないか。
- ・ 過大な基本高水を設定することがダム計画を推進させてしまい、結果的に河川改修を遅らせていく。
- ・ 県はダムを選択した理由に、住民が移転計画を受け入れなかったことを挙げているが、むしろダムを作ったことで一層移転受け入れが困難になった筈である。現実を誠意をもって説明し、期間も長くして、新改築を制限するなど工夫すれば可能だったのではないか。
- ・ 破堤地点(諏訪、曲渕)は前後の堤防より50センチ低かった。40年前から漏水実績ありと注のあるAランク地点であった。堤防は昭和12年以降殆ど改修されず、7.13時、他にも越水、欠壊が多数存在した。破堤しなければ大災害にはならなかつたと思う。
- ・ 洪水調節開始前に笠堀ダムは116万トン 大谷ダムは127万トン水位が上がっていた。笠堀ダムは今後予備放流することになったが、大谷ダムは自然放流なので予備放流も出来ず、又7.13時、笠堀

ダムが流入量全量を放流開始した後も放流を続けていた。サーチャージ水位迄3米も余裕を残していた。もしゲートがあれば破堤を防げたとの専門家の計算もある。

- ・ダムが被害を軽減したと県は宣伝しているが、もし大谷ダムを作らず、その事業費を河川改修にあてていたらどうなったかと比較すべきである。
- ・大きなダムは住民に間違った安心感を与え、防災活動が疎かになった。

#### 奥胎内ダムの問題点

① 計画雨量 607/24時間 は過大である。

隣の関川村荒川町を流れる荒川は、過去最大洪水、昭和42年8月28日の雨量 440ミリ/1日 を計画雨量とし、基本高水流量も同様 過去最大としています。

胎内川流域開発事業採択当時の雨量は 487ミリ/1日でした。新潟県営ダム計画で24時間雨量としたのは奥胎内ダムだけです。これほど計画に疑問点のあるダムですから、せめて現在迄45年間の時間雨量データで再検証すべきと考えます。

② 奥胎内ダムも自然放流で、完成後は胎内川ダムの水位を2.8米上げ、治水容量が850万トンから720万トンに減少します。五十嵐川の例からも計算通りにはならず、かえって危険度が増すのではないかでしょうか。

③ 胎内川ダムの完成以来の年ピーク流入量（別紙）の中で最高はS 56年の 786.20 ですが、管理年報の報告書によれば、このピークは瞬間的であったとのこと、その他の最高値は今年の 483.44 です。現計画では洪水流量 1360 となっています。あまりにも乖離しすぎています。ちなみに胎内川ダムは 600トン一定量放流の計画ですが、S 52年完成以来現在迄一度も 600トン放流に達した洪水はありませんし、基準地点でも最高 500トン/秒以下の流量しかありません。基本高水 2180 ーダム調節後 1620（計画高水1500）が過大なことは明白です。

④ 県公共事業再評価委員会、昨年奥胎内ダムを再評価された時の議事録（ホームページ）を見ますと、色々疑問を感じておられる委員もあったように思います、委員長は採決もせず、事業継続に意義なしと答申されました。河川の専門家を一人も含まず、人数も6人、不信感を持ちます。熊本県の再評価要綱（対称事業）第2条にただし国庫補助事業について、国において当該事業を所轄する省庁から別に再評価の対象要件が示された場合は、その要件に従って再評価する との項目があります。

奥胎内ダムは問題山積です。ぜひ県に再評価を要求して頂きたいと思います。

#### (3) 降雨の検証

図1-1の24時間の等雨量線図を見ると五十嵐川流域では、上流域を中心に400mmを超える降雨となったことがわかる。

笠堀ダム観測所（新潟県）では、時間最大雨量 73mm、累加雨量は 480mmに達する降雨であったことがわかる。

一方、下流の三条観測所（気象台）では、時間最大雨量 43mm、累加雨量 224mmと上流域に比べ降水量が少ないことがわかる。

今回の降雨について、一新橋地点上流域での流域平均雨量として2日雨量を「信濃川水系五十嵐川総合開発事業計画書（昭和55年8月）」で使用した手法（石原・高瀬）で確率評価すると、2日雨量 400.5mmは、概ね 1/300 となる。

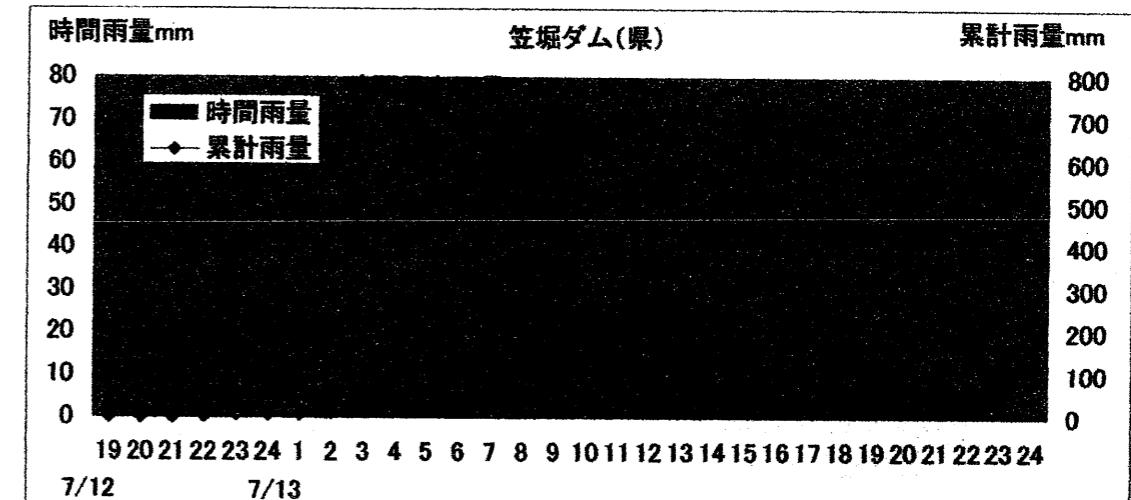


図 2-6 笠堀ダム観測所雨量

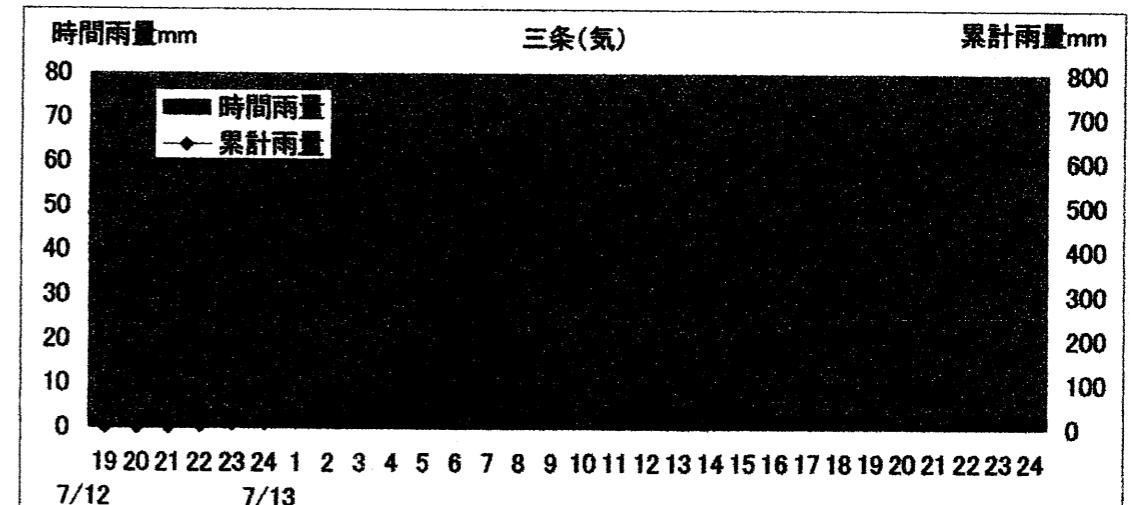


図 2-7 三条観測所雨量

05.11.22

# 下越・佐

進ちょく率は4割

## 奥胎内ダム建設現場を公開

A black and white photograph showing several construction workers wearing hard hats gathered around a large, dark, irregular opening or excavation site, likely a dam foundation or similar structure.

に設置される「奥胎内ダム」建設現場を一般に公開した。市民ら約四十人が参加した。

同ダムは、約二キロ下流で稼働中の胎内川ダムと連携して洪水調整するのをはじめ、渴水期の流量調節や水道用水の確保、発電を行う多目的ダムとして建設が進んでいる。

一九九〇年に工事用道路の敷設が始まり、本体工事は二〇〇一年に着工した。完成は一四年度の見込みで、〇四年度未までの進ちょく率は42%。

現場は「磐梯朝日国立公園」「胎内」王子・県立自然公園などに指定されており、イヌワシをはじめ貴重な野生動植物が多数生息する区域。そのため、工事関係者、学識経験者らによる「環境保全対策実務者協議会」を設置し、山の掘削面積を従来より抑える新工法の導入など、環境保全対策を取りながら作業している。冬になると、現場周辺は例年五分近い積雪があり、作業ができる期間は、五月から十一月末まで

地域の一部  
進捗度十  
カラ工事用  
「三」とタレ  
除いて又  
古工事當  
止りは、  
%の留保

二、無駄道路(三級)  
割引事務

にまつり。  
新規ヘス等  
昇の6倍以上か  
河道改修工事  
の進捗率  
の40%未だ  
は段階  
に於ける

今年度は、ダムを築造するに適した固い岩盤を得るのに、朝す「基礎調査」が行  
るまで。現場では、今月上旬から舞い始めた雪が二十日ほどに亘り積も  
りており、今年度の作業は今月末が終りか  
露田のせんあと山を切り下げる。

卷之三

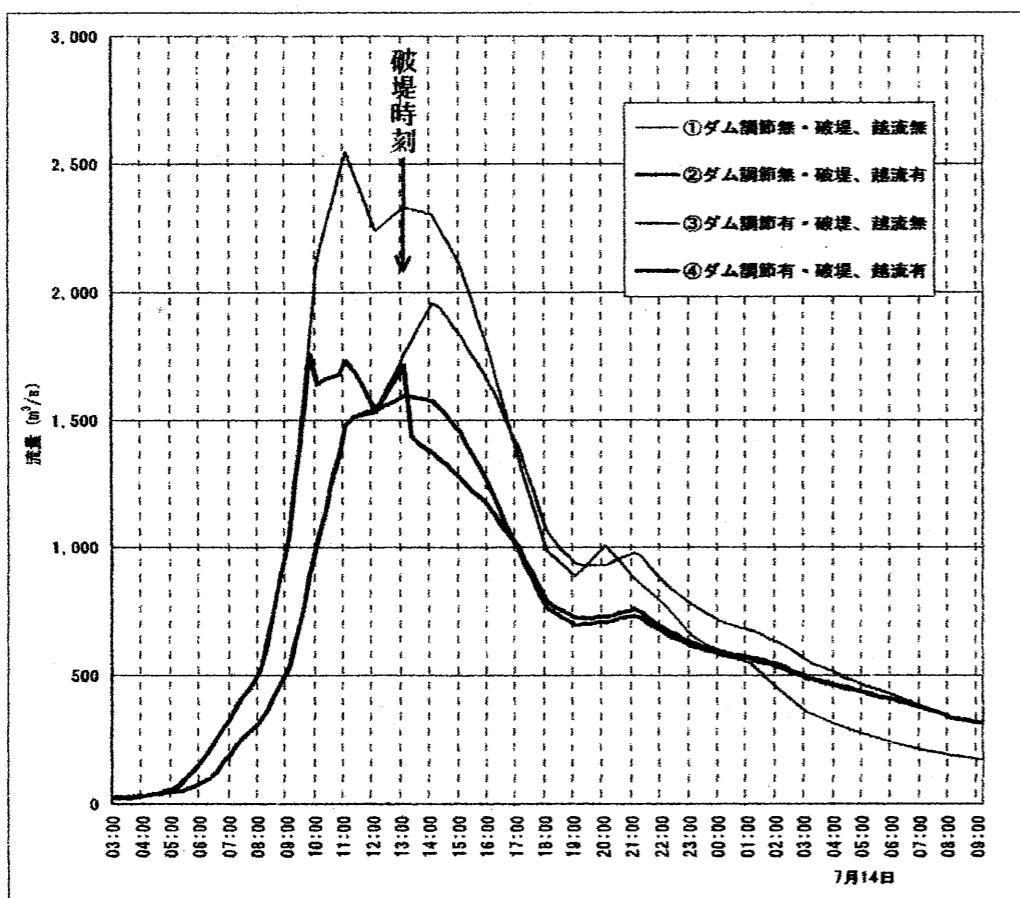
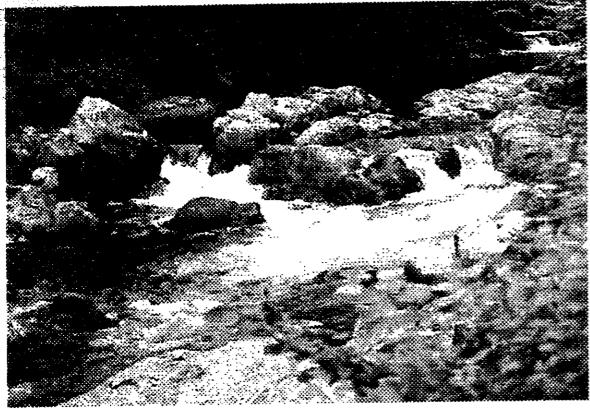


図 2-8 破堤地点（諏訪地区）における推定流量

## 設楽ダムへの現状と流域住民の課題

愛知県・豊川を守る住民連絡会議



設楽ダム建設が 1 億  $m^3$  の総貯水容量をもつ巨大計画（堤高 129m、水没戸数約 120 戸）として立ち現れてきたのは実施計画調査途中の「中間報告」（1996）においてであった。因みに、原計画では総貯水容量 8 千万  $m^3$ 、堤高 120m、水没戸数約 70 戸であったから、計画変更の規模拡大の程が知られよう。

なぜ規模拡大したのか？ 起業者は原計画ではロックフィル型式を想定していたものの、ダム

### 設楽ダムサイト付近の清流

ムサイト付近の岩盤が予想外に良好であり、重力式コンクリートダムへと型式変更した、と説明している。

規模拡大することでダム用途に変更はあるのか？ 堆砂容量・治水容量が各 100 万  $m^3$  増量されたほか、利水容量は 5,900 万  $m^3$  から 7,700 万  $m^3$  へと拡大されている。

ところで、利水の内訳をみると、特定利水容量が大幅に減り（4,500 万  $m^3$  → 2,000 万  $m^3$ ）、不特定利水容量が大幅に増えている（1,330 万  $m^3$  → 5,700 万  $m^3$ ）。その不特定容量の内容が奮っている。河川維持用水に 2,600 万  $m^3$ 、既得用水（豊川用水）の利水安全度を向上させるために 3,100 万  $m^3$  を計画しているというのだ。

全国 109 水系の一級河川のなかでも中の下の規模しかない豊川流域には、最大の支川・宇連川に宇連ダムがあり、さらに大島ダムおよび本川から寒狭川導水路によって宇連川に流域変更し、その受け皿として 4 つの調整池を豊川用水幹線水路途中に造る豊川総合用水事業の建設見通しが立っている最中、それでも豊川用水は利水安全度が低いというので

あろうか？ 何しろ、豊川総合用水事業が完工したのが 2002 年度からで、その新規利水が 3 $m^3$ /秒とされているにも拘らず、以来 3 年間、農業用水や水道用水の需要に伸びは無かつたし、将来的にも全く見込めないから。豊川用水の節水規制も 2003・2004 年と全く無かつたから。つまり、豊川総合用水事業の追加で豊川用水の利水安全度はかなり向上したといえるからだ。

他方、河川維持用水というのは豊川用水の取水施設である大野頭首工から下流の維持流量がゼロという欠陥計画に基づくもので、この流量確保のためだけならば、豊川用水の農業用取水量を減らせば足りるし、そのために農業用水が減って困るというようなことは考えにくい。何しろ、豊川用水通水以来 30 数年間の実績が物語るごとく、減反や耕作放棄が増える傾向にあり、農業用水の需要増など全くあり得ないからである。

とすると、残るは治水だけであるが、豊川河川整備計画（2001）によれば、将来 30 年にわたる設楽ダムの洪水調節能力は戦後最大洪水を目標としていて、650 $m^3$ /秒にしかすぎず、これだけの想定洪水なら設楽ダムなしでも、現行の左岸「霞（かすみ）」を残せば、豊川中下流の堤防整備と一部河道改修によって十分対応できるはずなのだ。

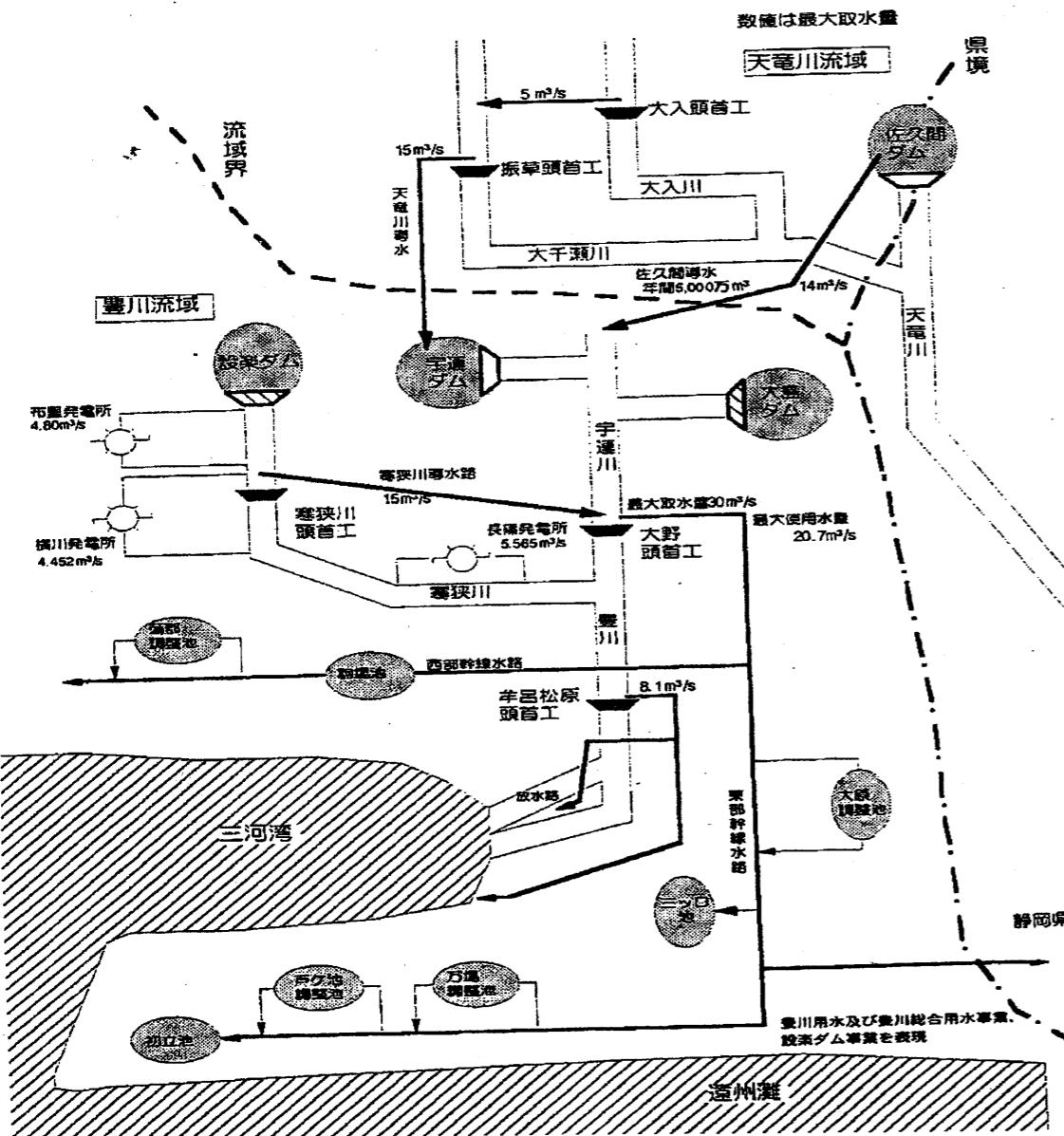
こうして、設楽ダム建設の必要性は何もないに等しい。にも拘らず、下流受益市町と愛知県はあくまでダム建設にこだわり続け、それら圧力の結果、設楽町当局も 2002 年にはダム水没予定地の用地測量調査を受け入れ、翌年には知事を放ち会い人として起業者との間でダム建設推進協定を取り結んだ。起業者は起業者で、設楽ダム調査事務所を工事事務所に格上げし、予算も 15 億円に膨らませている。

一方、法制定に伴い義務付けられた環境アセスの手続きは起業者も避けては通れない。しかし、起業者はつとに 2002 年、2007 年度からダム関連工事に着手するとの見通しを公表しており、そのためには 2006 年に特定多目的ダム法に基づく「基本計画」を策定し、併せて水没予定者に補償基準を提示するというのである。この見通しからするならば、環境アセス方法書が 2004 年 11 月に公告・縦覧され、住民意見・関係町村長・愛知県知事の意見を徴し終えているので、今年のうちには準備書が、来年早い時期には評価書が出される予定だということになり、アセスメントは文字通りアワセメントになるものと危惧されている。

以上のごとき客観状況のなか、水源地の住民たちはあきらめ始めており、共同体規制の中で異を唱えにくくなっている。といって、水没予定者たちの町内での生活再建策はほとんど何も決まっておらず、予定通り建設設計画が強行されれば『ダム難民』化は避けられないであろう。

流域住民主体の「豊川を守る住民連絡会議」も内部に腰の重たい漁協を抱えて四苦八苦している。発足以来四半世紀、かつては上流・設楽町のダム反対組織 2 つを中心に上下流の漁協が結束して活動してきた組織であったが、この間、ダム反対組織は解体し、漁協のなかにも組織を抜

### 豊川用水系統模式図



ける単協が現れて苦悩する「連絡会議」と言っても決して過言ではない。

確かに、設楽ダム建設の必要性は根拠薄弱であるし、受益下流市町と愛知県が「やめた！」といえば計画も撤回されるであろう。何よりも課題は受益市町の中心である豊橋市に対してダム建設を断念させる手掛けかりを得ることであり、今、この点に頭を悩ませているところである。

(文責= 松倉 源造)

ホームページ

<http://www.tees.ne.jp/~toyogawa/>

## Eメール

toyogawa@mx1.tees.ne.jp

## 徳山ダム試験湛水強行を許さない！

### 河川行政の「時計の針の逆戻し」を許さない！

徳山ダム建設中止を求める会・事務局 近藤ゆり子

「水源連だより N o 3 4」の拙稿にもある通り、「小泉圧勝」以後の（1級河川）河川整備基本方針策定の在り方は「常軌を逸している」と言わざるを得ない。

1997年河川法改正によって定められた河川整備基本方針は、各河川の治水計画の根幹だが、この策定過程には一切市民・住民参加の法的規定がなく、大きな問題がある。実際これまで策定された「方針」は、1960年代後半～70年代前半の（対象とするデータ数も少ないうち）に<sup>\*1</sup>過大に設定された基本高水流量を追認し続けてきた。

その「方針」を審議する「河川整備基本方針検討小委員会」（＝社会資本整備審議会河川分科会の作業部会。「河川法16条 第3項 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。」）が、この9月以降次々と開かれている。第17回（9/7 庄内川水系、沙流川水系、紀の川水系）～第28回（12/6 利根川（最終））～第30回（12/19 淀川（最終））という超「効率」的に仕上げている。その中味は従来の「工事実施基本計画」の過大な基本高水流量の踏襲であり、ダム建設正当化に結びつくものである。

「小委員会」の事務方として連続的な徹夜を強いられている末端の河川官僚は「『透明性を担保する』と言うことも出来ないような過密な開催スケジュールはいかがなものか、と課内でも問題になっています」と呟き、筆者の「専門家は、資料を瞥見して思いつきでモノを言うわけにはいかないから時間が必要。これでは専門家委員が何かしらの意見を形成する時間もない。」「このスケジュールで、あなた方河川局の技術屋さん達が、本当に専門性を發揮して河川整備基本方針策定にあたれるか？ 行政への信頼を損ねることになるだけでは？」という言葉に無言で同意せざるをえないような状況である（\*2）。

なぜ、こういう無茶苦茶な急ぎ方をするのか？ 少なくとも、末端の河川官僚の理解する範囲を超えたところで、事態は進行している。

\*1：行政マンというより純粋な河川エンジニアである前「徳山ダム担当」氏は、「対象となる洪水のデータが数十もあるなら、カバー率100%という選択はしないだろう」と言っていた。が、今や「夢幻の発言」となってしまったようだ。

\*2：国交省は「審議会等の公開性・透明性を高める」と自ら宣い、それを担保するの具体的な方法として「議事録の公開」を挙げてきた。04年の「徳山ダム事業費大幅増額」のための木曽川フルプラン全部変更では、「次回」のほぼ前日に議事録をUPするという形で兎に角自分たちの言葉の辻褄を合わせていた。だが、今回の一連の河川整備基本方針検討小委員会の開催され方は、物理的に「議事録公開」は不可能なような過密日程である。

注3：今回の基本高水流量決定に使用されている「河川砂防技術基準」は、その解説書で、これまで何度も市民側から批判されてきた問題を切って捨てた。

引き伸ばしについては「引き伸ばし率2倍程度にする場合が多い」、カバー率については「計算されたハイドログラフ群の中から、最大流量となるハイドログラフピーク流量を基本高水のピーク流量とする」と述べている。理由も根拠も何もない。「決めたから決めた、という類。『科学』の装いをもかなく捨てる」（＝Z弁護士）のである。

一方、02年2月に、「原則ダム無し」の画期的な「中間とりまとめ」を発表した淀川水系流域委員会は、確かに2ダムの中止方向は出したが、本質的なところで（丹生ダム・川上ダム建設を継続するかどうか、こそ本質）「河川管理者」の反攻に遭っている。今やその積み重ねた議論は、押し潰されかねない「風前の灯火」のように見える。

徳山ダムは堤体完成（99.9%完成）を受け、来秋の試験湛水開始に向けて動いている。一見「肅々と完成に向かっている」。

だが、問題は山積している。表に出ているだけでも以下のようことがある。

#### ★ 旧徳山村住民に関する事柄

移転先（水公団造成地）の地盤沈下問題

残存山林公有地化問題（残存山林へのアクセス問題）、樹林帯買収問題

#### ★ 自然環境問題

大型猛禽類を頂点とする生態系保全の対策が「ない」

#### ★ 純粋に技術的な「問題」

徳山ダム集水域の「少雨傾向」とダム下流への維持流量確保

「徳山ダム完成」を急ぐことで、押し潰される問題は、余りにも大きい。

そして、「徳山ダム」に治水予算を注ぎ過ぎたツケは揖斐川に、木曽川水系全体に負の遺産となっていく（徳山ダム完成後、まともな治水予算はつかない）。

さらに、徳山ダム事業を正当化するための900億円超という「木曽三川導水路構想」（徳山ダム「開発」水を木曽川に導水する。これがないと名古屋市・愛知県は徳山ダムの水は一滴も使えない）が頭をもたげている。巨大になりすぎた水資源機構を生きながらえさせるための「仕事のために仕事」として、また住民と納税者に重いツケが回されるのだろうか。

11月21日、「第1回徳山ダムモニタリング部会」が開かれた。長良川河口堰において「『環境への影響は軽微』という結論ありきのシロモノ」であることをさらけ出して、嘲笑を買ったものの焼き直し版となるであろう。まさに「無駄遣い」。

1990年代に、曲がりなりにも「透明性・公開性を高める」「住民の意見を聞く」として民主化の方向を示してきた河川行政が、一気に反動化しようとしている感じ。

とはいえ、常軌を逸した在り方で策定されている「河川整備基本方針」でも、「総論」部分には「使える」ところがある。これを逆手に使う方法もある。

「河川行政の目に余る反動化」を撃ち返すには、地域の住民が自らの地域の川を見つめ、その在り方に物申していく、地道な運動が必要とされている。 (05.11.26記)

#### ＜最近当会が発した声明・要望書等＞

(1) 05.10.27 「申入書」

(2) 05.10.28 「声明」

(3) 05.11.09 「要望並びに質問書」

(4) 05.11.21 「要望書」



# 川辺川ダム問題の現状と展望

清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域都市民の会

2005. 11. 24

川辺川は、子守唄の里として名高い熊本県五木村の上流・五家荘に源を発し、人吉で球磨川本流に合流する、球磨川水系最大の支流です。

国土交通省は、この川辺川に、五木村の中心地を沈める巨大な多目的ダム・川辺川ダムを建設しようとしています。現在、水没予定地の住宅の移転などはほぼ終わり、残る大きな工事はダム本体のみ、という状況です。

1966年(昭和41年)に発表された川辺川ダムの目的は、『治水』『利水』『発電』と言われていますが、社会情勢の大きな変化でその建設目的は全てなくなっています。

## ●国交省の収用申請「取り下げ」で

### 川辺川ダム計画白紙に！

国土交通省は9月15日、川辺川ダム建設に伴う流域漁業権や土地の収用裁決申請を取り下げました。計画発表から40年にして川辺川ダム事業計画は白紙に戻り、今後のダム建設の行方は全く不透明となりました。

川辺川ダムの計画発表以来、地元はダム計画に振り回され続けてきました。流域の治水対策はもちろん、利水も地域づくりも、ダム計画があったがために放置されてきました。行政がダムにこだわり続けるかぎり、今後もこの状態が続くことになります。

北側一雄・国土交通大臣は、「治水面で川辺川ダムは必要だ。ダム本体着工のめどを立てるために、農水省に早く新利水計画をまとめてもらいたい」と述べていますが、ダム計画そのものがなくなっているのに、ダムを水源とする利水案など立てられるはずがありません。

これまでの「川辺川ダムを考える住民討論集会」の中で、過去最大の洪水が来ても、一部の未改修の地区を除いて球磨川からあふれないことや、ダムに頼った治水は危険であり、ダムなしの総合治水対策が現実的であることが、住民側の主張により明らかにされました。治水でも利水でも、川辺川ダムは不要です。

1968年当時、国は川辺川ダムの総事業費を215億円と見積もり、5年後の1973年度には完成するとしていました。ところが40年が経過してもなおダム本体工事に着手すらできず、昨年8月、国土交通省は総事業費を3300億円と試算していたことが明らかになりました。それが今後どこまでふくらみ、いつ完成するか、見当もつかなくなりました。

流域住民の生命・財産を守るために、国交省は途方もない困難と期間のかかる川辺川ダム建設を即時中止し、河川改修など現実的な治水対策に早急に取りかかるべきです。

## ●ダムに頼らぬ治水・利水を！

住民側専門家による川辺川ダム治水代替案の発表をきっかけに、熊本県は2001年1月より、「川辺川ダムを考える住民討論集会」を開催しています。国の直轄事業に対し、事業者(国土交通省)と住民が同じテーブルにつき、多くの住民の参加のもと、熊本県がコーディネートして事業の是非を議論するこの形式は、全国にも例がない画期的な試みです。

2003年5月16日、福岡高等裁判所は原告農家勝訴とする判決を下し、川辺川ダムから農業用水を引こうとする利水計画は事実上白紙に戻りました。その後から、一つの試みが始まりました。新たな利水計画を検討する「事前協議」では、事業主体の農林水産省だけでなく、熊本県、関係市町村、利水訴訟原告農家と弁護団、事業推進団体なども加わり、一つ一つ関係者の合意を図りながら作業を進める画期的な手法がとられています。

このように、川辺川では2001年12月以来、国の直轄事業に対し、熊本県のコーディネートのもと、住民と国とが対等に議論を進めてきた4年間の実績があります。

国土交通省は今後、新河川法による新たなダム計画を一から練り直すことを示唆しています。しかし、それには河川整備計画の策定、環境アセスメントの実施、住民との合意形成、県議会と知事の同意など、多くの困難な手続きが必要となります。着工には流域の漁業権の取得も必要不可欠です。熊本県の財政も破綻寸前であり、これらがクリアできるはずがありません。

川辺川ダム建設促進協議会(会長・福永浩介人吉市長)など、一部のダム促進派は、国土交通省に対し川辺川ダムの早期着工を要望するなどの動きを見せていましたが、住民がダム建設を求めていないことは、これまで何度も行われた各種の世論調査の結果からも明らかです。流域住民のために、今こそ、ダムに頼らぬ現実的な治水・利水へと転換すべきです。

## ●川辺川ダム問題がよく分かるブックレット

このたび、ブックレット「川辺川ダムはいらん！～住民が考えた球磨川流域の総合治水対策」を花伝社から出版しました。全国の主要書店で好評発売中です。住民有志による編集委員会をつくり、住民討論集会の資料などをもとに学習会を重ね、住民の、住民による、住民のための、ダムに頼らない治水対策をまとめました。

専門的な表現ができるだけなくし、写真や図を満載し、誰が読んでも分かりやすく仕上げました。これ一冊で、川辺川ダム問題の現在と、球磨川の治水対策のあるべき姿が、よくご理解いただけると思います。川辺川ダム問題解決に向けた材料として、多くの方々に読んでいただきたいと思います。

川辺川ダムはいらん！～住民が考えた球磨川流域の総合治水対策(定価800円+税)

東京都千代田区西神田2-7-6川合ビル (株)花伝社

電話03-3263-3813 FAX03-3239-8272

清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域都市民の会

熊本県人吉市北泉田町214 重松隆敏方(事務局長宅) TEL/FAX 0966(22)3917

## 小泉改革は、政治ダム・山鳥坂ダム建設計画を中止せよ

古久保成三郎

愛媛県肱川の山鳥坂（やまとさか）ダム建設計画は、水資源ダムとして計画、分水事業中止にもかかわらず、治水と環境は多目的ダム法の目的として妥当とされ継続されました。しかし、多目的ダム法に環境目的ではなく、現在は、河川法の河川整備計画に位置づけられ肱川水系河川整備計画を策定、今日、環境影響評価の段階にあるものです。

山鳥坂ダムを巡っては、住民投票請求運動の受任者名簿が公開され、裁判となりました。地裁、高裁で行政側が敗訴、最高裁に上告という状況にあり、河川整備計画策定の第1回肱川流域委員会では、住民参加の理念を無視、住民を委員から排除、旧河川法そのままの流域委員会に抗議した他流域委員を公務執行妨害罪で告発に至ったのです。

山鳥坂ダムを取材した世界的経済紙フィナンシャル・タイムズ（2002.5.6）は、「愛媛県大洲市を走る高速道路は、本来のルートから方向を変え、水田を横切り、まさに出口に、政治家ファミリーの西田興産という建設企業の本社がある。その曲がりくねった道路に驚いている地元の人々は、『政治高速道路』と呼んでいる。そんな場面は、公共事業における政治家と建設業癒着の日本のありふれた光景である。小泉純一郎首相が、補助金行政とムダな政府支出を改革すると明言したにもかかわらず、少なくとも大洲市では古い手法が続いているのである。地方の政治家や経営者は、今必死になって、2年前、見直し対象となった巨大ダム計画を復活させようとしているのである」と報道しました。そして、ダム計画を「詐欺的計画」、名簿公開事件を「脅迫的手段」としたのです。

フィナンシャル・タイムズの具体的な事例、改革という小泉首相の明言にもかかわらず、行政組織にはなんの変化もなく古い手法を続けているのだという指摘は、今も、まったく正しいということです。国の財政や県財政の危機にもかかわらず、真の改革にはほど遠い実態と言わなければなりません。今日でも、郵政民営化だけでなく、特別会計についても、不良債権問題が一切言われていないことは、真実の改革を裏切るものです。

流域市民に対する詐欺と脅迫的政治手法によって遂行しようとする当局の政治姿勢は、それ自体が、当局の政策的誤りを証明していると言わなければなりません。

肱川水系河川整備計画において驚くべき一つは、河口部の長浜赤橋の橋脚嵩上げ工事が「流下阻害横断工作物」として計画されていることです。ほとんど海であり、なぜ、流下阻害横断工作物となるのか。これもまた、政治整備計画であるゆえんです。

### 肱川水系山鳥坂ダム建設事業環境影響評価に関する意見

山鳥坂ダム建設計画を巡っては、理論的にも、法律的にも、住民合意においても、公共事業の費用対効果の面でも、ダム操作としても重大な問題を問うものである。

環境影響評価の問題も、これらの問題とまったく無関係に位置づけられるものではな

く、密接な関係があり、ダム建設事業計画は総合的に評価されなければならない。

(理論) 艮川水系の最大洪水（基本高水）を平成2年9月の洪水から引き伸ばし計算、6300トンとしているが、これ以外に6300トンとなる洪水類型はない。

(法律) 中予分水中止後、利水目的が失われたにもかかわらず、事業評価監視委員会は環境と治水をあげ多目的ダムとしたが、多目的ダム法に環境目的はなかった。

(住民合意) 住民運動の名簿公開事件や流域委員会の市民の抗議に対する刑事告発など脅迫的手段に訴えたことは、住民の合意はないことを当局自ら証明している。

(費用対効果) 艮川水系河川整備計画は、3ダムで洪水調節効果を1100トンとしているが、費用対効果分析は、1300トンで算出、費用便益比の根拠はない。

(ダム操作) 昨年の台風16号と今年の当初ハリケーンの規模であった台風14号は、大洲地点で毎秒流量5000トンに対応できる鹿野川ダムが3000トンでパンクした。ハリケーンなみの雨量の大洪水においてダムは危険でさえある。ダム操作問題ではない。多雨化が予想される今後において新規ダムは流域の危険性を増すものである。

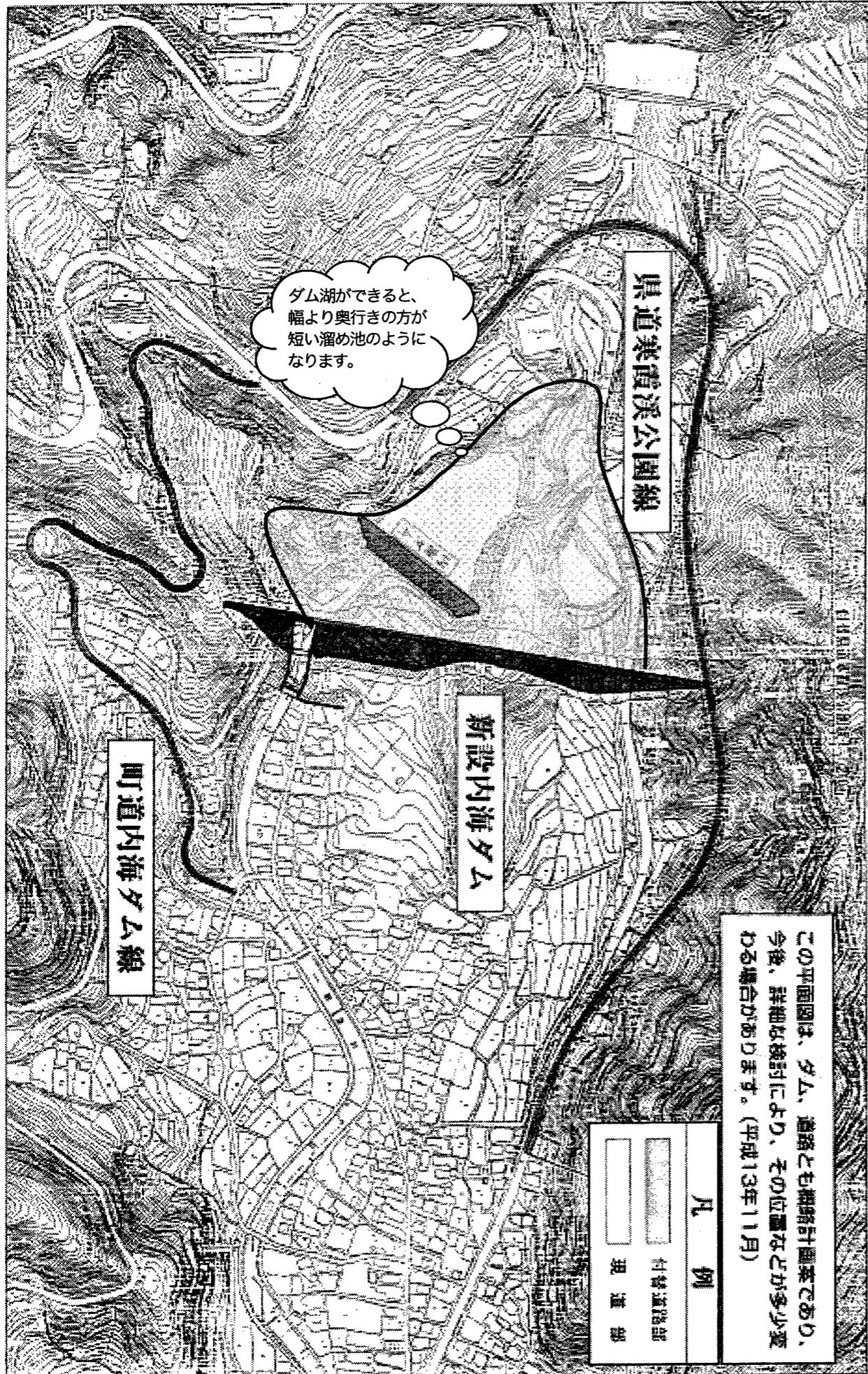
山鳥坂ダム建設計画の環境問題を巡っては、水質、地質、生態においていずれも重大な問題が指摘されている。しかし、すべて徹底的に無視されていることである。

(水質) 艮川流域委員会で鹿野川ダム湖のpH問題を完全に無視したことは、重要性を認識している証左である。公共用水域で夏場pH10近くに達する。山鳥坂ダムにおいても同様の問題が発生する可能性があることである。かつて山鳥坂ダムが建設される河辺川で川を堰き止めたら異臭を放つようになった。清流でも溜めれば腐るのである。

(地質) 環境検討委員会で最大の問題は、地質問題をまったく無視していることである。河辺川流域は地滑り地帯であり、かつて昭和18、20年の洪水後、最も早く砂防ダムが作られたという。年間通じて道路補修工事がなされている。もし、山鳥坂ダムができたらダム湖の山が崩れてなくなるだろうという声もある。かつて、地質問題が指摘されながら、ダム建設を強行、地盤の崩落は巨額の費用をかける結果になってしまった。多くのダムがそうであるように土砂が堆積、効果のない砂防ダムになりかねないのである。

(生態) クマタカはずしは、まったく無視している地質問題を覆い隠すための陽動作戦ともいいう。クマタカは生物循環の上位種であり、絶滅危惧種とされるにもかかわらず、公然と無視し、営巣が尾根を越えたから営巣範囲ではないなどとは、子供だましであり、流域市民への挑発とさえいい得るものである。委員の資質を疑うものである。

以上、重要な問題を徹底的に無視する環境影響評価の政治的手法は、重大な欠陥を持つものであり、山鳥坂ダム建設事業計画は、即刻、中止されるべきダムである。



|内海ダム再開発事業計画概要図

### 13. 県の主張

香川県は、下流域で水害が防げないこと及び、降雨強度88ミリの雨を流下させることができることについては否定していません。ただし、洪水到達時間が33分であるということをもって117.6ミリ/時という降雨強度が発生するため、基本高水130立米/秒に問題は無いとしています。

そうすると、ダムの必要性の根拠は、計算によらない33分の洪水到達時間にあることになります。さらに、洪水到達時間の時間の決め手は、等価粗度係数（山肌の抵抗値）によることとなります。

### 14. 巨大ダムはいらない

#### ●香川県が採用している洪水到達時間は33分は正しいのでしょうか。

香川県は「河川砂防基準」に示された「2km2の流入時間は30分」を採用するために、流入域が2km2に相当する標高80m地点までを流入域と設定し、そこからダム地点までの流下時間を3分（クラーヘン式）としています。

しかし、「実用河川計画」には、「100ミリ降雨時=山腹勾配1/2=34分/km」「100ミリ降雨時=山腹勾配1/4=41分/km」と示されており、香川県の主張よりは明らかに長い時間が必要であることが示されています。また、香川大学の研究（昭和52年・小豆島災害調査研究報告）では、実際の昭和51年災害時の小豆島での水文資料から等価粗度係数を割り出しており、これによれば、降雨が1時間以内にダム地点に到達するのは不可能であり、より現実に近いものであるといえます。

#### ●県の計算が正しいとして

88ミリ/時の雨が降った場合、全量を再開発ダムで受け止めるとどれだけの時間持ちこたえられるかということを計算すると、 $1/3.6 \times 88\text{ミリ/時} \times \text{流入面積 } 4.8 \text{ 平方km} \times \text{流出係数 } 1 = 42\text{万 } 2400\text{トン/時}$ となります。

これを再開発ダム洪水調整容量は58万トンですから、 $42\text{万 } 4200\text{トン時} / 58\text{万トン} = 1\text{時間 } 22\text{分 } 38\text{秒}$ となります。この値からみるといかに巨大かがよく分かります。

さて、88ミリ/時の洪水到達時間33分の降雨強度は117ミリ/時ですから、 $42\text{万 } 2400\text{トン} - (1/3.6 \times 117\text{ミリ/時} \times 4.8 \text{ 平方km} \times 33/60\text{分}) = 30\text{万 } 8880\text{トン}$ に対して残りの27分間に降る雨は計算上 $42\text{万 } 2400\text{トン} - 30\text{万 } 8880\text{トン} = 11\text{万 } 3520\text{トン}$ となります。この雨が27分間で降るためには、 $11\text{万 } 3520\text{トン} \div 4.8 \text{ 平方km} \div 1/3.6 \div 27/60 = 24\text{ミリ/時}$ ということになります。その結果、一時間平均が88ミリ/時ということになります。

この平均88ミリ/時は、現在の別当川で流せるわけですから、 $117\text{ミリ/時} - 88\text{ミリ/時} = 29\text{ミリ/時}$ の33分相当の雨をピークカットで一時貯留する容量が必要になります。

その数値は、 $1/3.6 \times 29\text{ミリ/時} \times 4.8 \text{ 平方km} \times \text{流出係数 } 0.8 \times 33/60 = 7\text{万 } 6560\text{トン}$ の洪水調整容量が必要ということになります。現在の内海ダムの洪水調整容量は7万2000トンですから、不足分はわずかに4560トンということになります。

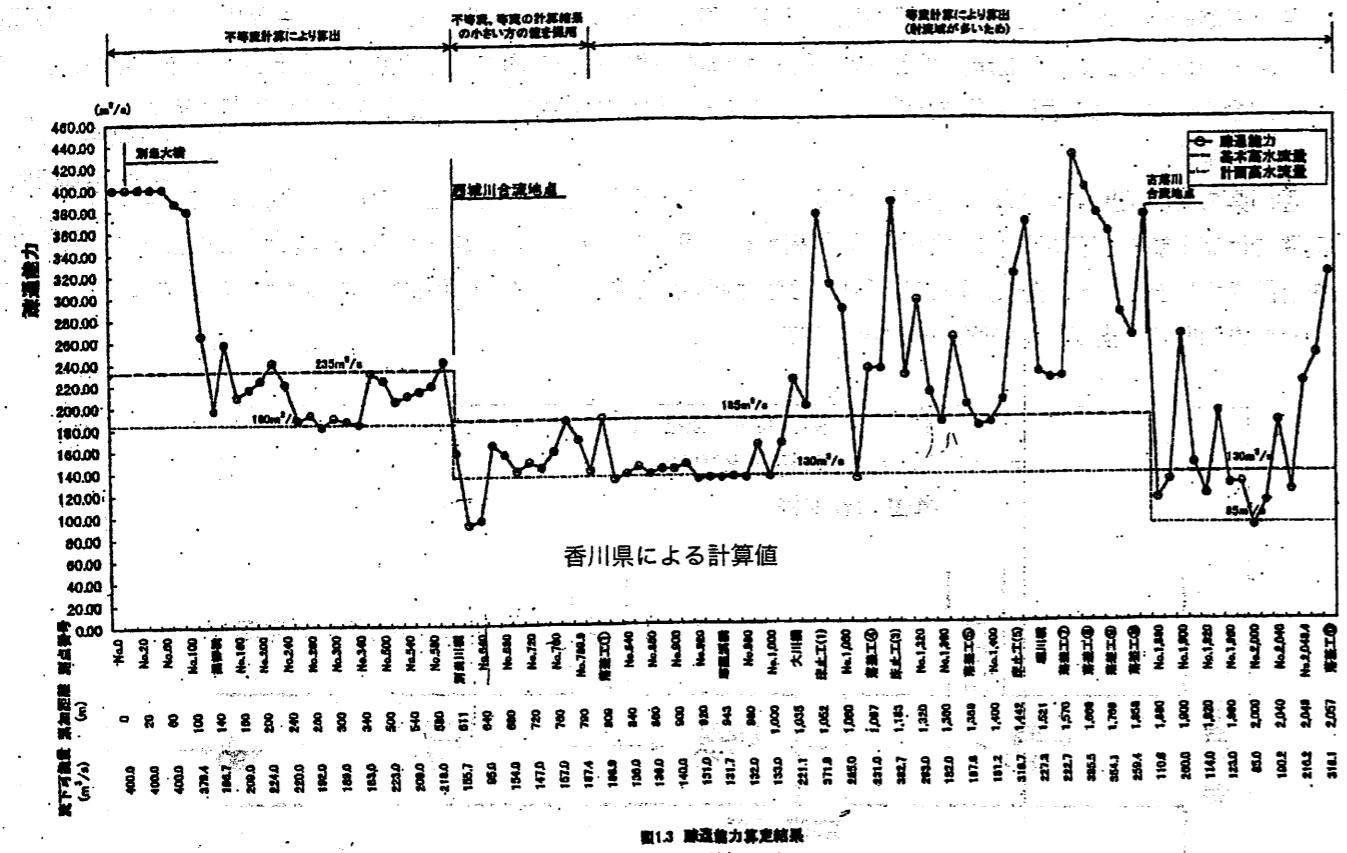
また、現在の香川県の計算にある、降雨強度117ミリ/時（33分）の降雨があったとして、88ミリ/時の雨を流下せられると考えた場合、117ミリ/時の雨にどれだけの時間持ちこたえられるか計算すると、 $13\text{万 } 9200\text{トン時} / 58\text{万トン} = 250\text{分}$ ということになり、現在のダム計画は、あまりにも巨大すぎることがわかります。現在のダムをほんのわずかだけかさ上げすれば、当初想定した洪水には耐えられるということではないでしょうか。

しかし、この場合、西条川合流点より下流では、修正基本高水流量が計画高水流量を下回ってしまうので、下限値を計画高水流量として計算します（縦断面図及び20mピッチの横断面図に基づいて計算）。

## 10. 等流解析と不等流解析

実際の河川の流可能性の計算には、正しくはこうした勾配や断面の変化がお互いに影響し合うことを考慮し、エネルギー保存の法則を利用した不等流計算によるものとされています。

香川県の計算は河口0kmから611km地点までを不等流計算により求め、800km近辺までを等流計算と不等流計算の小さい方の値を採用し、そこから上流2057kmまでを等流計算を用いて流下能力の計算を行うという変則的なものです。



ここでは、全域を不等流計算とし、この計算によって得られた各横断面の基本高水位、修正基本高水位、計画高水位、及び右岸左岸それぞれの堤防高を比較してみます。

この計算の前提条件として、粗度係数を0.035（香川県の設定と同じ）とし、河口部の水位については、香川県の計算は朔望平均満潮位から計算しているとしています。ここでは、2004年の8月台風16号で経験した高潮であるTP2.5kmとして計算します。

## 11. 計算結果

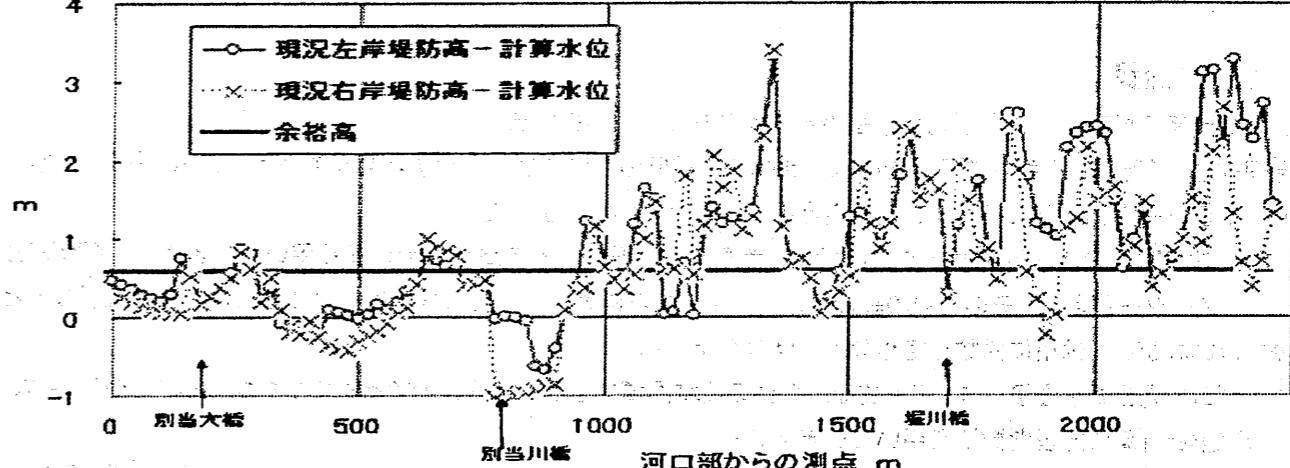
その結果次のようなことがわかりました。

1. 基本高水流量を流した場合、「堤防高一水位」が、堤防の余裕高60cmを下回るかマイナスになるところが多い。
2. 修正基本高水及び計画高水を流した場合は、河口距離1000kmよりも上流部分では1900km地点右岸の1地点を除いて「堤防高一水位」が余裕高を下回ることはない。
3. しかし修正基本高水、計画高水を流した場合であっても、河口距離1000kmより下流では「堤防高一水位」が余裕高を下回ったり、マイナスになる区間が多く、氾濫は防げない。かさ上げ改修が必要な部分は、河口距離0～540km区間及び、780kmから900km区間である。

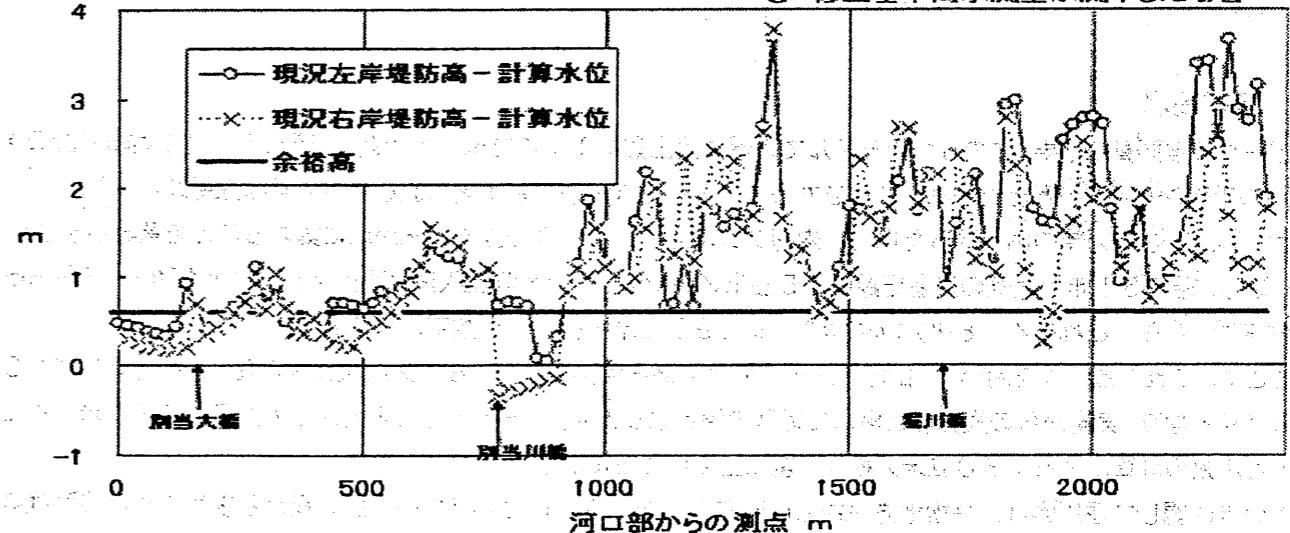
## 12. 問題点

つまり、実測からの換算値97立米/秒「修正基本高水」の雨を流した場合にはダムによる洪水調整は必要なく、ダムが必要とされるのは、実測からの換算値から30%大きく見積もられた基本高水のピーク流量調整のためとなります。計画高水位または、修正基本高水を流した場合、下流域では潮位の影響で水害危険区域が多く残されます。言い換えるとダムでは高潮の影響を受ける下流域の水害は防げないということになります。

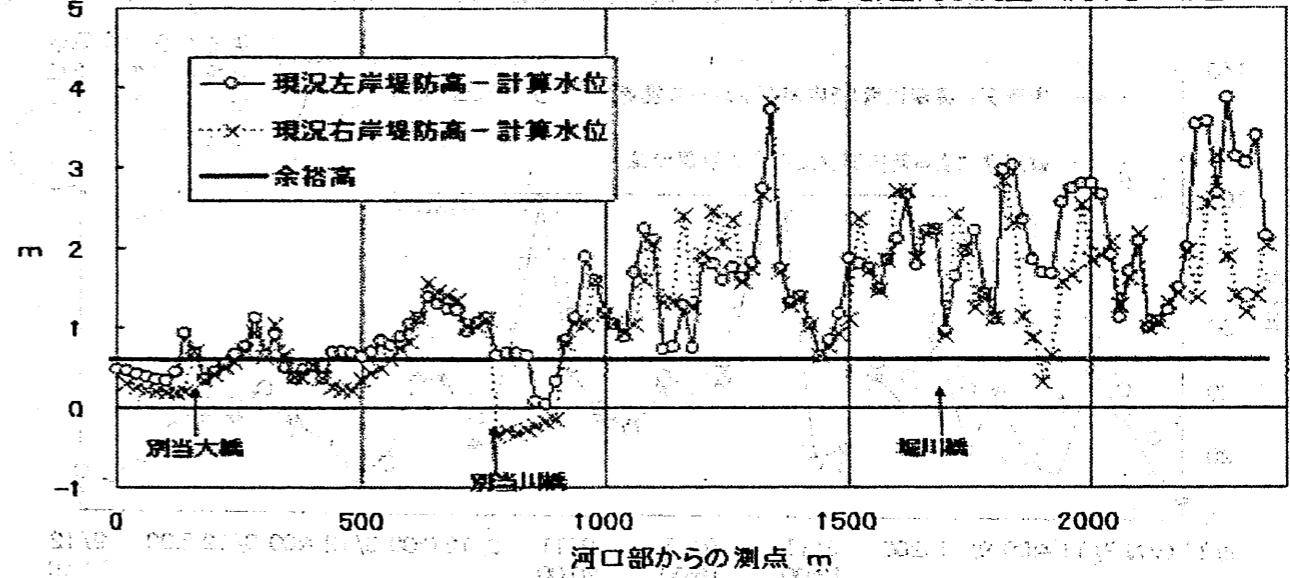
### ① 基本高水流量が流下した場合



### ② 修正基本高水流量が流下した場合



### ③ 計画高水流量が流下した場合



## 5. 既往最大雨量

昭和51年の降雨は、日雨量が75.8ミリで180年に1度の確率に相当します。これは時間雨量が8.8ミリで40年に一度の確率となります。それがそのまま引き伸ばしをせず既往最大雨量としてモデルに採用されます。

つまり、1/30の規模で治水計画を立てようとしたけれど、実際に51年に降った雨が引き伸ばしを重ねたモデルよりも大きかった。そのために、結果として1/40確率という、当初想定した1/30確立よりも計画規模の大きなものになってしまったけれど、これも含めて基本高水を計算することになります。

## 6. ピーク流量

ピーク流量の算定には、合理式や貯留関数法等の方法が用いられます。

合理式は、貯留現象を考慮する必要のない比較的小規模の流域でピーク流量計算をするときに広く用いられます。一般に100平方km以下に多く、超える場合にはあまり用いられません。

一方、貯留関数法は貯留現象までを個別に考慮する必要のある流域の場合に多く用いられます。貯留関数法は、パラメーターが多く、その係数の設け方によって、計算結果に極めて大きな違いがあるため、実測流量などとの比較を行いながら、慎重に係数を定めなければなりません。

内海ダムの場合集水面積は4.8平方km、全体の流域面積でも8.7平方kmであるにもかかわらず、香川県は、ここでの流出量計算に貯留関数法を用いています。

県は、その理由を、昭和46年から現在の内海ダム地点において流量観測が行われており、定数(係数)同定の精度が高いと考えられるからとしています。

## 7. 基本高水

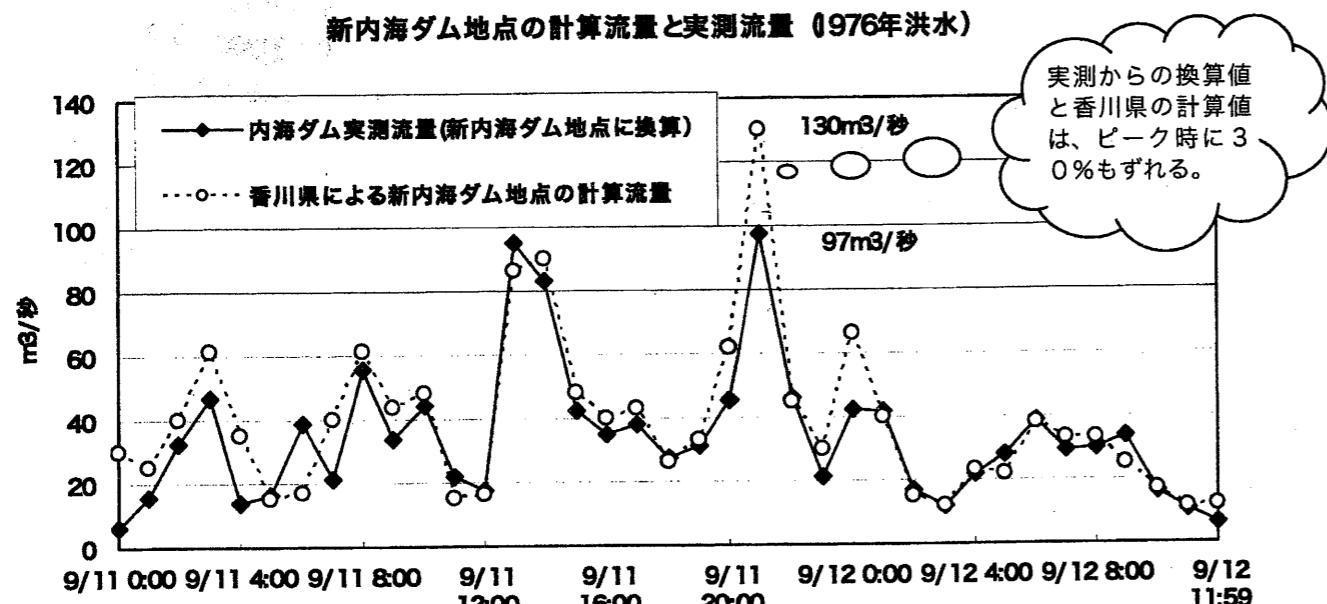
ピーク流量計算の結果、先の5つのモデルでの最大流出量は114立米/秒であり、昭和51年の実績で計算すると、129立米/秒が導き出され、これを丸めて130立米/秒を基本高水流量として県は採用致しました。

つまり、8.8ミリ/時の雨が降った場合、内海ダム地点で毎秒130立米の水が川に集まることを意味します。

しかし、昭和51年の実際の流量記録は75立米/秒です。この実測流入量は現行ダムの集水面積3.7平方kmでの数値ですから、これを4.8平方kmに換算すると97立米/秒という数字になります。

ここで、これに合理式を用いて、山地河川の中間値である流出係数0.8でダム地点への流入量を計算しても94立米/秒となり、実測からの換算値と極めて近似の値となります。そうすると実測からの換算値97立米/秒に比して香川県の計算による130立米/秒は3割以上多いことになります。

この点に関して香川県は、高松地方気象台の昭和17年~62年にかけての雨量記録から求められた降雨強度曲



から降雨のダム到達時間を33分であるとして、33分の平均降雨強度を117.6ミリ/時と算定しています。

ただし到達時間33分というパラメーターは、狭小流域の流入時間は30分とするという「河川砂防技術」の目安に基づいたものであって、計算によるものではありません。残り3分は河川流入からのダム地点までの到達時間をクラーヘン式で求めたものと考えられます。

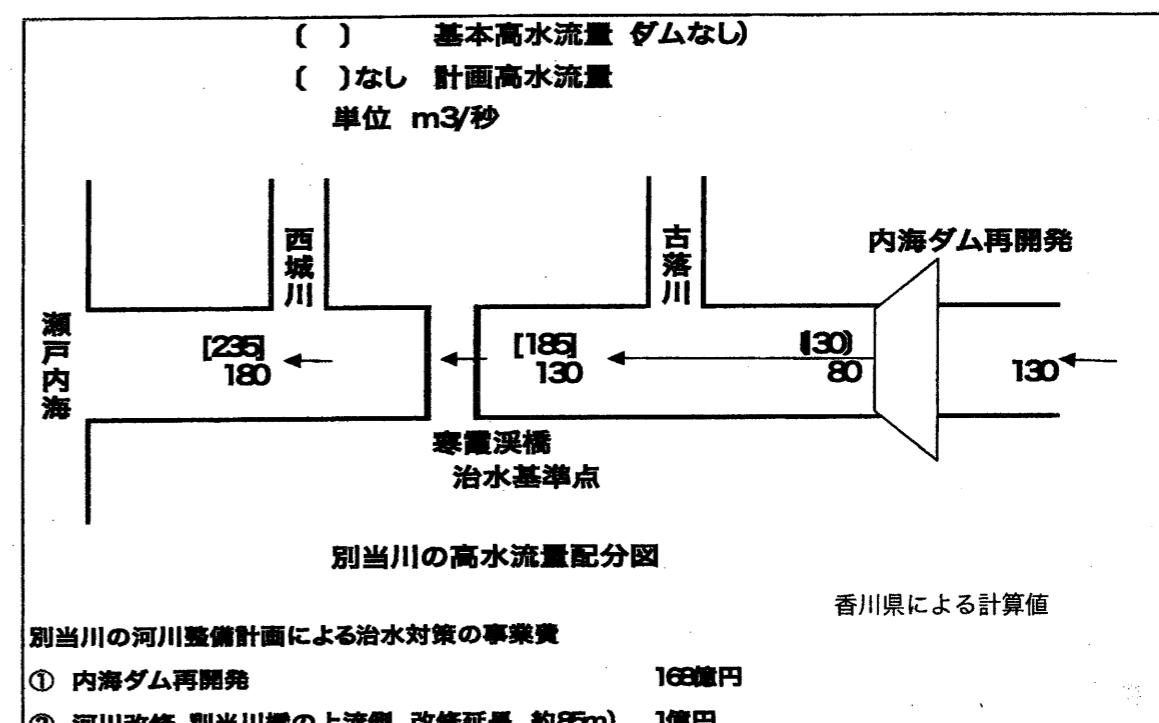
降雨強度曲線を用いて算定されるピーク流量は到達時間次第でまったく異なるものとなります。

## 8. 計画高水

さて、今度は、別当川がこの水を氾濫を招くことなく海に流せるかということを計算する為に流下能力の解析を行います。

8.8ミリ降雨時の香川県による流出計算による基本高水流量は130立米/秒であり、古落川での合流が流域面積1.9平方kmに対して55立米/秒とされ、基準点寒霞渓橋において通過する流量は185立米/秒となり、さらに西条川合流により流域面積2平方kmに対して50立米/秒が加算され、235立米/秒が河口付近で流れると想定されています。

香川県の計算結果によれば、計画高水流量を下回っている堤防は、別当川上流の短い区間だけで、全体の半分近い区間では流下能力が基本高水を下回り、計画高水を上回っています。この結果から、新内海ダムによって、基本高水を計画高水にまで、50立米/秒ぶんだけ落とせば別当川のごく一部だけ河川改修すればよいことになっています。これが香川県の別当川河川整備計画の骨子です。



このダムによって洪水調整した後の計画高水流量は、それぞれ、ダム直下80立米/秒、古落川合流後が130立米/秒、西条川合流後が180立米/秒に設定されています。

## 9. 流下能力試算

それでは、「県の計算による基本高水130立米/秒」、「実測換算に基づく97立米/秒」、「県の計算によるダムによって調整をした後の計画高水」を別当川に流した場合、うまく流れるかどうかを計算します。

実測値からの換算流量については97立米/秒ありますから、これを「修正基本高水流量」として、同様の比率で古落川合流及び西条川合流を加算して計算します。

わずか4kmの川に、堤長447メートル・堤高42mのダムをつくる?□

□ なんで川の全長の1割を超える巨大ダムが必要なの?

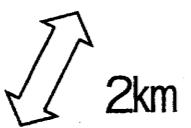
それが、私たちの最初の疑問でした。

# 内海ダム

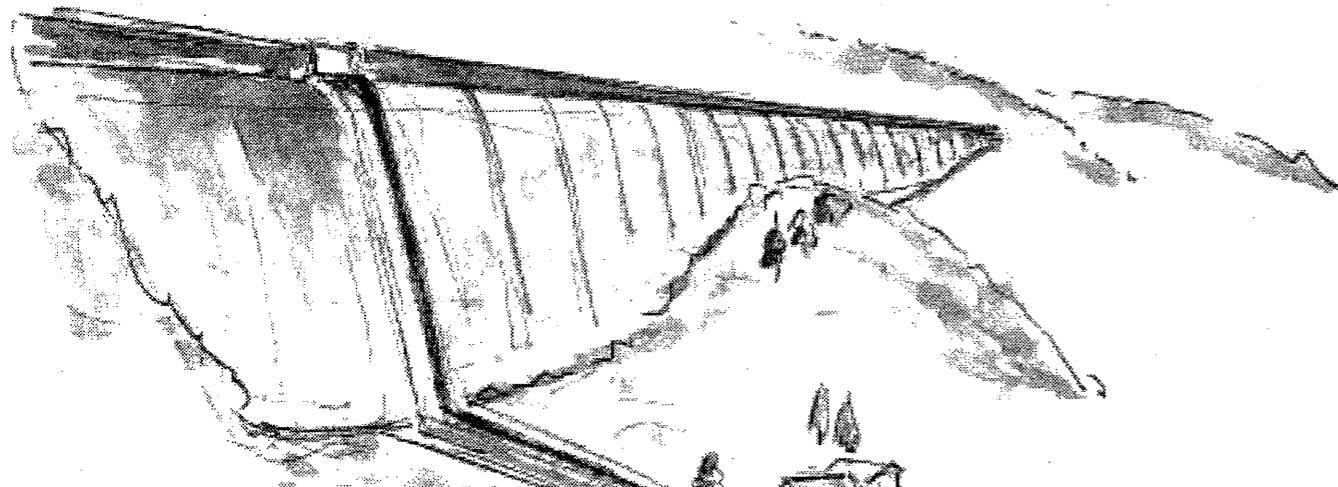
小豆島内海ダム再開発事業



寒霞渓



源流神懸山(671m)からダム地点までおよそ2km



ダムの大きさ 長さ447m  
高さ 42m  
平成14年着工認可・総工費185億円  
多目的補助ダム・完成するダム湖の奥行きはダムの幅よりも狭いのです。

ダムから河口地点内海湾までもおよそ2km

かがわ県

本当に起きている話です



内海湾

二十四の瞳で有名な田ノ浦を望む内海湾

## 内海ダム再開発計画の問題点

### 1. 計画規模

河川の整備基本方針・基本計画を定める際には、まず、河川の規模、流域の資産あるいは事業活動の規模などに基づいて、どれくらいの規模の災害を想定して計画をたてるべきかという災害対策の基本的な確率規模・計画規模を決めます。別当川の場合には、これは1/30と決定されました。

### 2. 計画降雨

次に洪水はどの程度の時間継続するのかということを考えます。1/30の確率の降雨をどの程度の洪水継続時間で設定するかということを決めるわけですが、別当川では、小流域河川ですから、過去の降雨の状態を参考にして1日と定められました。

そして、1日に降る30年に一度の確率の雨とはどのくらいかという「計画降雨」というものを決めます。別当川では、内海ダム地点に昭和34年以降の降水記録がありますので、これを基に統計処理したとされています。

昭和35年から平成9年までの年間最大の日雨量、時間雨量を選び出します。そしてトーマス法、ヘインズ法、グンベル法(トーマス・プロット)、岩井法(トーマス・プロット)、石原・高瀬法(トーマス・プロット)の5つの方法で統計処理及び比較して、標準誤差の最も小さいものを採用した結果、一日の雨量は、石原高瀬法による380ミリ/日を採用し、時間雨量については、岩井法による83ミリ/時を採用したとされています。

なお、ここで5ミリ単位での切り上げを行い、380ミリ/日・85ミリ/時を1/30確率の「計画降雨」とし、基本高水を算定する根拠としております。

### 3. 引き伸ばし

内海ダム記録の残された38年間の降雨の中で日雨量が380ミリを超えたのは、昭和51年の台風17号のみであり、時間雨量が85ミリを超えたのも、同台風のみであります。

それ以外は、380ミリ/日・85ミリ/時以下となりますので、1/30に相当する380ミリ/日・85ミリ/時降雨に合うように引き伸ばしモデルを作ります。

まず、実際に一日に降った雨を380ミリになるように、一定の比率で引き伸ばしします。このとき引き伸ばし率が2倍を超えるものを棄却します。

次に、引き延ばしてできあがった降雨モデルの一番雨量の多い1時間の仮想の雨量がでますから、この時間雨量の降雨確率年を計算して1/30の1/2~2倍の範囲内におさまっているものを、I型降雨引き伸ばしモデルとして採用し、それを超えるものを棄却します。

ここで、棄却されたものは、次に洪水到達時間内の雨量(ここでは1時間)を1/30相当の85ミリに引き伸ばし、残った雨量を1日雨量が380ミリに達するように、一定率で引き延ばします。そして、1時間雨量及び1時間以外雨量それぞれの引き伸ばしが2倍以下のものをII型降雨引き伸ばしモデルとして採用し、2倍を超えるものを棄却します。

### 4. 洪水到達時間

別当川では、山地流域(2平方km)流入時間を30分と見積もり、そこから基準点到達までを7分(クラーヘン式)と予測し、洪水到達時間37分と算出していますので、洪水到達時間内の降雨のみを引き延ばすII型降雨引き伸ばしモデルは検討されていません。

この結果、4つのI型降雨引き伸ばしモデル、1つのII型降雨引き伸ばしモデルができあがりました。

内海ダムについては、この5つの仮想モデルよりも51年9月の降雨が上回っています。

県などに市民団体

設中止を求める会】(大  
市民団体「徳山ダム建

定されている公有地化の  
基本協定調印を中止する  
よう求める文書を県と攝

斐川町、水資源機構など  
に送った。

同町に建設中の徳山ダ  
ム周辺の民有林を賣收、  
保全する公有地化計画

は、町が山林の管理や作  
業路を建設する」とで、  
費用を負担する関係県市

が合意。地権者団体の代  
表でつくる「八地区会長  
会」からも了解を得た。

05.10.29

生態系保全対策で  
市民団体が要望書

徳山ダム計画

市民団体「徳山ダム建  
設中止を求める会】(大  
市民団体「徳山ダム建

設所(撮斐川町上南方)に  
関する要望書と質問書

を水資源機構徳山ダム建  
設所(撮斐川町上南方)に  
向け、対策を立てるこ

とが急務」とし、質問書

に向け、対策を立てるこ  
とが急務」とし、質問書

05.11.10

法について八項目にわた  
りただしている。

同会は二十一日、国土  
交通省中部地方整備局に  
も要望書と質問書を提出  
する。(小野谷 公宏)

## 徳山ダム上流域の民有林

### 公有地化協定に調印

権者には説明しておらず  
憤慨している人もいる。  
(会長会の了解で)地元  
の合意があつたとするの  
は、故郷の山に足を運び  
たいという旧徳山村民の  
思いを無視するものだ」  
と抗議している。(小中  
寿美)

文書は「(個々の)地

元の合意があつたとするの  
は、故郷の山に足を運び  
たいといつておらず、  
思ひを無視するものだ」  
と抗議している。

## 課題は地権者の同意

### 県側「スタートラインに」

撮斐川町に建設中の徳山ダム(2007年度完成予定)をめぐ  
り、上流域を公有地化するため、県・同町・水資源機構の三者で  
三十一日、行われた基本協定調印式。県側は、今回の調印は「公  
有地化へのスタートラインに立つた」とし、登記簿上の地  
権者約六百人の特定や、合意取り付けが今後の課題になりそう  
だ。(石川 浩)

撮斐川町に建設中の徳山ダム(2007年度完成予定)をめぐ  
り、上流域を公有地化するため、県・同町・水資源機構の三者で  
三十一日、行われた基本協定調印式。県側は、今回の調印は「公  
有地化へのスタートラインに立つた」とし、登記簿上の地  
権者約六百人の特定や、合意取り付けが今後の課題になりそう  
だ。(石川 浩)

撮斐川町に建設中の徳山ダム(2007年度完成予定)をめぐ  
り、上流域を公有地化するため、県・同町・水資源機構の三者で  
三十一日、行われた基本協定調印式。県側は、今回の調印は「公  
有地化へのスタートラインに立つた」とし、登記簿上の地  
権者約六百人の特定や、合意取り付けが今後の課題になりそう  
だ。(石川 浩)

文書は「(個々の)地

元の合意があつたとするの  
は、故郷の山に足を運び  
たいといつておらず、  
思ひを無視するものだ」  
と抗議している。

## 建物など損傷補修

### 水資源機構 本巣市に回答書

県での調印式には、長、青山俊樹理事長が出  
り、上流域を公有地化するため、県・同町・水資源機構の三者で  
三十一日、行われた基本協定調印式。県側は、今回の調印は「公  
有地化へのスタートラインに立つた」とし、登記簿上の地  
権者約六百人の特定や、合意取り付けが今後の課題になりそう  
だ。(石川 浩)

撮斐川町に建設中の徳山ダム(2007年度完成予定)をめぐ  
り、上流域を公有地化するため、県・同町・水資源機構の三者で  
三十一日、行われた基本協定調印式。県側は、今回の調印は「公  
有地化へのスタートラインに立つた」とし、登記簿上の地  
権者約六百人の特定や、合意取り付けが今後の課題になりそう  
だ。(石川 浩)

## 来年3月めどに補償額提示

徳山ダム 県が地権者に方針示す

撮斐川町で建設が進む  
徳山ダムに関連し、上流  
の旧徳山村全域の民有林  
を県が買収、町が管理す  
る「公有地化事業」の地  
は約二百五十人にとどま  
り、オオタカなどといった大  
型猛禽類の生態系保全

に向け、対策を立てること  
が急務」とし、質問書

いずれも中日新聞 2005年

に提出した。

メンバー五人が同建設

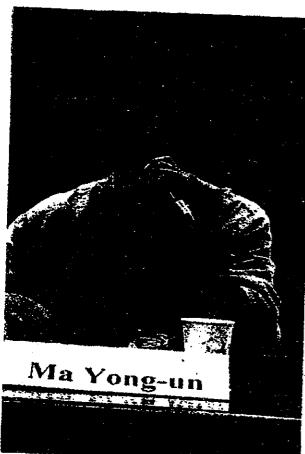
は「イヌワシやクマタ

カ、オオタカといつた大

型猛禽類の生態系保全

に向け、対策を立てること  
が急務」とし、質問書

に向け、対策を立てること  
が急



台湾の「ダム代替案国際会議」で発表する馬さん。(写真撮影／氏家雅一)

韓国は日本の近畿・中国と同程度の北緯に位置し、同じ季節風の影響を受ける。年間降雨のほとんどが六ヶ月に集中。日本と似ているのは自然現象ばかりではない。馬さんにすれば、「一九九〇年代半ばまでは、韓国政府は楽々とダムを作ることができた」という。しかし、そこから変化は早回して起きたようだ。

KFEMの成長過程はその歴史そのもの。ソウルだけで四万七〇〇〇〇基のダム密度だ。

「世界最高密度ですよ」と韓国環境運動連合(KFEM)の国际キャンペイナー、馬龍雪さんはわざと笑つてみせる。韓国土にある一万九〇〇〇基のダム密度だ。

「国際大ダム会議(二〇〇二年)に

よれば一国が有する大型ダムの数と

しては世界第七位、一二二四基です

韓国は日本の近畿・中国と同程度

の北緯に位置し、同じ季節風の影響

を受ける。年間降雨のほとんどが六

ヶ月に集中。日本と似ているのは

自然現象ばかりではない。馬さんに

よれば、「一九九〇年代半ばまでは、

韓国ではダムをめぐる動きが日本よりもずっと早い。世界

最高といつダム密度の反面、勝ち取った成果は日本以上だ。

九月に集中。日本と似ているのは

自然現象ばかりではない。馬さんに

よれば、「一九九〇年代半ばまでは、

韓国ではダムをめぐる動きが日本よりもずっと早い。世界

最高といつダム密度の反面、勝ち取った成果は日本以上だ。

九月に集中。日本と似ているのは

自然現象ばかりではない。馬さんに

よれば、「一九九〇年代半ばまでは、

韓国ではダムをめぐる動きが日本よりもずっと早い。世界

最高といつダム密度の反面、勝ち取った成果は日本以上だ。

九月に集中。日本と似ているのは

自然現象ばかりではない。馬さんに

よれば、「一九九〇年代半ばまでは、韓国ではダムをめぐる動きが日本よりもずっと早い。世界

最高といつダム密度の反面、勝ち取った成果は日本以上だ。

九月に集中。日本と似ているのは

自然現象ばかりではない。馬さんに

よれば、「一九九〇年代半ばまでは、

韓国ではダムをめぐる動きが日本よりもずっと早い。世界

最高といつダム密度の反面、勝ち取った成果は日本以上だ。

九月に集中。日本と似ているのは

自然現象ばかりではない。馬さんに

よれば、「一九九〇年代半ばまでは、韓国ではダムをめぐる動きが日本よりもずっと早い。世界

最高といつダム密度の反面、勝ち取った成果は日本以上だ。

九月に集中。日本と似ているのは

自然現象ばかりではない。馬さんに

よれば、「一九九〇年代半ばまでは、

韓国ではダムをめぐる動きが日本よりもずっと早い。世界

最高といつダム密度の反面、勝ち取った成果は日本以上だ。

九月に集中。日本と似ているのは

自然現象ばかりではない。馬さんに

よれば、「一九九〇年代半ばまでは、韓国ではダムをめぐる動きが日本よりもずっと早い。世界

最高といつダム密度の反面、勝ち取った成果は日本以上だ。

九月に集中。日本と似ているのは

自然現象ばかりではない。馬さんに

よれば、「一九九〇年代半ばまでは、

韓国ではダムをめぐる動きが日本よりもずっと早い。世界

最高といつダム密度の反面、勝ち取った成果は日本以上だ。

九月に集中。日本と似ているのは

自然現象ばかりではない。馬さんに

よれば、「一九九〇年代半ばまでは、韓国ではダムをめぐる動きが日本よりもずっと早い。世界

最高といつダム密度の反面、勝ち取った成果は日本以上だ。

九月に集中。日本と似ているのは

自然現象ばかりではない。馬さんに

よれば、「一九九〇年代半ばまでは、

韓国ではダムをめぐる動きが日本よりもずっと早い。世界

最高といつダム密度の反面、勝ち取った成果は日本以上だ。

## 国交省発表と淀川水系流域委員会

平成17年7月27日

「関西のダムと水道を考える会」

(代表) 野村東洋夫

### A. (7/1) 国交省発表

新たな委員構成で今年2月に再スタートした淀川水系流域委員会（以下：委員会と云う）は、3月～6月を総勢28名内の13名の新人委員の云わば“慣らし期間”とし、この委員会が審議対象としている5つのダムの現地視察などを精力的に実施していたのですが、7月1日に国土交通省近畿地方整備局（以下：整備局と云う）が突然、「記者発表」を行うというハプニングが起きました。記者発表の内容はざっと次の通りでした。

#### 1. 丹生ダム

大阪府などの利水目的を全面的に外し、規模を縮小して治水ダムとして【実施】。但し異常渇水対策のために琵琶湖水位を上昇させることによる琵琶湖周辺地域の浸水被害防止策として、このダムの洪水調節容量を3300万m<sup>3</sup>から約5300万m<sup>3</sup>に増量する

#### 2. 大戸川ダム

大阪府などの利水の全面撤退により治水単独目的の事業となることで治水分の事業費が増加し、経済的に不利になるなどの理由から【当面実施せず】

#### 3. 天ヶ瀬ダム再開発

従来計画通り【実施】

#### 4. 川上ダム

利水について奈良県などは撤退するが三重県が参画を継続するため、利水容量を縮小するも、従来通り多目的ダムとして【実施】

#### 5. 余野川ダム

「阪神水道」などの利水全面撤退により治水単独目的の事業となることで治水分の事業費が増加し、経済的に不利となるので、治水上、緊急性を有する狭窄部の開削は行うがダム事業は【当面実施せず】

記者発表を受けたマスコミが大戸川・余野川両ダムの“当面実施せず”は実質上「中止」の意味として、この日「淀川水系2ダム中止！」と大々的に報じたことは、ご承知の方も少なくないと思います。

（上記5ダムの内、天ヶ瀬ダム再開発はダムの新設ではなく、単に既存ダムの放流能力を上げるだけのものですが、今回の発表は「4ダムの内の2ダムを“凍結”！」とするのが最も正しい表現だったと思われます）

### B. 委員会の反応

平成13年2月に始まり、足掛け4年余りの審議を行って来たこの委員会と整備局の間に、一定の信頼関係が構築されており、ダム等の河川整備計画の案については当然、先ず

委員会に提示があるものと考えていた委員達にとって、この記者発表は青天の霹靂だったようだ、委員会は即日「委員長声明」を発表し（→別紙参照）、整備局のこの暴挙に強く抗議すると共に、急遽予定を変更して、7月21日の委員会の場で整備局の詳細説明を求め、その4日後の25日には予定時間を大幅に延長し、14時から19時半まで延々5時間半に及ぶ集中審議を行ったのです。一言で云えば多くの委員は国交省発表に怒ったのです。

#### C, 国交省の真意

何故、国交省はこのような挙に出たのでしょうか？確かに、これまで根気よく委員会とのキャッチボールを続けて来た宮本河川部長が6月1日付で本省に異動となり、事情を知らぬ後任の谷本部長の“単なるフライング”との見方も一部にはあったようですが、むしろこれは“意図的なフライング”というのが私の見方です。

「ダムは原則建設せず」との委員会提言を受け、5ダムはこの2年間、本体工事に入るほぼ直前段階で足踏み状態にありましたが、国交省（ダム推進勢力）にとっては最早これ以上の猶予はならず、委員会の顔を立てて比較的小規模な2ダム（大戸川・余野川）を諦め、大阪府などの利水撤退による規模縮小も認める代わりに、残り2つ（丹生・川上）は早期に本体着工したい、そのためには8月末の来年度予算「概算要求」にこれらのダム予算を何としても組み込む必要があり、この際委員会を無視しても、このタイミングでアドバルーンを揚げる必要があったということではないかと思います。

#### D, 今後の展開

今後のスケジュールについて先日（7/25）の委員会で寺田委員長より説明があり、

- 1) 国交省発表に対する委員会（又は委員各個人）の見解を、次回の委員会（8/5）で発表する
- 2) 8月～9月に掛けて、各ダムの地元で委員会（地域部会）を開催し、地元住民の意見を聞く
- 3) 9月下旬に委員会としての「意見書」を纏める

とのことで、それぞれの日程もかなり詳しく発表されました。

7/1 国交省発表の根拠となった資料（いわゆる「調査検討結果」）についても、先日の委員会で整備局から説明がありましたが、端的に言えば、極めて恣意的で杜撰な内容のものでしかなく、特に丹生ダム・川上ダムの「環境」「治水」などについては、少なからぬ委員が国交省への反論に意欲を燃やしていますので、恐らく最終意見書は国交省発表に手厳しいものになることが予想されます。私も今回こそは両ダムについて「中止すべき」とはっきり明言して貰いたいと思っていますが、ただ、最大の焦点となるのは両ダムとも「治水」であり、この委員会がこれまでに出した意見書においては「治水」についての反論や代替案が必ずしも充分に具体的とは言えず、残された短い期間で委員たちがこの点をどこまで詰めることが出来るかに成否が掛っているように思います。

ともあれ、この委員会もついに“最終ラウンド”に突入したと言えます。（以上）

（※詳しくは流域委員会HPをご覧下さい→ <http://www.yodoriver.org>）

## 淀川水系流域委員会殿

（丹生ダム・渴水対策容量）

### 4ヶ月続いた大川維持流量20m<sup>3</sup>/sカット

（昭和59年～60年渴水）

平成17年11月20日

「関西のダムと水道を考える会」

（代表）野村東洋夫

#### [要旨]

河川管理者の渴水シミュレーションでは「維持流量の放流制限」（以下「維持流量カット」と言う）を最大20%としており、これは大川については12m<sup>3</sup>/sに当るが、昭和59年～60年渴水時の毛馬水門放流記録やこの時の大川での状況からして、大川の維持流量を20m<sup>3</sup>/sカットしても問題はなく、上記12m<sup>3</sup>/sとの差8m<sup>3</sup>/sは日量にして70万m<sup>3</sup>に相当するから、異常渴水時には“断水のより確実な回避”のためにこの水量を上水道に回すべき。

#### 1) 毛馬水門放流量年表

別紙（資料1、資料2）は昭和59年、60年における毛馬水門から大川への放流量の記録です。昭和59年（1984年）と言えば今から21年前に当たりますが（グリコ森永事件の年）、「琵琶湖開発」完成以前であったため、現行の「利用低水位」より1mも高いBSL-50cmが「危険水位」に設定され、琵琶湖からの放流量が抑制されたことや、これに加えて秋雨前線による降雨が少なく、台風上陸もゼロといった気象条件が重なり、秋から冬に掛けて淀川水系は記録的な渴水に見舞われました（→資料3）。

このため毛馬水門においても大川の維持流量60m<sup>3</sup>/sを維持することが出来ず、9月下旬からは放流量がこれを割り込む事態となり、更に10月6日から翌年2月8日までの4ヶ月においては、小規模な降雨による一時的な放流量の回復は見られたものの、延べ102日において放流量が40m<sup>3</sup>/s以下に制限されたこと、しかもこの内、35m<sup>3</sup>/sを切った日が28日もあることなどがこの資料から分ります。つまり4ヶ月の長期間に渡り、20m<sup>3</sup>/s以上の維持流量カットが連日のように続いたのです。

#### 2) このカットが大川にもたらした影響 → 「大阪臨海工水」

では、この長期間の維持流量カットがどのような影響を大川にもたらしたのでしょうか？勿論、もし極端に大きな影響が出るようなら、そもそもこのような大幅なカットが実施された筈がないのですが（→資料4）、念のために調べてみると、この時の状況を示す資料が2つ有りました。

1、「淀川水系 利水の現状と課題」（第7回委員会(H14.2.1)などで河川管理者から配布

されたもの) (→資料5、資料6)

この中のp.5-2にこの時の状況が記されており、“塩水週上により、臨海工水の取水に影響があり、一部企業で減産”とあります。

## 2. 新聞報道

私達は上記4ヶ月間の新聞記事(朝日新聞・大阪版)を全て閲覧しましたが、そこで見出したものは正に上述の「臨海工水」(正式には大阪臨海工業用水道企業団。以下では「大阪臨海工水」と言う)に関するものだけでした(10/30と11/13の2回)(→資料7)。

1、2、の事実からして、4ヶ月の長期に及ぶ $20\text{m}^3/\text{s}$ 以上の維持流量カットが大川にもたらした大きな影響が、大阪湾からの塩水週上による大阪臨海工水の桜宮取水場での塩分問題だけであったことが分ります。(このことが「平成6年渇水」の場合でも同様であったことも私達は既に意見申しています→「異常渇水は大川の維持流量カットで楽々クリア」(意見書No.524))

### 3) 「大阪臨海工水」はH18年度で取水停止予定

そしてこの大阪臨海工水が新日鉄堺製鉄所の閉鎖などのために平成16年度末で既に解散しており、大阪市が引き継いだその桜宮取水場も平成18年度中に取水を停止する予定になっていることも、上記の意見書(No.524)で既に申し述べた通りです(→資料8)。つまり、大川維持流量 $20\text{m}^3/\text{s}$ カットにより発生した唯一の問題が近い将来、消滅することになる訳です。

### 4) 結論 = 異常渇水時には大川維持流量を $20\text{m}^3/\text{s}$ カットすべき

以上のことから、異常渇水の際には一定の「取水制限」と併行して大川の維持流量のカットを有効活用すべきであり、特に今回問題となっている「既往最大規模の渇水」の際には尚更のことと言えます。冒頭の【要旨】で記しましたように、河川管理者は最近のシミュレーションにおいて最大20%の維持流量カットを設定していますが、これは大川については $12\text{m}^3/\text{s}$ に相当します。しかしこのシミュレーションや「丹生ダムの渇水対策容量」が想定しているのは通常の異常渇水ではなく、正に一生に一度あるかどうかの「既往最大規模の渇水」なのですから、大川については少なくとも $20\text{m}^3/\text{s}$ カットを適用すべきであり、この場合、その差 $8\text{m}^3/\text{s}$ は日量にしてほぼ70万 $\text{m}^3$ という大きな水量となりますから、これを大阪府営水道・大阪市営水道などの水道事業者に上水の水源として取水されれば、「断水」の発生をより確実に回避させることができます。

(以上)

## 渡良瀬遊水池における新たなたたかい 大規模掘削計画の再浮上

渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会

渡良瀬遊水池の歴史と自然を守っていく上で現在の最大の課題は、遊水池の治水容量の増強ということで再浮上している大規模掘削計画です。これは第二貯水池計画に含まれていた治水容量の確保のため、第二調節池をほぼ全面的に掘削しようというものです。当初計画の治水容量は500万 $\text{m}^3$ でしたが、もしこれが実施されれば、第二調節池全体を1mも掘削しなければ確保できないほどの大きさですから、遊水池の自然に非常に大きな打撃を与えることは必至です。第二貯水池計画の中止に伴って、治水容量の増強は今後検討すべきこととして先送りされたはずでしたが、国土交通省利根川上流河川事務所は2003年度から方針を変えて、治水容量の増強を前面に持ち出すようになりました。それとともに、渡良瀬遊水池の将来を住民とともに考えていくという同事務所の姿勢もがらりと変わり、十数年に渡る話し合いによって培われてきた住民協議会と同事務所との信頼関係も白紙に戻ってしまいました。第二貯水池建設計画の中止を勝ち取った喜びもつかの間のことでした。

9月16日に別記のとおり、下野新聞に「第二貯水池計画が再浮上 渡良瀬遊水地」という大きな記事が載りました。3年前に中止になった第二貯水池計画を治水目的で復活させるというもので、しかも、当初の計画より規模を大きくするというのですから、私たちに大きな衝撃を与えました。

これは利根川上流河川事務所の佐藤宏明所長の談話に基づく記事ですが、記事に誤りがあるということで、同じ日の16日に利根川のホームページに別記のとおり、「一部誤解があるので当方の主旨を述べます。」というコメントがのりました。

利根川のコメントではまだ検討中ということですが、渡良瀬遊水池で治水容量増強のため、大規模な掘削工事が画策されていることは紛れもない事実です。場合によつては、新聞記事どおりに、第二貯水池計画を上回る規模でこの事業計画が登場していくことも予想されます。

遊水池の歴史と自然を守るために、新たなたたかいの構築が必要となっていました。皆様のご支援をよろしくお願いします。

## 別記1 第2貯水池計画が再浮上 渡良瀬遊水地(下野新聞2005年9月16日)

渡良瀬遊水地に第二貯水池を造る計画が再浮上した。国土交通省利根川上流河川事務所の佐藤宏明所長は十五日、下野新聞社の取材に対し、第二貯水池について「河川法に基づく整備計画を本年度中にまとめ、出来るだけ早く公表したい」と述べ、実現に意欲を示した。同貯水池は渡良瀬遊水地総合開発□期計画の中で、治水と利水を兼ねた多目的ダムとして位置づけられていたが、水需要の低下などで二〇〇二年に国交省が中止を表明。ただ治水部分は「引き続き検討する」としていた。新たな貯水池は遊水地の植生に大きな影響を与えることから、自然保護団体の反発は必至だ。

佐藤所長はこの日、小山市生井の渡良瀬遊水地堤防で開かれた「第二調節池周辺地区治水事業促進連絡協議会」の設立総会に出席、終了後に質問に答えた。この中で整備計画の策定作業に着手していることを認めた上で「治水事業は地元の要望が強い。遊水地を広げることができない以上、掘削するしかない」と述べ、第二貯水池の必要性を強調した。

同貯水池は渡良瀬川と思川に挟まれた現在の第二調節池内に計画されていると見られる。貯水容量について、佐藤所長は「利水部分が中止になったが、治水機能強化のためⅡ期計画(千百四十万トン)より大規模になる見込み」と示唆。その理由に上流の県営東大芦川ダムが中止されたこと、近年集中豪雨が頻発していることを挙げた。着工予定期は明らかにしていない。

Ⅱ期計画の中止後、渡良瀬遊水地は自然保護団体がラムサール条約の登録指定に動くなど、自然保護地としての側面が強調されてきた。佐藤所長は、「環境に影響ないようにすることも可能。科学の粋を集めてやる」と述べ、自然保護団体との合意形成にも意欲を示した。

一方、一都五県の住民でつくる「利根川流域住民協議会」の高松健比古代表世話人は「初めて聞く話で当然認められない。第二貯水池を造れば、貴重な湿地機能が失われることになり、国交省側が主導してきた湿地保全の議論を無視することになる。強行すれば内外の強い批判を招くだろう。」と話している。

## 別記2 国土交通省利根川上流河川事務所のホームページ (2005年9月16日掲載)

平成17年9月16日付け下野新聞掲載「第2貯水池」が再浮上」の記事について  
下記の事項について一部誤解があるので当方の主旨を述べます。

- 「第2貯水池」が再浮上」について

渡良瀬遊水地総合開発(Ⅱ期)事業は、平成14年8月6日の「渡良瀬遊水地総合開発(Ⅱ期)事業審議委員会」の最終答申を受け中止されたもので「第2貯水池」が再浮上」という事は誤りです。

- 「治水目的 年度内に整備計画」「河川法に基づく整備計画を本年度中にまとめ、できるだけ早く公表したい」と述べ」について

河川法改正により、「河川整備基本方針」及び「河川整備計画」を定める事となっています。「河川整備基本方針」は計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持についての基本となるべき方針に関する事項を定めるもので、「社会資本整備審議会」の意見を聴き定めるものです。また、「河川整備計画」は河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について当該河川の整備に関する計画を定めるもので、必要があると認めるときは河川に関し学識経験を有する者の意見を聴き、また、必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならぬとなっています。現在、利根川については「河川整備基本方針」を策定すべく検討中です。

- 「利水部分が中止になったが、治水機能強化のため□期計画(千百四十万トン)より大規模になる見込み」と示唆。その理由に上流の県営東大芦川ダムが中止されたこと、近年集中豪雨が頻発していることを挙げた。」について

渡良瀬遊水地総合開発(□期)事業は治水容量500万トン、利水容量洪水期550万トン、死水容量90万トンの総貯水容量1,140万トンでありました。□期事業が中止されたことにより、利水容量、死水容量は不要となりました。

また、東大芦川ダムの中止は例示として挙げたもので、思川開発事業が縮小になるなどダムが出来にくくなつたと述べたもので、東大芦川ダムの中止が直接渡良瀬遊水地の治水容量増加に結びついたものではありません。

ダムが出来にくくなつたことと近年集中豪雨が頻発していることにより、渡良瀬遊水地総合開発(□期)事業の計画時点より条件が悪くなっているので、渡良瀬遊水地の治水容量はその時点より増える可能性があると述べたものです。

なお、文中内の「第二貯水池」の記載がありますが、当方は「第二貯水池」と言う表現はしていません。

## ■ 川辺川ダムと五木村～求められる地域再生へ向けた取り組み～

寺嶋 悠（子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会／福岡の会）

### 1. 清流に育まれた子守唄の里、五木村

「五木の子守唄」で知られる五木村は、熊本県南部、人吉・球磨盆地の北端に位置する。

総面積253平方km、人口約

1500名の村は九州脊梁山脈の裾野に位置し、その97%を山林が締める。急峻な山肌と川沿いのわずかな平地には、古くからムラが成立し、南九州の他の山村と同じく、焼畑（コバサク）など山林を利用した農業中心の社会が営まれてきた。江戸時代には33人の地頭が村を治めたと記録にあり、現在でも集落ごとに残るダンナ家の形で面影を残している。

五木・五家荘一帯には、平家と源氏にまつわる落人伝説も残るほか、集落ごとにあるお堂や村内に残る旧跡からも、村の成立が古くに遡ると考えられている。



### 2. ダム問題の起り

五木とダム問題の関係は、昭和30年代にまでさかのぼることができる。急峻な地形と、川辺川の豊富な水量に目をつけた電源開発は、当初昭和35年代に、村の中心地の直下に堰を作るという下頭地ダムを計画した。しかし、村の強固な反対と採算性の難しさから撤退を余儀なくされた。

その後、村は昭和38年に未曾有の水害に見舞われることになった。

拡大造林とパルプ需要のための大規模伐採により、当時広範囲にわたって森林保水力の弱まっていた五木では、あちこちで土石流が発生した。行方不明者11名、死者1名のほか、川沿いの多くの家が浸水・倒壊。被害総額は32億円を越え、当時の村財政6000万の実に54倍にもなった。その復旧工事が徐々に進んでいた翌昭和39年と、翌々年である昭和40年には再度水害が発生。死者こそなかったものの、村は大きな被害を受けた。

昭和41年7月4日、国は治水を目的とした相良ダム建設計画を発表した。村中心部を含む、南部地区すべてを水没させるというダム計画に、五木村は騒然となった。村議会は、全会一致でダム反対を決議。村を上げてのダム反対の声に対し、国と県は、ダムを前提とした地域

振興計画を示し「下流のために」とダム受入を強く要請した。

昭和40年代末になると、村行政はダム受入へ徐々に方針を変えていった。当時は、国の事業に反対することが“お上にたてつく”とされた時代。地元の長い抵抗も空しく、国によってダム建設が始まっていた熊本県・下筌ダムの先例もあり、ダムとセットでの地域振興策のみを示し、ダム拒否の道はないと迫る国・県に対し、村行政の立たされた立場は弱かった。

### 3. ダム計画取消訴訟

条件付闘争へと急激に変化していく村行政に対し、一部の地元住民の間では意識のズレが始めた。昭和51年1月のダム基本計画上呈をめぐり、そのズレはピークに。自主研究会から発展した水没者団体「五木村地権者協議会」は、相良村で発足した「相良村地権者協議会」とともに、昭和51年、国を相手取りダム基本計画取消訴訟を提訴した。

地権者協議会を除く他の2つの水没者団体は、昭和56年、国との間で一般補償基準に調印。代替地造成計画はまだ一部しか決まっていない中、村の将来に見切りをつけた水没地住民の、水没地からの急速な離村が始まった。昭和56年4月の補償基準日現在、五木村では水没者数1457名（総人口比43.4%）、水没世帯数493世帯（総世帯数比48.4%）を数えた。

村行政が本格的にダム受入を表明し、水没地住民の多数が入っていた2つの水没者団体が一般補償基準に調印をすると、次々とダム関連工事が着工された。五木村内で、ダム反対の声は次第に「村づくり・生活再建を邪魔する存在」とされ、当時、世論としてのダム反対の声は現在ほど強くなかったこともあり、運動は孤立していった。昭和59年、地権者協議会は裁判を取り下げ、国と和解した。

### 4. 現在の五木村

平成元年、五木村は「川辺川ダム建設に伴う立村計画」をまとめ、平成5年には村中心地にある最大の代替地となる頭地代替地造成が着工された。平成8年の「川辺川ダム事業審議委員会」では、五木はダム建設促進の立場に立った。同年村は、ダム本体工事着工の正式受入

1963-65(S38-40)	3年連続の水害が起こる
1966(S41)	川辺川ダム基本計画発表 村議会でダム反対決議
1976(S51)	県議会でダム基本計画上呈決議 水没者団体（地権協）が国を提訴
1981(S56)	水没者団体（同盟会、水対協）が一般補償基準に調印
1982(S57)	村議会でダム反対決議撤回
1984(S59)	地権協が国と和解
1989(H1)	川辺川ダム建設に伴う立村計画について議会承認
1996(H8)	川辺川ダム事業審議会「事業継続」を発表 村議会、ダム本体工事着工に同意
2001(H13)	頭地代替地へ移転が本格的に開始

れを表明。平成13年頭地代替地が完成し、現在までに大多数の民家や公共施設が水没地から移転を済ませている。

五木村にとって、ダム問題は「生活再建」の問題でもあった。ダム受入が色濃くなつていつた時代から今まで、ダムによる負の影響をどう小さくするか、ダムを前提とした村づくりをどう進めるかは、依然として村の大きな課題である。ダム関連の工事は、ダム本体と頭地大橋や一部の道路付替工事などをのぞいて、ほぼ完了している。中でも、頭地代替地から川へ向けて盛土をし造成する、中学・高校代替地と3haの代替農地造成は、現在でも途中段階にある。盛土には、ダム本体建設工事で掘削される土砂を使用することから、ダム問題の長期化による影響も懸念される。加えて水没地内には、生活不安から移転を拒む民家1戸を含む、35案件の個人所有地がある。川辺川の漁業権と同じく、国はこれらの土地所有権についても強制収用のための手続きに入っているが、新利水計画とのダム計画の関連もあり、強制収用することは困難な状況になりつつある。五木には、同じようにダム建設に関連づけられているため取り組みが遅れている事業が多くあり、現西村村長は、ダム反対を経ての受入という「苦渋の選択」を理由にして、ダム推進を国・県に強く求めている状況にある。

## 5. ダム中止後の地域再生へ向けて

昭和38年からの水害とその復旧工事とその後のダム関連工事は、都市への人口流出と林業の衰退という時代の趨勢と合わせ、村の産業構造を大きく変えていった。ダム計画策定までの意思決定プロセスに、五木村住民が参加することは一切なかった。水没地の生活再建は、最優先とされながらも主導権は国・県に握られる形となった。

五木には、公な発言としての「ダム反対」の声は少ないが、移転問題や道路・橋建設がほぼ完了へ向かいつつある中、複雑な住民感情があるとされている。水没地住民1457名には1457通りの「ダム問題」があり、生活のさまざまな面において長く不便を強いられてきたことは間違いない。現在では、「これ以上の長期化には耐えられない」「中止でも継続でも、とにかく早期の解決を」との意見も聞かれる。ダム関連事業が優先され、過疎・高齢化対策、産業と雇用の創出、自然を生かした観光立村へ向けた取り組みなどが後回しにされがちという問題も抱えている。

39年という長い月日が五木にもたらした弊害は大きい。ダム関連で道路や橋ができたという側面はあるが、本来であればそれらはダムとは無関係に行われるべき事業である。現在、五木村内には、ダムに関連づけられているため着工することのできない事業が、少なからずあると言われる。代替地に移転した住民が現在どんな状況であるか、村も国も実態把握をしていない。現在の村の課題は何か、川辺川・球磨川の総合治水計画策定の際に、どう住民の参加を確保するかなど、法制度の整備も含め、問題解決のための体制づくりが急務である。水特法に基づくもの以外の予算措置を確保することも重要である。

国のダム計画や予算措置の必要性も考えると、村単独では実現困難な取り組みも多い。流域で対立を続けるのではなく、流域の住民、市民グループ、専門家はそれぞれの立場から、史上初のダム中止後へ向けた取り組みに関わり、ともに支援していく必要がある。

同時に、第2、第3の五木村を生まないような取り組みも重要である。公共事業の政策決

定の際、どのように住民参加と情報公開を保障させる仕組みを作っていくべきか、公共事業が中止・休止された場合の法制度など、現在「後もどりするためのしくみ」が欠如していると言われる公共事業関連の制度整備についても、五木村と川辺川ダムの苦い経験を教訓として視野に入れていく必要があるだろう。

「苦渋の選択」という言葉は、ダム推進のための言説に用いられるべきではない。「苦渋の選択」を強いられた人々の思いは、本当の意味での五木村の再生と、「同じような経験を二度と繰り返してほしくない」という願いではないだろうか。

(E-mail: yu\_terashima2003@yahoo.co.jp)

参考：『ダム建設をめぐる環境運動と地域再生』帯谷博明著、昭和堂、2004年

『市民立法・公共事業三法案』水源開発問題全国連絡会／編

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-7-1W201 水源開発問題全国連絡会

TEL : 03-5211-5429 FAX : 03-5211-5538

<http://www.geocities.co.jp/NatureLand-Sky/4094/suigen/siryou.htm>

(2005年8月清流川辺川現地調査資料集掲載分を一部加筆)

## 住民訴訟 1年の経過とこれから

ハツ場ダム住民訴訟統一弁護団

弁護士 高橋利明(東京)

### 第1 原告らが求めている裁判と被告らの対応

東京、前橋地裁などの訴訟を例にとって、この訴訟の基本形を説明します。

#### 1 請求の内容(裁判所に対して求めている判決の内容)

##### (1) 水道事業管理者に対する違法確認を求める

- ① 国土交通大臣に対しハツ場ダム使用権設定申請を取り下げる権利の行使を怠る事実が違法であることの確認を求める。

##### (2) 知事に対して次の公金の支出差止めを求める(東京都の例では権限の移譲を受けた課長職も被告)

- ② 河川法63条に基づく受益者負担金の支出
- ③ 水源地域整備事業の経費負担金の支出
- ④ 財團法人利根川・荒川水源地対策基金の事業経費負担金の支出

##### (3) 水道事業管理者に対して次の公金の支出差止めを求める

- ⑤ 特ダム法第7条に基づく建設費負担金の支出
- ⑥ 上記③に同じ
- ⑦ 上記④に同じ

##### (4) 上記の違法な支出を行った知事、水道事業管理者に対して損害賠償を求める

- ⑧ 知事、水道事業管理者に対する過去1年の公金支出分について、自治体への弁済を求める。

#### 2 原告らの請求理由の骨子

##### (1) ハツ場ダムは、利水上及び治水上の必要性がないばかりか、中和生成物の堆砂等により堆砂が早期に進行すること、ダムサイトの脆弱さ等から安全性が確保されていないこと、地すべりの危険があること、貴重な環境の破壊をもたらす等の問題があること。

##### (2) 必要としない水を得るためにダム使用権設定申請を行ったり、負担金を支出することは地方財政法4条、同3条2項、地方公営企業法17条の2-2項等に違反する。

##### (3) 知事らは、常に、その政策効果を把握し、必要性、効率性または有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない。(政策評価法3条1項)。1都5県の知事らは、この義務を履行していない。(国土交通大臣も同様である)

#### (4) 国土交通大臣の受益者負担金の納付通知は、著しく合理性を欠くので自治体は従う必要はない(最高裁の判断基準による)。

### 3 被告らのこれまでの反論の骨子

被告・自治体側は、原告らの主張を全面的に争っている。被告らの主張は、概ね、次のようなものである。

- ① 原告らの主張は、国が行った利根川の基本計画等の当否を争うもので住民訴訟の目的を逸脱するものである。
  - ② 原告らは、「ダム使用権の設定を受ける権利」を公有財産としているが、これは地方自治法上の「公有財産」には当たらない。
  - ③ 原告らが挙げる地方財政法等の規定は、支出を規制する規定ではなく、また、個別の事業への支出の当・不当の判断基準となるものではない。
  - ④ 自治体や各被告は、國務大臣の発した納付通知に対して適法性又は妥当性を審査する権限を有しない。納付しなければ強制徴収される。
  - ⑤ ハツ場ダムは、利水上も治水上も必要なダムであり、また、国土交通省は、ダムサイトの地盤も、地すべり地も問題がないといっており、効用が認められるから基本計画に重大かつ明白な瑕疵はない。
  - ⑥ 國土交通省は、政策再評価法に基づいて、本件ダム事業を継続するとの評価書(H15年度)を作成し、公表している。
- などと主張している。

### 4 訴訟の進行状況と今後の展開

被告側は、実体審理に入ることを拒み、門前払いの判決を求めているが、裁判所は、現時点で、被告の主張を直ちに容認する気配は感じられない。原告側では、実体審理によってこそ、本件計画の著しい不合理性が明らかになるのであるから、早期に実体審理に入ることを求めて、現在準備中である。

これから展開される、原告側の主張の骨子は、「第2」に記載のようなものとなると思われる。

### 5 被告準備書面の「市民連絡会」HP掲載に伴弁護士がクレーム

群馬県ほか2県の代理人を務める伴義聖弁護士から、「市民連絡会」HPに被告準備書面を掲載していることについて、「訴訟記録の閲覧・謄写には裁判所の許可が必要である。HP掲載は民事訴訟規則に違反した措置」との申し入れがあった。弁護団からは、「同規則は当事者の手持ち記録の公表を規制していない。公益の訴訟だから、むしろ公表すべきもので害はない」との回答を行った(11月7日)。自治体も、住民から情報公開請求があれば、裁判所の許可なしに保有訴訟資料等を公開するはずである。同弁護士の真意は測り

かねるものがある。

## 第2 これから訴訟の展開 — 原告の主張の骨子

### 1 利水上必要がないハツ場ダム

(1) 高度成長期以後、長期の水需給計画では、10年ごとに需要は何割も増え続けるとして、巨額の投資を続けてダムを造ってきた。今や、全国で3000ものダムがある。しかし、需要はそんなには増えなかった。逆に需要は減って、全国では水余りの状態となっている。

(2) 02年の全国の水需要は286億m<sup>3</sup>であった。国交省の資料でも、「通常の年」なら341億m<sup>3</sup>の供給能力を備えている。「水不足の年」でも304億m<sup>3</sup>の備えができる。利根川流域の各都県でも、ほぼ同様の水需給となっている。新規施設をつくる必要はなくなっているのである。

(3) ハツ場ダム計画は、利水計画としては、高度成長期の水需要を前提にして作成された「ウォータープラン2000」という計画の下で、ダムが必要だとされたもので、それを具現化したものが「利根川第4次フルプラン」であった。2000年を目標年次とした右肩上がりの需要を想定したものだ。しかし、需要は下降線である。そこで、需要増を前提にした長期計画はもう作れない。利根川水系でもダム、調整池などの開発事業計画が11も中止となっている。かくして、第4次フルプランは期限切れになったままで、「第5次フルプラン」は存在しない。利水計画上ではハツ場ダムは行政施策上の根拠を失って漂流しているのである。こうした事実をもってしても、利水ダムの不要性は明らかである。

(4) 東京都では、「水余り」を隠すために、日常の給水に水道局が利用している地下水を保有水源の勘定にいれない。そして、40年以上も安定的に取水している中川・江戸川の水も「緊急暫定」の権利で不安定だといって、ハツ場ダムが必要だとしている。それに、相変わらず、今後も水需要が増えるとしている。

### 2 治水上も必要のないハツ場ダム

(1) ハツ場ダムは、降雨確率では200年に1度の割合で来襲したカスリーン台風規模(昭和22年9月 降水量318mm)の洪水に備えるために造るのだという。しかし、太平洋沿岸に沿って東に向かう台風では、吾妻川流域に大雨は降らない。赤城山、榛名山が盾となるからである。このときも、吾妻川では氾濫はなかった。

(2) カスリーン台風で、利根川中流部(八斗島地点)で毎秒1万7000m<sup>3</sup>もの水が出て大洪水になったとして、その対策が立てられた。ハツ場ダムもその一環であった。それが、昭和55年になると、上流の河道整備が進み、上流域での氾濫がなくなっているので、もう一度、この規模の雨が降ると、八斗島地点で、毎秒2万2000m<sup>3</sup>の水が出ると、建設省は言い出した。これがもし本当なら、利根川の上流域に10箇所にダムが必要となる。百年経っても、この仕事は終わらなくなる。

(3) しかし、この結論はいい加減さや間違の積み重ねの上にあるものである。例えば、

- ① 140年後?にカスリーン台風が再来しても吾妻川上流に大雨は降らず、ハツ場ダムは役に立たない(役に立たないことは国交省も、群馬県等も認めている)。
- ② 洪水の規模を毎秒1万7000m<sup>3</sup>と決定したのは、知事さんへのアンケート。それに、その前の専門家による流量の検討段階でも、洪水流の特殊性を見落とし、洪水の流量計算を誤った。これらで流量は、1~2割増となっている。
- ③ 戦中・戦後の森林の丸刈りから山林は回復している。その後の大河でも水の流出は小さくなっている。カスリーン台風規模の降雨でも、毎秒1万6000m<sup>3</sup>以上の洪水は起こらない状況となっている。

(4) これらの事実が明らかになれば、治水ダムの不要性は明白となる。

### 3 ダムサイト地盤の危険性

(1) 吾妻川中流部の深い谷は、40万年以上の時間をかけて川が岩盤を削って創った自然の造形である。しかし、この短い時間に上部の荷重(岩盤)が取り除かれたために深部の岩盤は浮き上がり(リバウンド)、両岸の岩盤には水平的な亀裂(シーティング節理)が無数に発達した。また、臥龍岩とか昇龍岩などと呼ばれ観光名所となっている岩脈は、新しい時期にマグマが安山岩の割れ目を昇って固まったものである。

(2) 国の技術基準(河川砂防技術基準)では、ダムサイトの安全基準として、重い堰堤を支え、また、堰堤を介して貯水池の水圧等を受け止める岩盤には相応の強度を求め、かつ岩盤は水をほぼ通さないものが必要だとしている。水平的な亀裂がつながっている恐れのある岩盤は強度が大きく下がるし、透水性の高い岩盤はこの基準をクリアしない。ここでの岩盤の透水性は、基準値の数倍、数百倍という値を示している。吾妻渓谷の観光名所はダムサイトとしては不合格なのである。国土交通省は、今なお調査中しているが、対策はかなり困難で、また可能としても巨額の費用を要すると思われる。

(3) これだけでなく、左岸には「擾乱帯」という変質したもろい岩盤帯があり、また、ダムサイトの右岸上流には温泉の熱で変質した、岩とはいえない状態の地質が広く広がっている。これらは、いずれもダム基礎としては不合格な岩盤である。これらは、国交省が依頼した地質調査会社の報告書が指摘した事実である。

(4) このほか、国会で問題となった断層の存在、基盤となっている安山岩の生成が陸化した時代のものであった(陸成はダム基礎としては不適)、など様々な問題点が持ち上がっている。

(5) ダムサイト地盤の安全性は保障されておらず、その上、左岸林地区、右岸横壁地区など湛水域地すべりの危険性も高い。

### 4 人間の生活環境や自然環境を破壊するハツ場ダム

(1) 人の生活の破壊について

ハッ場ダム建設により生活の場を奪われる人々の生活再建の目途が全く立っていない。このダム計画では、山の中腹に代替地を造成し、集落ごとに移転して生活を再建する方式を採用することになっているが（現地ずり上がり方式）、生活再建の覚書が作成されて20年経ち既に半数以上の住民が他所に転出しており、現地ずり上がり方式の破綻は明らかである。また、代替地の分譲価格が1坪当たり17万5000円近くにのぼる代替地があるなど、地元住民の生活再建を最優先にして事業が進められているとは到底いえず、代替地への住民の移転は極めて困難な状況にある。

#### (2) 自然環境の破壊について

ハッ場ダム予定地周辺は日本でも有数の自然の宝庫といえる場所である。しかし、このダム建設について詳細かつ継続的な科学的調査とダムによる影響の調査がなされておらず、ダム建設によってオオタカやハヤブサの生息地が消失するなど、このダム建設が種の保存法及び生物多様性条約に違反することは明らかである。

また、ダム予定地周辺は、丸岩、不動岩などの奇観や吾妻川の浸食作用によって出現した渓谷が各所に見られ、吾妻渓谷などの独特的な自然景観をつくり出している。ダム建設により吾妻渓谷の約4分の1が水没してその景観が喪失し、水没を免れた他の渓谷部分も様相が大きく変わり、現在の渓谷美は完全に失われてしまう。

#### (3) 効用を喪失し、廃棄物と化すハッ場ダム

ダム建設に際しては100年分の堆砂量を見込んで堆砂容量を計画するが、実際の堆砂のスピードは概して計画よりも早い。ハッ場ダムも群馬県内に設置された下久保ダム（計画予定値よりも2倍もの速さで堆砂が進行している）と同じくらいの速さで堆砂が進行する可能性が高く、中和生成物の堆砂を加えて考えると、このダムは30年で堆砂容量を超える、80年で夏期利水容量までが完全に失われてしまうこととなる。

ダムに堆積した土砂を浚渫するとすればその土捨場の環境悪化が問題となる。堆砂問題を何らかの方法で根本的に解決しない限り、ダムは早期にダムとしての機能を全く喪失し、ダム自体が巨大な廃棄物と化す。その廃棄物を撤去するためのコストはハッ場ダム計画の中で全く考慮されていない（ハッ場ダムの数十分の1の熊本県の荒瀬ダムでさえ、その撤去費用として約47億円が見込まれている。）。

以上

## ～現地住民の状況～

2005/11/27

### 1. 水没予定地における人口減少

ハッ場ダム事業においては、1990年、建設省によって示された“現地再建ずり上がり方式”による地域居住計画に基づいて、水没住民の現地再建が図られてきた。しかし現状では転出者があとを絶たない。

水没予定地では2003年末、国交省が代替地価格を発表して以来、人口減少が著しい（資料1、2参照）。住民代表による交渉委員会は値下げを要望し、1年余り交渉したが、僅かな譲歩を引き出しただけで、今夏、国との全ての交渉を終了した。

急峻な渓谷中腹に計画された代替地の造成費用はダム事業費に含まれず、分譲価格は9月に調印された分譲基準によれば、最高額の温泉街ゾーンで17万円/坪を超える。その他の宅地、農地も周辺地価よりかなり割高である。

一方、代替地は当初、補償基準合意（2001年）時点で完成のはずであったが、現段階では未だに造成中で、道路、電気などのライフラインも未整備だ。今年8月から始まった代替地に関する意向調査では、図面で希望が問われたが、全水没の川原湯で代替地購入希望が36世帯、川原畠が17世帯と、希望世帯が当初世帯数の1/5以下に留まつた。国交省は代替地計画の縮小案を用意しているとされる。今年度末に第一期分譲が始まる予定だが、実際には来年度にずれ込む見通しである。

### 2. 地元民の生活再建

水没住民の生活再建は、①公共用地の取得に関する特別措置法（1961年）による補償金、②利根川・荒川水源地域対策基金事業による助成金が資金となる。

2001年に調印された補償基準によれば、一等級の川原湯温泉街の補償価格は周辺地価よりはるかに高額。補償金に連動して代替地価格も高く設定され、代替地移転希望者にとって過酷なものになった。土地の補償金を期待できない借地・借家層は、助成金以外に金融機関の借り入れが必要となる。自然破壊が進む中、温泉街の再建を目指す地権者たちにとっても、将来の見通しは明るくない。

### 3. 基金事業、整備事業による箱物行政

国交省は、下流都県がコスト縮減を要望することにより、住民の再建費用に繙寄せがくると地区で説明。厳しい状況に置かれている地元民の中には、補償金を少しでも早く受け取りたいと転出を急ぐ人、「地元が反対闘争をしていたときには冷淡だったのに、なぜ今になって・・・」とダム反対の市民運動に反発する人もいる。

ハッ場ダムの予定地を抱える長野原町には、水特法に基づく整備事業と利根川・荒川水源地域対策基金事業として、巨額の資金が投入されている。その出所は関係都県民の

税金、水道料金、国税である。長野原町では、「まちづくり」計画に八ッ場ダム関連地域整備事業を組み込んでいるが、集会施設、スポーツ・レクリエーション施設など箱物行政が目立ち、地域の衰退に歯止めがかかるない。

昨年の八ッ場ダム計画変更の際、国交省は事業費増額の理由として「水没関係者の生活再建に係る要因」(増金額の45%)を掲げたが、住民の真の生活再建、地域の再生という課題は置き去りにされたままである。  
(渡辺洋子:八ッ場ダムを考える会)

【資料1】1979年群馬県調査（1980年群馬県生活再建案より）

集落名	世帯	水没世帯	水没世帯の内訳					人口
			旅館	商業	農業	工業等	勤め人等	
川原畠	79	79(29)		6(3)	31	2	40(26)	307
川原湯	201	201(109)	18(9)	44(26)	16	6(1)	117(73)	623
林	103	20(2)		6(3)	9		7(2)	424
横壁	47	15			11	1	3	225
長野原	392	25(4)			1	5	19(4)	1442
計	822	340(144)	18(9)	54(29)	68	14(1)	185(105)	3021

(注1) 川原畠、川原湯地区は全水没予定。林、横壁、長野原は一部水没予定。

(注2) カッコ内は借地・借家世帯数。

【資料2】水没五地区人口動態（長野原町役場）

年度 集落名	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2005年10月
川原畠	95	95	94	90	70	39	27	28
	247	249	244	226	185	113	86	81
川原湯	183	181	176	174	150	119	93	83
	525	519	504	494	423	349	273	253
林	107	108	107	107	102	101	96	99
	359	362	354	351	331	311	298	296
横壁	66	62	62	57	54	47	45	45
	200	192	179	172	161	142	129	125
長野原	321	321	320	322	312	300	308	311
	958	954	928	914	895	852	855	870
合計	772	767	759	750	688	606	569	566
	2289	2276	2209	2157	1939	1767	1641	1625

注1：1999～2005年3月末

注2：上段一世帯数、下段－人口